

自 令和3年4月 1日  
至 令和4年3月31日

# 第1 事務報告

## A 会務（総括）報告

### 1 総会・理事会・各種会議の開催状況等

令和3年度における本会の通常総会をはじめ理事会、委員会、その他関係する各種会議の開催状況は次のとおり。

#### (1) 第78回通常総会

ア 日時・場所：令和3年6月23日（水）・13:30～、明治記念館「蓬莱の間」及びweb 併用  
イ 議 事：

- 第1号議案 令和2年度 事業報告の件（報告事項）
- 第2号議案 令和2年度 決算の件（承認事項）
- 第3号議案 令和3年度 事業計画の件（報告事項）
- 第4号議案 令和3年度 予算の件（報告事項）
- 第5号議案 令和3年度 会費及び賛助会費の件（承認事項）
- 第6号議案 役員選任の件（承認事項）

#### (2) 理 事 会

《第1回》

ア 日時・場所：令和3年5月26日（水）・14:00～、日本獣医師会・大会議室及びweb 併用  
イ 議 事：

[決議事項]

- 第1号議案 令和2年度事業報告及び決算に関する件
- 第2号議案 第78回通常総会に関する件
- 第3号議案 役員候補者の選出に関する件
- 第4号議案 賛助会員入会に関する件

[説明・報告事項]

- (ア) 職域別部会委員会委員の委嘱手続きに関する件
- (イ) 改正動物愛護管理法におけるマイクロチップ登録義務化に伴う指定登録機関の申請に関する件
- (ウ) 日本獣医師会獣医学術学会誌の電子化に関する件
- (エ) 新型コロナウイルス感染症への対応に関する件
- (オ) 豚熱ワクチン接種等の防疫措置の取組みについて
- (カ) 令和2年豪雨に関する件
- (キ) 令和3年度動物愛護週間中央行事及び2021動物感謝デーin JAPAN “World Veterinary Day” の開催に関する件
- (ク) 第21回アジア獣医師会連合（FAVA）大会の開催に関する件
- (ケ) 部会委員会の開催に関する件
- (コ) 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）

(サ) その他

[その他の報告・連絡事項]

- (ア) 当面の主要会議等の開催計画に関する件
- (イ) 日本獣医師連盟の活動報告に関する件
- (ウ) その他

《第2回》

ア 日時・場所：令和3年6月23日（水）・10:30～、明治記念館「末広の間」及びweb 併用  
イ 議 事：

〔協議事項〕

第78回通常総会対応に関する件

〔説明・報告事項〕

(ア) 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく指定登録機関の指定に関する件

(イ) 職域別部会委員会委員候補者の推薦に関する件

(ウ) 新型コロナウイルス感染症への対応に関する件

(エ) 豚熱の予防的ワクチン接種等の防疫措置について（要請）

(オ) 特別委員会に関する件

(カ) 部会委員会に関する件

(キ) 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）

(ク) その他

〔その他の報告・連絡事項〕

(ア) 当面の主要会議等の開催計画に関する件

(イ) 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

(ウ) その他

《第3回》

ア 日時・場所：令和3年6月23日（水）・16:30～、明治記念館「末広の間」及びweb 併用  
イ 議 事：

〔決議事項〕

第1号議案 代表理事及び執行理事等の選定に関する件

第2号議案 顧問の委嘱に関する件

〔その他の報告・連絡事項〕

(ア) 当面の主要会議等の開催計画に関する件

(イ) その他

《第4回》

ア 日時・場所：令和3年9月22日（水）・14:00～、日本獣医師会・大会議室及びweb 併用  
イ 議 事：

〔決議事項〕

第1号議案 副会長の順序に関する件

第2号議案 役員候補者推薦管理委員会委員の選任に関する件

第3号議案 日本獣医師会会長特別感謝状に関する件

第4号議案 事務局長の選任に関する件

第5号議案 諸規程の改廃に関する件

〔説明・報告事項〕

(ア) 新型コロナウイルス感染症への対応に関する件

(イ) 2021動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” に関する件

(ウ) 獣医学術学会年次大会に関する件

(エ) 獣医学術地区学会に関する件

(オ) 日本獣医師会獣医学術学会誌の電子化に関する件

(カ) 豚熱等家畜伝染病予防対策に関する件

(キ) マイクロチップ指定登録機関に関する件

(ク) 愛玩動物看護師法の施行に向けた対応に関する件

(ケ) 第21回アジア獣医師会連合（FAVA）大会の開催に関する件

- (コ) 政策提言活動等に関する件
  - (サ) 特別委員会及び部会委員会に関する件
  - (シ) 当面の課題への対応方針（ロードマップの策定）に関する件
  - (ス) 全国獣医師会会長会議の常設議長及び副議長に関する件
  - (セ) 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）
  - (ソ) その他
- [その他の報告・連絡事項]
- (ア) 当面の主要会議等の開催計画に関する件
  - (イ) 日本獣医師連盟の活動報告に関する件
  - (ウ) その他

#### 《第5回》

ア 日時・場所：令和3年12月16日（木）・14:00～、明治記念館「曙の間」及びweb 併用  
イ 議 事：

##### [説明・報告事項]

- (ア) 中間監査結果の報告に関する件
- (イ) マイクロチップ指定登録機関に関する件
- (ウ) 第21回アジア獣医師会連合（FAVA）大会の開催に関する件
- (エ) 獣医学術学会年次大会に関する件
- (オ) 豚熱等家畜伝染病予防対策に関する件
- (カ) 新型コロナウイルス感染症への対応に関する件
- (キ) 政策提言活動等に関する件
- (ク) 特別委員会及び部会委員会に関する件
- (ケ) 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）
- (コ) その他

##### [その他の報告・連絡事項]

- (ア) 当面の主要会議等の開催計画に関する件
- (イ) 日本獣医師連盟の活動報告に関する件
- (ウ) その他

#### 《第6回》

ア 日時・場所：令和4年3月23日（水）・13:30～、日本獣医師会・大会議室及びweb 併用  
イ 議 事：

##### [決議事項]

- 第1号議案 令和4年度事業計画及び収支予算書等に関する件
- 第2号議案 特定資産の取崩しに関する件
- 第3号議案 諸規程の制定等に関する件

##### [説明・報告事項]

- (ア) 令和3年度地区獣医師大会における決議要望事項に関する件
- (イ) マイクロチップ装着・登録の義務化に向けた対応に関する件
- (ウ) 第21回アジア獣医師会連合（FAVA）大会の開催等に関する件
- (エ) 獣医学術学会年次大会に関する件
- (オ) 新型コロナウイルス感染症への対応に関する件
- (カ) 政策提言活動等に関する件
- (キ) 令和4年度動物愛護週間中央行事及び2022動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” の開催に関する件
- (ク) 認定・専門獣医師制度（農場管理専門獣医師を含む）への取組みに関する件
- (ケ) 愛玩動物看護師法施行後の小動物診療施設における国家資格を取得していない獣医療補助者の呼称に関する件
- (コ) 家畜における遠隔診療の活用に関する件
- (サ) 伴侶動物の動物病院ネットワーク構築のための協力可能動物病院リストに関する件

- (シ) 特別委員会及び部会委員会に関する件
- (ス) 野口英世アフリカ賞に関する件
- (セ) 「第11回インターペット～人とペットの豊かな暮らしフェア～」に関する件
- (ソ) 会員構成獣医師の休会の取扱いに関する件
- (タ) WVA に対する本会の対応方針に関する件
- (チ) 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）
- (ツ) その他
- [その他の報告・連絡事項]
- (ア) 当面の主要会議等の開催計画に関する件
- (イ) 日本獣医師連盟の活動報告に関する件
- (ウ) その他

(3) 監査 5月25日～26日(令和2年度決算)(web併用)、12月16日(令和3年度中間)(web併用)

(4) 業務運営幹部会 4月20日(web併用)、5月25日(web併用)、6月14日(web)、7月21日(web)  
8月20日(web併用)、9月17日(web)、10月26日(web)、11月19日(web)  
12月22日、1月26日(web併用)、2月24日(web併用)、3月15日(web併用)

(5) 役員候補者推薦管理委員会 4月22日(web併用)、5月24日(web)

(6) 全国獣医師会会長会議 10月1日(書面開催)

(7) 全国獣医師会事務・事業推進会議 7月30日(書面開催)

(8) 特別委員会関係

- ア マイクロチップ普及推進検討委員会 5月18日(web)、9月27日(web)
- イ "One Health"推進検討委員会 5月21日(web)
- ウ 総合獣医療・専門獣医療提供体制整備検討委員会 9月10日(web)
- エ ワンヘルス推進検討委員会 9月24日(web)、12月23日(web併用)
- オ 薬剤耐性(AMR)対策推進検討委員会 9月29日(web)

(9) 部会(部会委員会運営事業)関係

- ア 獣医学術部会
  - 獣医師生涯研修事業運営委員会 5月17日(web)
  - 学術・教育・研究委員会 10月4日(web)
- イ 産業動物臨床部会
  - 産業動物臨床・家畜共済委員会 4月26日(web併用)、10月21日(web併用)、2月9日(web併用)
- ウ 小動物臨床部会
  - 小動物臨床委員会 4月15日(web)、9月30日(web)、12月9日(web)
- エ 家畜衛生部会・公衆衛生部会
  - 家畜衛生・公衆衛生委員会 5月12日(web併用)、9月27日(web併用)、2月18日(web併用)
- オ 動物福祉・愛護部会
  - 動物福祉・愛護委員会 9月28日(web)、12月7日(web併用)
  - VMAT養成カリキュラム等検討小委員会 4月26日(web)、9月8日(web)、3月16日(web)
  - 日本動物児童文学賞審査委員会 7月20日(web)
  - 学校動物飼育支援対策検討委員会 10月22日(web併用)
- カ 職域総合部会
  - 総務委員会 5月11日(web併用)、10月27日(web併用)、3月3日(web併用)
  - 女性獣医師活躍推進委員会 5月14日(書面開催)、10月15日(web併用)

- 日本獣医師会雑誌編集委員会 4月13日(web併用)、6月8日(web併用)、8月10日(web)  
10月12日(web併用)、12月14日、2月9日(web併用)
- キ 職域別部会関係部会長会議 2月24日(web併用)

**(10) 学会(獣医学術学会事業)関係**

- ア 令和2年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会オンラインセミナー 4月3日(web)
- イ 日本獣医師会学会正副会長会議 7月14日(web)、10月25日(web)、1月27日(web)
- ウ 令和3年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会企画実行委員会 8月18日(web)
- エ 獣医学術北海道地区学会 9月2日～16日(web)
- オ 獣医学術中部地区学会 9月5日(web)
- カ 獣医学術関東・東京合同地区学会 9月12日(web)
- キ 獣医学術四国地区学会 9月12日(web)
- ク 獣医学術近畿地区学会 9月27日～10月3日(web)
- ケ 獣医学術東北地区学会 10月11日～31日(web)
- コ 獣医学術中国地区学会 10月16日～17日(web)
- サ 獣医学術九州地区学会 10月22日(web)
- シ 日本獣医師会獣医学術学会誌編集委員会 10月25日(web)
- ス 獣医学術功績者選考委員会 10月25日(web)、1月17日(web)
- セ 令和3年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会(webによる動画配信) 1月21日～2月6日
- ソ 令和4年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会企画実行委員会 2月7日(web)

**(11) その他の会議関係**

- ア 日本獣医師会雑誌通巻900号発刊記念企画WEB座談会 8月19日(web併用)
- イ 豚熱等家畜伝染病対策検討委員会 10月21日(web併用)
- ウ 獣医学実践教育推進協議会 11月29日(web併用)、3月17日(web併用)

**(12) 獣医事対策等普及啓発活動事業関係**

- ア 動物愛護週間中央行事 実行委員会 4月9日(web)、11月26日(web)
- イ 動物愛護週間中央行事プログラム委員会 6月1日(web)、7月6日(web)、8月12日(web)  
9月1日(web)、2月15日(web)
- ウ 2021動物感謝デーinJAPAN“World Veterinary Day”日本獣医師会/日本獣医学生協会スタッフ打合せ会議  
6月3日(web)、7月2日(web)  
9月1日(web)、9月24日(web)  
10月13日(web)、10月18日(web)  
10月27日(web)、11月2日(web)  
12月8日(web)、12月17日(web)  
1月5日(web)、1月17日(web)
- エ マイクロチップ義務化に関する制度設計検討会(環境省主催) 6月18日(web)、6月28日(web)、7月1日(web)  
7月5日(web)、7月7日(web)、7月8日(web)  
7月9日(web)、7月13日(web)、7月14日(web)  
7月26日(web)、7月29日(web)、8月10日(web)  
8月23日(web)、8月27日(web)、8月30日(web)  
8月31日(web)、10月4日(web)、10月15日(web)  
10月25日(web)、11月1日(web)、11月8日(web)  
11月15日(web)、11月22日(web)、11月30日(web)  
12月7日(web)、12月13日(web)、12月20日(web)  
12月27日(web)、1月11日(web)、1月17日(web)  
1月24日(web)、1月31日(web)、2月8日(web)  
2月14日(web)、2月21日(web)、2月28日(web)  
3月7日(web)、3月14日(web)、3月22日(web)、3月28日(web)

オ	マイクロチップ義務化に関する情報システム検討会(環境省主催)	6月25日(web)、7月2日(web)、7月9日(web) 7月16日(web)、7月28日(web)、8月13日(web) 8月20日(web)、8月27日(web)、8月31日(web) 9月3日(web)、9月6日(web)、9月10日(web) 9月17日(web)、9月21日(web)、9月24日(web) 9月27日(web)、9月28日(web)、9月29日(web) 9月30日(web)、10月1日(web)、10月5日(web) 10月6日(web)、10月7日(web)、10月8日(web) 10月15日(web)、10月19日(web)、10月21日(web) 10月22日(web)、10月29日(web)、11月5日(web) 11月12日(web)、11月17日(web)、11月19日(web) 11月26日(web)、12月3日(web)、12月10日(web) 12月17日(web)、12月24日(web)、1月7日(web) 1月14日(web)、1月21日(web)、1月28日(web) 2月4日(web)、2月10日(web)、2月18日(web)、2月25日(web) 3月4日(web)、3月11日(web)、3月18日(web)、3月25日(web)
カ	マイクロチップ情報登録電子システムに係る利用者向け総合業務確認(研修の部)	7月30日(web)
キ	マイクロチップ情報登録電子システムに係る利用者向け総合業務確認(操作確認の部)	8月30日(web)
ク	指定登録機関個別 web システムにおけるデザイン方針に係る関係者顔合わせ会議(環境省主催)	9月7日
ケ	動物愛護週間中央行事(屋内行事)	9月25日
コ	改正動物愛護管理法に基づくソフトウェア開発委託個別契約に係るステアリングコミティ(日本電気株式会社主催)	10月28日、2月14日(web)
サ	指定登録機関個別 web システムにおける UI・UX の実現に向けた画面デザイン検討会(日本電気株式会社主催)	10月29日
シ	愛玩動物看護師法及び改正動物愛護管理法に係る説明会	11月18日(web)、11月24日(web)
ス	指定登録機関個別 Web システムに設定する犬及び猫の品種・毛色案に係る有識者ヒアリング	12月8日(web)
セ	改正動物愛護管理法及び愛玩動物看護師法に係る説明会(地方獣医師会会長対象)	12月15日(web)
ソ	動物愛護管理法に基づく指定登録機関のコールセンター及びヘルプデスク設置運営業務の委託に係る実施事業参加表明社企発表会	1月18日
タ	動物愛護管理法に基づく環境大臣指定登録機関における登録関係事務のうち紙申請における対応業務の委託に係る実施事業参加表明社企発表会	1月24日

### (13) 獣医事対策等国内外連携交流推進事業関係

ア	アジア獣医師会連合(FAVA)臨時代表者会議及びFAVA-FAO-OIE-VNU 共催ウェビナー	4月21日(web)
イ	世界獣医師会(WVA)総会	4月28日(web)
ウ	世界獣医師会(WVA) Virtual Seminar (Food Security)	4月29日(web)
エ	アジア獣医師会連合(FAVA)執行部会議	5月1日(web)、6月5日(web)、7月24日(web) 9月11日(web)、10月9日(web)、11月13日(web) 12月11日(web)、1月29日(web)、2月26日(web)
オ	アジア獣医師会連合(FAVA)執行部・小委員会合同会議	5月8日(web)、7月3日(web)、8月21日(web)
カ	世界獣医師会(WVA)ヒアリング	6月18日(web)
キ	FAO(国連食糧農業機関)/OIE(国際獣疫事務局)ウェビナー: Stop ASF Public and Private partnering for success	6月21日(web)、6月28日(web)
ク	アジア獣医師会連合(FAVA)ウェビナー: Dogs Detect Asymptomatic COVID-19 Patients	6月24日(web)
ケ	アジア獣医師会連合(FAVA)小委員会会議	6月25日(web)
コ	アメリカ獣医師会(AVMA)総会	7月29日~31日(web)
サ	アジア獣医師会連合(FAVA)大会 組織委員会	8月10日(web)、11月17日(web 併用) 12月20日(web 併用)、2月3日(web)
シ	アジア獣医師会連合(FAVA)-FAO(国連食糧農業機関)AMR対策プロジェクト進捗会議	8月28日(web)、9月25日(web)、10月30日(web)
ス	アジア獣医師会連合(FAVA) 抗菌薬使用実態調査 実務者会議	9月6日(web)
セ	アジア獣医師会連合(FAVA)ウェビナー: "A Comprehensive Look at Asian Veterinarians' AMR Action Plan"	9月22日(web)
ソ	アジア獣医師会連合(FAVA) AMS (antimicrobial stewardship) 小委員会	9月29日(web)
タ	アジア獣医師会連合(FAVA) 抗菌薬使用実態調査 中間報告会	9月30日(web)
チ	アジア獣医師会連合(FAVA) 大会 交流委員会	10月1日(web)

ツ	アジア獣医師会連合(FAVA) 大会 財務委員会	10月1日(web)
テ	アジア獣医師会連合(FAVA) Achariya Sailasuta 事務所長と藏内会長との面談	10月7日(web)
ト	アジア獣医師会連合(FAVA) プロジェクト会議	10月8日、10月20日
ナ	アジア獣医師会連合(FAVA) 代表者会議	10月16日(web)
ニ	アジア獣医師会連合(FAVA) 抗菌薬使用実態調査 最終報告会	10月23日(web)
ヌ	熊本地震ペット救援センター資産管理	11月4日
ネ	日本医師会・日本獣医師会による連携シンポジウム「“One Health”アプローチで取り組む薬剤耐性対策」	11月30日(web)
ノ	アジア獣医師会連合(FAVA)-FAO(国連食糧農業機関)AMR対策プロジェクト2021年の最終報告会議	12月2日(web)
ハ	産業動物獣医師確保に係る懇談会(農林水産省、公益社団法人中央畜産会、公益社団法人全国農業共済協会、公益社団法人日本獣医師会)	12月7日
ヒ	アジア獣医師会連合(FAVA) 常設委員会全体会議	12月11日(web)
フ	AAVS(Asian Association of Veterinary Schools)及びFAVA代表による「アジア地域における獣医学教育に関する会議」	12月20日(web)
ヘ	アジア獣医師会連合(FAVA) 大会 準備室会議	12月27日
ホ	アジア獣医師会連合(FAVA) 大会「アジアワンヘルス福岡宣言2022」起草委員会	1月20日～22日
マ	世界獣医師会(WVA)総会(アラブ首長国連邦・アブダビ)	3月29日(web)

#### (14) アジア地域臨床獣医師等総合研修及びネットワーク構築事業

ア	令和3年度 初期研修	4月5日～9日及び12日～16日(web)
イ	全国競馬・畜産振興会による令和3年度 事業実施計画変更に係るヒアリング	11月18日(web)
ウ	全国競馬・畜産振興会による令和4年度 事業実施計画に係るヒアリング	1月14日(web)

#### (15) 農場管理専門獣医師等認定・活動支援事業

ア	全国競馬・畜産振興会による令和3年度 事業実施計画に係るヒアリング	4月14日(web)
イ	農場管理専門獣医師等認定・活動支援推進委員会	7月19日(web)
ウ	農場管理獣医師等活動周知・普及推進検討委員会	1月6日、2月22日(web)
エ	全国競馬・畜産振興会による令和4年度 事業実施計画に係るヒアリング	1月14日(web)
オ	「認定・専門獣医師等認定・登録・管理システム」開発等業務実施事業参加表明企画発表会	2月10日(web)、2月16日
カ	認定・登録管理システム検討委員会	3月29日(web)
キ	研修プログラム基準案作成・評価作業委員会	3月30日(web)

#### (16) 獣医師福祉共済事業関係

獣医師賠償責任保険中央審議会	11月9日、12月2日、1月6日
----------------	------------------

#### (17) 省庁等の委員会・検討会等(本会役職員が出席したもの)

ア	家畜衛生主任者会議(農林水産省)	4月22日(web)
イ	動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会(環境省)	5月17日(web)
ウ	国際獣疫事務局(OIE)連絡協議会(農林水産省)	6月24日(web)、12月10日(web)
エ	獣医事審議会 免許部会(農林水産省)	8月31日
オ	水鳥救護研修センター運営連絡協議会(環境省)	9月16日(web)
カ	全国家畜保健衛生業績発表会(農林水産省)	9月16日～17日(web)
キ	全国畜産課長会議(農林水産省)	9月29日(web)、1月20日(web)
ク	新農林水産省生物多様性戦略検討会(農林水産省)	10月14日(web)
ケ	EUの新たな動物用医薬品規則に係る事業者説明会(農林水産省)	11月2日(web)
コ	牛トレサ(生産)業務の見直し等に係る説明会(農林水産省)	12月2日(web)
サ	中央環境審議会 動物愛護部会(環境省)	12月3日、2月24日(web 併用)
シ	薬剤耐性ワンヘルス動向調査検討会(厚生労働省)	1月17日(web)
ス	次期感染症サーベイランスシステム(仮称)工程管理・調達支援等業務(次期感染症サーベイランスシステム(仮称)の設計・開発にかかる報告会議(厚生労働省、株式会社三菱総合研究所)	2月15日(web)
セ	動物衛生試験研究推進会議(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門)	2月17日(web)
ソ	排出ガス中の酸化エチレン測定方法調査ワーキンググループ(環境省)	3月4日(web)

- タ 飼養衛生管理情報共有システム関連説明会(農林水産省) 3月18日(web)
- チ 酸化エチレン大気排出抑制対策調査検討会(環境省) 3月29日(web)

**(18) 地区獣医師大会関係**

- ア 関東・東京合同地区獣医師大会(関東・東京合同地区獣医師会理事会の開催をもって開催に代替) 8月18日
- イ 中部地区獣医師大会 9月4日(web)
- ウ 近畿地区連合獣医師大会 10月10日

**(19) 地方獣医師会関係(本会役職員が出席したもの)**

- ア 中国地区獣医師会連合会定期総会 4月8日
- イ 関東・東京合同地区獣医師会理事会 4月18日、7月11日、2月27日(web)
- ウ 北海道・東北地区獣医師会事務局会議 1月26日(web)

**(20) 関連会議・行事(本会主催以外の会議等で役職員が出席したもの)**

- ア interpets ASIA PACIFIC(メッセフランクフルト ジャパン株式会社) 4月3日
- イ 犬猫適正飼養推進協議会 会議 4月8日(web)、4月13日(web)、4月22日(web)  
9月7日(web)、11月2日(web)、11月18日(web)  
12月25日、1月7日(web)、1月11日(web)  
1月22日(web)、2月26日(web)、3月26日(web)
- ウ 豚熱対策検討委員会(一般社団法人日本養豚協会) 5月10日、6月1日(web)
- エ 全国公益法人協会主催 Webinar-ゼロからはじめる「役員変更登記」の完全攻略- 5月12日(web)
- オ 全国公益法人協会主催 Webinar-3密を避ける理事会・社員総会・評議員会の運営完全対策- 5月13日、18日(web)
- カ 大阪府立大学の地域枠入試に係る説明会(公益社団法人全国農業共済協会) 5月17日(web)
- キ テレワーク労務管理システム機能確認セミナー(株式会社インターコム) 5月19日(web)
- ク 公益社団法人畜産技術協会理事会 5月28日(web 併用)、6月18日
- ケ 公益社団法人中央畜産会理事会 6月2日、6月17日(web 併用)、11月12日(web 併用)、3月16日(web 併用)
- コ 公益社団法人中央畜産会定時総会 6月17日(web 併用)
- サ 公益社団法人麻布法人会通常総会 6月17日
- シ 公益社団法人畜産技術協会定時総会 6月18日
- ス 公益社団法人日本装蹄協会認定制度 50周年記念式典 6月21日
- セ GEA 実行委員会(地球環境行動会議) 6月22日
- ソ 一般財団法人生物科学安全研究所評議員会 6月28日
- タ 豚熱経口ワクチン導入全国協議会通常総会 6月29日
- チ オンライン学術集会開催機能説明会(大学病院医療情報ネットワークセンター) 7月5日
- ツ 牛生体内卵子回収技術マニュアル作成事業に係る合同委員会(公益社団法人畜産技術協会) 7月12日(web 併用)
- テ 獣医療提供体制整備推進協議会通常総会 7月12日(web)
- ト 獣医療提供体制整備推進検討委員会 7月12日(web)、3月25日(書面開催)
- ナ 日本養豚開業獣医師協会活動報告会・記念講演会 7月16日(web)
- ニ 預託事業運用体制検討委員会(一般社団法人日本家畜商協会) 7月30日、12月1日
- ヌ 千葉県農業共済組合中央家畜診療所他視察(自見はな子参議院議員に随行) 8月24日
- ネ 犬猫適正飼養推進協議会 総会 8月26日(web)
- ノ 肉用牛流通多様化推進事業専門委員会(一般社団法人日本家畜商協会) 9月1日、11月9日、12月17日、2月25日
- ハ 全国大学獣医学関係代表者協議会 9月1日(web)、3月31日(web)
- ヒ 和牛受精卵生産管理システム開発事業 事業推進検討委員会(公益社団法人畜産技術協会) 9月15日(web 併用)、3月24日(web 併用)
- フ あすか製薬株式会社創立百周年記念式典 10月4日
- ヘ 健全な家畜取引推進のための啓発普及事業専門委員会(一般社団法人日本家畜商協会) 10月5日、12月17日、2月25日
- ホ 公益財団法人世界自然保護基金ジャパン「ワンヘルズ共同宣言とこれからの活動に関する懇談会」ITFジャパンワンヘルズ共同宣言呼びかけ人12団体懇談会 10月7日(web)
- マ 東京農工大学の地域枠入試に係る説明会(公益社団法人全国農業共済協会) 11月17日(web)
- ミ 「安心の未来」拡充運動令和3年度全国NOSAI大会(公益社団法人全国農業共済協会) 11月25日



ム	一般社団法人日本養豚協会 衛生部会	11月26日 (web 併用)
メ	令和3年度馬事振興検討会(公益社団法人日本馬事協会)	11月26日
モ	JRA 畜産振興事業に関する調査研究発表会	12月1日 (web)
ヤ	「福岡県”OneHealth”国際フォーラム 2022」	2月13日
ユ	家畜診療等技術全国研究集会(講演の部)(公益社団法人全国農業共済協会)	2月21日 (web)、2月22日 (web)
ヨ	飼養衛生管理基準普及啓発推進会議(公益社団法人中央畜産会)	2月28日 (web)
ラ	精液等情報システムに係る全国説明会(一般社団法人全国乳用牛振興基金協会)	3月10日 (web)
リ	生乳の安全・安心の確保のための全国協議会(一般社団法人中央酪農会議)	3月22日 (web)
ル	インターペット(一般社団法人ペットフード協会、一般社団法人日本ペット用品工業会、メッセフランクフルトジャパン株式会社)	3月31日

## 2 会員及び賛助会員の異動状況

(1) 令和4年3月31日現在の会員及び賛助会員の数は、次のとおり(会員及び賛助会員の名簿は、巻末の資料参照)

- ア 会 員：55団体(都道府県・政令市獣医師会)
- イ 賛助会員：団体；55団体・企業、個人；9人、学生；0人

(2) 令和3年度における会員及び賛助会員の異動状況は、次のとおり。

区 分	令 和 2 年 度 末 現 在 の 数	令 和 3 年 度 に お け る 異 動 状 況			令 和 3 年 度 末 現 在 の 数	令 和 3 年 度 の 対 前 年 度 増 減	
		新 規 加 入	退 会	計			
会 員	55	0	0	0	55	0	
賛 助 会 員	団 体	55	1	1	2	55	0
	個 人	10	0	1	1	9	▲1
	学 生	3	0	3	3	0	▲3
	計	68	1	5	6	64	▲4
備 考	地方獣医師会の会員である構成獣医師(会員構成獣医師)数の異動状況は、次のとおり。 令和2年度：24,953人、令和3年度：24,609人(対前年度：344人減)						

## 3 人 事

(1) 本会関係

ア 役員(任期：令和3年6月23日～選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時まで)

第78回通常総会(令和3年6月23日開催)において役員を選任が行われ、第3回理事会(令和3年6月23日開催)において次のとおり理事が選定された。

会 長	藏 内 勇 夫	
副 会 長	砂 原 和 文	村 中 志 朗
	境 政 人 (専務理事を兼務)	
専務理事	境 政 人 (副会長を兼務)	
地区理事	高 橋 徹 (北海道地区)	浦 山 良 雄 (東北地区)
	鳥 海 弘 (関東地区)	上 野 弘 道 (東京地区)
	石 黒 利 治 (中部地区)	吉 岡 豊 (近畿地区)
	田 中 尚 秋 (中国地区)	佐 野 明 彦 (四国地区)
	草 場 治 雄 (九州地区)	
職域理事	佐 藤 れ え 子 (学術・教育・研究(獣医学術学会を兼務))	
	西 川 治 彦 (産業動物臨床)	大 林 清 幸 (小動物臨床)
	横 尾 彰 (家畜共済)	宮 澤 隆 (家畜防疫・衛生)
	加 地 祥 文 (公衆衛生)	佐 伯 潤 (動物福祉・愛護)

特任理事	栗本 まさ子		
監事	宇佐美 晃	小山田 富弥	柴山 隆史
イ 顧問	(任期：会長が顧問に委嘱した日(令和3年6月23日)から2年以内に終了する事業年度のうちに、最終のものに関する通常総会の終結の時までの間)		
	北村 直人(衆議院前議員)		
	酒井 健夫(日本大学名誉教授)		
ウ 役員候補者推薦管理委員会委員	(任期：令和3年10月1日～令和5年9月30日) *令和3年度第4回理事会承認		
	小笠原 信幸(岩手県獣医師会)	鴻 巢 泰(埼玉県獣医師会)	
	小澤 正(石川県獣医師会)	寺川 康彦(広島県獣医師会)	
エ 事務局職員			
	古賀 俊伸	雇用期間の更新(令和3年4月1日～令和4年3月31日)	4月1日
		事務局長(4月1日～9月30日)	
		常勤嘱託職員	
		事務局参与(10月1日～3月31日)	10月1日
	下平 乙夫	雇用期間の更新(令和3年4月1日～令和4年3月31日)	4月1日
		事務局次長(国際担当)	
		常勤嘱託職員	
	本田 さくら	復職	4月1日
		※産前産後休業 令和2年5月1日～7月9日、育児休業 令和2年7月10日～令和3年3月31日	
	山本 優加	採用	4月1日
		事務局職員(事業担当)	
	蓑島 千晶	採用	4月1日
		事務局職員(事業担当)	
	澤口 敦希	採用	4月1日
		事務局職員(総務担当)	
	山村 燈	産前産後休業	6月1日～7月30日
		育児休業	7月31日～8月31日
		復職	9月1日
	駒田 逸哉	事務局長(*令和3年度第4回理事会承認)	10月1日

(2) 地方獣医師会関係

	<新>	<旧>	
富山県獣医師会会長	久保 博文	新田 正憲	6月2日
高知県獣医師会会長	佐野 明彦	上岡 英和	6月3日
群馬県獣医師会会長	桑原 保光	神谷 英樹	6月6日
大阪市獣医師会会長	高山 孝博	吉内 龍策	6月6日
鳥取県獣医師会会長	高島 一昭	石田 茂	6月6日
滋賀県獣医師会会長	石田 龍一	柴山 隆史	6月16日
鹿児島県獣医師会会長	田崎 拓昭	亀山 和久	6月18日
横浜市獣医師会会長	溝呂木 啓之	太田 雄一郎	6月19日

(3) 本会関係省庁

	<新>	<旧>	
ア 農林水産省 ※令和3年7月1日 組織再編が行われた			
大臣官房審議官兼消費・安全局付	江崎 典宏	伏見 啓二	7月1日
消費・安全局			
局長	小川 良介	新井 ゆたか	7月1日
畜水産安全管理課			
課長補佐(小動物獣医療班)	朝倉 麗	中元 哲也	4月1日
課長補佐(薬事監視指導班)	今村 彩貴	関口 秀人	4月1日
課長補佐(獣医事班)	—	末谷 桃子(退職)	6月30日

課長補佐(獣医事班)	五十嵐 拓	—	7月1日
総務課長	井上 計	片貝 敏雄	7月1日
畜産局 ※生産局畜産部が畜産局として再編された(令和3年7月1日)			
局長	森 健	—	7月1日
総務課長	西 経子	—	7月1日
課長補佐(総括班)	丹 菊直子	—	7月1日
課長補佐(総務班)	西村 正隆	同左(旧 生産局総務課課長補佐(総務班))	7月1日
企画課長	関村 静雄	同左(旧 生産局畜産部畜産企画課長)	7月1日
課長補佐(総括及び総務班)	飯野 昌朗	同左(旧 生産局畜産部畜産企画課長補佐(総括及び総務班))	7月1日
課長補佐(企画班)	植田 資也	同左(旧 生産局畜産部畜産企画課長補佐(調整班))	7月1日
課長補佐(地域振興班)	林 康之	同左(旧 生産局畜産部畜産企画課長補佐(地域振興班))	7月1日
畜産振興課長	犬飼 史郎	同左(旧 生産局畜産部畜産振興課長)	7月1日
課長補佐(総括及び総務班)	大竹 匡巳	同左(旧 生産局畜産部畜産振興課長補佐(総括及び総務班))	7月1日
課長補佐(企画班)	飯田 聡美	同左(旧 生産局畜産部畜産振興課長補佐(企画班))	7月1日
課長補佐(家畜遺伝資源管理推進班)	山崎 さなえ	同左(旧 生産局畜産部畜産振興課長補佐(家畜遺伝資源管理推進班))	7月1日
飼料課長	富澤 宗高	同左(旧 生産局畜産部飼料課長)	7月1日
牛乳乳製品課長	大熊 規義	同左(旧 生産局畜産部牛乳乳製品課長)	7月1日
課長補佐(総括及び総務班)	進藤 友寛	同左(旧 生産局畜産部牛乳乳製品課長補佐(総括及び総務班))	7月1日
課長補佐(生乳班)	大平 真紀	同左(旧 生産局畜産部牛乳乳製品課長補佐(生乳班))	7月1日
課長補佐(乳業班)	武久 智之	同左(旧 生産局畜産部牛乳乳製品課長補佐(乳業班))	7月1日
食肉鶏卵課長	高山 成年	同左(旧 生産局畜産部食肉鶏卵課長)	7月1日
課長補佐(総括及び総務班)	日坂 実	同左(旧 生産局畜産部食肉鶏卵課長補佐(総括及び総務班))	7月1日
課長補佐(鶏卵食鳥班)	鈴木 雅人	同左(旧 生産局畜産部食肉鶏卵課長補佐(鶏卵食鳥班))	7月1日
競馬監督課長	福島 一	—	7月1日
課長補佐(総括及び総務班)	歌丸 恵理	同左(旧 生産局畜産部競馬監督課長補佐(総括及び総務班))	7月1日
生産局 ※生産局と政策統括官が農産局として再編された(令和3年7月1日)			
局長	—	水田 正和(退職)	6月30日
畜産部長	—	渡邊 毅	7月1日
総務課長	—	山口 博之(退職)	6月30日
課長補佐(総括班)	—	山本 拓樹	7月1日
		※農産局総務課課長補佐(総括班)^(7月1日)	
畜産振興課			
課長補佐(家畜遺伝資源保護推進班)	—	奥地 弘明(退職)	6月30日
競馬監督課長	—	川本 登	7月1日
牛乳乳製品課長	大熊 規義	水野 秀信	6月16日
大臣	金子 原二郎	野上 浩太郎	10月4日
イ 環境省			
自然環境局			
局長	奥田 直久	鳥居 敏男	7月1日
総務課長	関谷 毅史	奥山 祐矢	7月1日
動物愛護管理室			
室長	野村 環	長田 啓	8月1日
室長補佐	田村 務	野村 環	8月1日
野生生物課長	則久 雅司	中尾 文子	8月1日
大臣	山口 壯	小泉 進次郎	10月4日
ウ 厚生労働省			
大臣	後藤 茂之	田村 憲久	10月4日
エ 文部科学省			
大臣	末松 信介	萩生田 光一	10月4日

オ 内閣府

食品安全委員会

事務局長

鋤柄卓夫

小川良介

7月1日

事務局次長

中裕伸

鋤柄卓夫

7月1日

(4) 政府委員関係

ア 「国際獣疫事務局(OIE)連絡協議会」通常メンバー(農林水産省・任期:令和3年12月1日~令和5年11月30日)

境 政 人(日本獣医師会 副会長 兼 専務理事)

イ 薬剤耐性ワンヘルス動向調査検討会への参画(厚生労働省・任期:令和4年1月17日~令和6年1月16日)

境 政 人(日本獣医師会 副会長 兼 専務理事)

ウ 「次期感染症サーベイランスシステム(仮称)工程管理・調達支援等業務」「次期感染症サーベイランスシステム(仮称)の設計・開発にかかる報告会議」報告会議 議員(厚生労働省、株式会社三井総合研究所・任期:令和4年2月14日~令和5年3月31日)

境 政 人(日本獣医師会 副会長 兼 専務理事)

エ 令和3年度動物衛生試験研究推進会議外部委員(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門・任期:令和3年12月1日~令和4年3月31日)

境 政 人(日本獣医師会 副会長 兼 専務理事)

(5) その他

ア 豚熱対策検討委員会(一般社団法人日本養豚協会・任期:令和3年5月6日~令和4年3月31日)

境 政 人(日本獣医師会副会長兼専務理事)

イ 令和3年度動物用ワクチン等保管事業の「動物用ワクチン等の安定供給委員会」委員(公益社団法人日本動物用医薬品協会・任期:令和3年6月28日~令和4年3月31日)

境 政 人(日本獣医師会副会長 兼 専務理事)

ウ 一般財団法人生物科学安全研究所評議員(任期:2021年6月28日~2024年度に関する定時評議委員会の終結の時まで)

境 政 人(日本獣医師会副会長兼専務理事)

エ 令和3年度牛生体内卵子回収技術マニュアル作成事業に係る事業推進検討委員会委員(公益社団法人畜産技術協会・任期:(令和3年7月1日~令和4年3月31日)

下平乙夫(日本獣医師会事務局次長)

オ 令和3年度預託事業運用体制検討委員会委員(一般社団法人日本家畜商協会・任期:令和3年7月8日~令和4年3月末日)

境 政 人(日本獣医師会副会長 兼 専務理事)

カ 令和3年度肉用牛流通多様化推進事業専門委員会委員(一般社団法人日本家畜商協会・任期:令和3年8月24日~令和4年3月末日)

境 政 人(日本獣医師会副会長 兼 専務理事)

キ 健全な家畜取引推進のための啓発普及事業専門委員会委員(一般社団法人日本家畜商協会・任期:令和3年9月6日~令和4年3月末日)

境 政 人(日本獣医師会 副会長 兼 専務理事)

ク 福岡県ワンヘルス推進協議会委員(顧問)(福岡県・任期:令和3年9月28日~令和5年3月31日)

藏内勇夫(日本獣医師会 会長)

ケ 令和3年度持続的生産強化対策事業(畜産GAP拡大推進加速化事業)家畜輸送等指針検討委員会委員(公益社団法人畜産技術協会・任期:令和3年12月15日~令和4年3月31日)

境 政 人(日本獣医師会 副会長 兼 専務理事)

4 叙勲・褒章

(1) 叙 勲

穴見盛雄(熊本県獣医師会) 旭日小綬章 令和3年春

藤田利明(石川県獣医師会) 瑞宝双光章(高齢者叙勲) 9月1日

川島安一(静岡県獣医師会) 瑞宝双光章(高齢者叙勲) 9月1日

大場孝尙(静岡県獣医師会) 旭日双光章 令和3年秋

(2) 褒 章

六車孝雄(香川県獣医師会) 黄綬褒章 令和3年秋

5 逝去会員構成獣医師等

藤井武夫(福井県獣医師会元会長・令和3年5月8日逝去)

山 根 晃(千葉県獣医師会前会長、本会元監事・令和3年7月31日逝去)  
坂 本 紘(鹿児島県獣医師会元会長、本会元理事・令和3年11月15日逝去)  
小 玉 久 男(秋田県獣医師会元会長・令和4年2月6日逝去)ほか

## B 会務（個別）報告

### 1 規程の制定等

#### (1) 「獣医学術運営規程」の廃止及び「日本獣医師会学会運営規程」の一部改正（第4回理事会・令和3年9月22日）

##### ア 改廃の理由：

獣医学術地区学会の運営の在り方については、平成30年度第4回理事会（平成30年12月12日開催）、令和元年度全国獣医師会事務・事業推進会議（令和元年7月12日開催）等の関係会議での説明を経て、令和2年4月1日をもって本会が制定した「獣医学術地区学会運営規程」を廃止し、それに伴い「日本獣医師会学会運営規程」を一部改正する方向で取組みを進めてきた。

その後、令和元年度第4回理事会（令和元年9月11日開催）において、「総務委員会報告書（令和元年9月）」、「総務委員会における獣医学術地区学会の対応方向に対する地方獣医師会の意見」等を踏まえ、上記規程の一部改正等を見送り、次期の同委員会において、地区学会に対する所管区域を超えた事業活動及び本会から地区学会への協賛金の支出等の課題についてさらに検討を行い、内閣府公益認定等委員会事務局との協議結果を踏まえ、具体的な対応案を提案することとした。その上で、各地方獣医師会での調整期間を経て、令和4年4月から新たな獣医学術地区学会の運営体制を施行することとされた。

令和3年9月、総務委員会では、上記課題について次のとおり取りまとめられた。

「各地区における優秀研究業績として選考された地区学会長賞受賞講演については、日本獣医師会獣医学術学会年次大会において発表されている。このため、獣医学術地区学会における地区学会長賞の選考は、日本獣医師会獣医学術学会年次大会における獣医学術学会賞の予備選考過程として位置づけられる。したがって、本受賞講演への推薦に係る事務手続き等の作業に要する経費について、協賛金または委託費として支出する。」

については、改めて地区学会運営規程を廃止し、学会運営規程を一部改正する。

##### イ 改廃の内容：次のとおり。

##### (ア) 「獣医学術運営規程」の廃止

#### 獣医学術地区学会運営規程

##### (目的)

第1条 この規程は、日本獣医師会学会運営規程（平成23年3月25日制定、日本獣医師会平成22年度第4回理事会決議。以下「学会運営規程」という。）第2条第6項の規定に基づき獣医学術地区学会（以下「地区学会」という。）の運営等に関する基本的事項を定めるものである。

##### (事業)

第2条 地区学会は、獣医学術の振興及び調査研究並びに獣医師その他獣医療従事者の人材育成の推進を図るため、公益社団法人日本獣医師会定款施行細則（以下「施行細則」という。）別表に定める地区制（以下「地区」という。）による地区ごとに次の事項に関する事業を行う。

なお、事業は、各地区学会が置かれた各地区を構成する公益社団法人日本獣医師会定款第8条で規定する都道府県又は政令市獣医師会（以下「地方獣医師会」という。）が運営する。

(1) 次項の規定により開催する獣医学術の調査研究に関する発表及び討論のための集会並びに講演会等の企画及び運営

(2) 獣医学術地区学会長賞等の獣医学術に関する功績者の選考その他の獣医学術に関する学会学術活動

2 前項第1号の事業として各地区ごとに獣医学術〇〇地区学会（注：〇〇は地区の名称を表記する。以下同様）を開催するが、各地区で開催する獣医学術〇〇地区学会は、当該地区学会の置かれた地区を構成する地方獣医師会のうち、当該獣医学術〇〇地区学会の開催運営を担当する地方獣医師会（以下「開催担当獣医師会」という。）が主催し、当該地区の他の地方獣医師会が共催

する。

なお、日本獣医師会（以下「本会」という。）は、各地区で開催する獣医学術〇〇地区学会を協賛し、その運営を支援・協力する。

（地区学会会長等の職務）

第3条 地区学会に地区学会会長1名を置く。

- 2 地区学会会長には、開催担当獣医師会の会長があたる。
- 3 地区学会会長は、第2条に規定する地区学会の事業に係る事務を掌理し、別に定めるところによりその運営状況等（獣医学術地区学会賞の選考結果を含む。）を本会会長に報告する。
- 4 第2条第2項で規定する獣医学術地区学会を複数の地区学会が合同して開催する場合は、地区学会副会長を置くことができる。
- 5 地区学会副会長は地区学会会長を補佐する。

（地区学会の構成等）

第4条 地区学会は、施行細則第15条第2項に規定する獣医学術分野別ごとの獣医学術分野別地区学会（以下「分野別地区学会」という。）により構成するが、地区学会には地区学会の事業の円滑な推進を図るため、会議及び委員会を置くことができる。

- 2 分野別地区学会は、各分野別地区学会に所属する地区学会幹事で構成する。
- 3 地区学会幹事は、分野別地区学会ごとに地区学会を構成する地方獣医師会において、獣医学術に関する研究歴を有する者のうちから地区学会幹事候補者として推薦を受けた者について地区学会会長が委嘱する。

なお、委嘱は、前任者の任期が終了する前に行うものとし、地区学会会長は、分野別地区学会の地区学会会長、地区副学会会長及び地区学会幹事を決定した場合は、遅滞なくその氏名・所属等を本会会長に報告する。ただし、再任は妨げない。

- 4 地区学会幹事の任期は、本会役員の任期が終了する前年度の年度末までとする。ただし、任期途中で地区学会幹事に異動があった場合は、地区学会会長は遅滞なくその旨を本会会長に報告する。
- 5 分野別地区学会のそれぞれに地区学会会長1名及び地区副学会会長2名以内を置く。分野別地区学会の各地区学会会長及び地区副学会会長は地区学会幹事の中から各地区学会において決定し、地区学会会長が委嘱する。

（分野別地区学会の地区学会会長等の職務）

第5条 分野別地区学会の地区学会会長、地区副学会会長及び地区学会幹事の職務は、次のとおりとする。

- （1）地区学会会長は、地区学会会長の指示するところにより、所属する分野別地区学会の事業を統括する。
- （2）地区副学会会長は、所属する分野別地区学会の地区学会会長を補佐する。
- （3）地区学会幹事は、所属する分野別地区学会の事業の企画運営に係る事務を分担して処理する。

（地区学会並びに地区学会の会議及び委員会の運営）

第6条 地区学会運営の細部事項並びに学会の会議及び委員会の運営に関する事項は、本規程及び別に定めるところによるほかは各地区学会において地区学会会長が定めるところによる。

（報告）

第7条 開催担当獣医師会の会長（地区学会会長）及びその他地区を構成する地方獣医師会の会長は、第3条第3項並びに第4条第3項及び同項第4項に定めることのほか、第2条に規定する事業の運営に関しての必要な事項を別に定めるところにより本会会長に報告する。

(労働時間及び休憩時間)

第8条 地区学会の庶務は、地区学会会長が所属する地方獣医師会の事務局において処理する。

附 則 (平成23年3月25日制定・平成22年度第4回理事会決議)

- 1 この獣医学術地区学会運営規程 (以下「地区学会運営規程」という。) は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この地区学会運営規程の施行時において廃止される、日本産業動物獣医学会会則 (同施行細則及び同運営規程を含む。)、日本小動物獣医学会会則 (同施行細則及び同運営規程を含む。) 及び日本獣医公衆衛生学会会則 (同施行細則及び同運営規程を含む。) (いずれも平成2年2月27日制定、平成元年度第6回理事会承認。(以下「各学会会則等」という。)) の規程に基づき置かれた地区学会の評議員は、第4条第2項の規定に基づき、各分野別学会に所属する地区学会幹事として開催担当獣医師会の会長が委嘱した者とする。また、各学会会則等による地区学会長については、第4条第5項の規定に基づく分野別地区学会の地区学会長とする。  
なお、第4条第5項の規定に基づく分野別地区学会の地区副学会長については、地区学会幹事とされた者のうちから選任することができる。
- 3 各学会会則等により置かれた地区学会評議員のうち、附則第3の規定により、第4条2項の規定に基づく地区学会幹事とされた者の任期については、第4条第4項の規定に基づく任期に相当する期間まで延長することができる。

附 則 (平成24年4月17日一部改正、平成24年第1回理事会承認)

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月22日廃止、令和3年度第4回理事会承認)

この規程は、令和4年3月31日付けで廃止する。

(イ)「日本獣医師会学会運営規程」の一部改正

改正条文	現行条文
<p style="text-align: center;"><b>日本獣医師会学会運営規程</b></p> <p>(目的) 第1条 この規程は、公益社団法人日本獣医師会定款施行細則 (以下「施行細則」という。) 第15条第3項の規定に基づき、同条第1項に定める学会の運営に関し、必要な事項を定めるものである。</p> <p>(事業) 第2条 <u>日本獣医師会</u> (以下「<u>本会</u>」という。) は、獣医学術の振興及び調査研究並びに獣医師その他獣医療従事者の人材育成の推進を図るため、次の<u>学会</u>に関する事業を行う。 (1) 獣医学術の調査研究及び<u>人材育成</u>に関する発表及び討論並びに<u>研鑽</u>のための集会、講演会、<u>研修会</u>等の開催</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>日本獣医師会学会運営規程</b></p> <p>(目的) 第1条 この規程は、公益社団法人日本獣医師会定款施行細則 (以下「施行細則」という。) 第15条第3項の規定に基づき、同条第2項に定める<u>学会</u> (以下「<u>学会</u>」という。) の運営に関し、必要な事項を定めるものである。</p> <p>(事業) 第2条 学会は、獣医学術の振興及び調査研究並びに獣医師その他獣医療従事者の人材育成の推進を図るため、次の<u>事項</u>に関する事業を行う。 (1) 獣医学術の調査研究に関する発表及び討論のための集会並びに講演会等の開催</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>



<p>3 学会年次大会は、<u>本会</u>が主催するが、その開催地を活動の区域とする公益社団法人日本獣医師会定款第8条第1号で規定する都道府県又は政令市獣医師会（以下「地方獣医師会」という。）に運営を委託することができる。この場合、学会年次大会の開催は、本会の主催、当該地方獣医師会の共催とする。</p>	<p>3 学会年次大会は、<u>日本獣医師会</u>（以下「本会」という。）が主催するが、その開催地を活動の区域とする公益社団法人日本獣医師会定款第8条第1号で規定する都道府県又は政令市獣医師会（以下「地方獣医師会」という。）に運営を委託することができる。この場合、学会年次大会の開催は、本会の主催、当該地方獣医師会の共催とする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>6 本会は、<u>地方獣医師会と連携し、その協力</u>の下で第1項に掲げる事業を推進する。 また、<u>施行細則に定める地区制</u>（以下「地区」という。）を構成する地方獣医師会が<u>当該地区ごとに設置する獣医学術地区学会</u>（以下「地区学会」という。）における地区学会長賞受賞業績の選考については、<u>日本獣医師会獣医学術賞選考要領第1条第2項の獣医学術学会賞の対象業績の予備選考と位置づけ、当該選考手続き業務を本会が協賛または委託する。</u></p>	<p>6 本会は、<u>施行細則に定める地区制</u>（以下「地区」という。）を構成する地方獣医師会が<u>当該地区ごとに置く獣医学術地区学会</u>（以下「地区学会」という。）と連携し、地区学会の協力の下で第1項に掲げる事業を推進する。 <u>なお、地区学会の運営等に関する基本的事項は、理事会の決議を経て本会会長が別に定める。</u></p>
<p>(学会の構成等) 第4条</p>	<p>(学会の構成等) 第4条</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>3 分野別学会の学会幹事は、次の各号に掲げる者のうちから、各分野別学会ごとに本会会長が委嘱する。 (1) <u>地区学会に分野別学会ごとに置かれた学会長等</u></p>	<p>3 分野別学会の学会幹事は、次の各号に掲げる者のうちから、各分野別学会ごとに本会会長が委嘱する。 (1) <u>獣医学術地区学会運営規程第5条に規定する分野別地区学会の地区学会長</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p align="center"><u>附 則</u> （令和3年9月22日一部改正、令和3年度第4回理事会承認） <u>この改正は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	

(2) 「電子取引の取引情報の訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」の制定（第6回理事会・令和4年3月23日）

ア 制定の理由：

「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」の改正、施行に伴い、「電子取引の取引情報の訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」を制定する。

イ 制定の内容：次のとおり。

(ア)「電子取引の取引情報の訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」の制定

## 電子取引の取引情報の訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

### 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律（以下「法」という。）第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するために必要な事項を定める。

(適用)

第2条 この規程は、公益社団法人日本獣医師会の全ての役員及び職員（嘱託職員、派遣職員及びアルバイトを含む。以下同じ。）に対して適用する。

(運用体制)

第3条 保存する取引情報の管理責任者及び処理責任者は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 管理責任者 事務局長
- (2) 処理責任者 総務担当次長

### 第2章 電子取引の取引情報の取扱い

(電子取引の範囲)

第4条 本会における電子取引の範囲は次の各号に掲げる取引とする。

- (1) EDI取引（Electronic Data Interchange；取引情報授受の自動化）
- (2) 電子メールを利用した請求書等の授受
- (3) インターネットによる請求書等の授受
- (4) クラウドサービスを利用した請求書等の授受
- (5) その他前各号に準ずるもの

(取引情報の保存)

第5条 取引先から受領した取引情報及び取引相手に提供した取引情報のうち、第6条に定める取引情報については、サーバ内に7年間（欠損金額が生じた年度については10年間）保存する。

2 前項の保存期間は、取引の生じた事業年度の確定申告書の提出期限の翌日から起算する。

(対象となる取引情報)

第6条 保存する取引情報は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 見積依頼情報
- (2) 見積回答情報
- (3) 確定注文情報
- (4) 注文請け情報
- (5) 納品情報
- (6) 検収情報
- (7) 支払情報
- (8) 請求情報
- (9) その他保存が必要な情報

(訂正削除の原則禁止)

第7条 保存する取引情報の内容について、訂正又は削除をすることは原則として禁止する。

(訂正又は削除を行う場合)

第8条 第5条第1項の保存期間を終了した取引情報については、管理責任者がこれを削除する。

2 業務処理上やむを得ない理由によって保存する取引情報を訂正又は削除する場合は、処理責任者は「取引情報訂正・削除申請書」に次の各号に掲げる内容を記載の上、管理責任者へ提出する。

- (1) 申請日
- (2) 取引伝票番号
- (3) 取引件名
- (4) 取引先名
- (5) 訂正・削除日付
- (6) 訂正・削除内容
- (7) 訂正・削除理由
- (8) 処理担当者名

3 管理責任者は、「取引情報訂正・削除申請書」の提出を受けた場合は、正当な理由があると認める場合のみ承認する。

4 管理責任者は、前項において承認した場合は、処理責任者に対して取引情報の訂正又は削除を指示する。

5 処理責任者は、取引情報の訂正又は削除を行った場合は、当該取引情報に訂正又は削除の履歴がある旨の情報を付すとともに、「取引情報訂正・削除完了報告書」を作成し、当該報告書を管理責任者に提出する。

6 「取引情報訂正・削除申請書」及び「取引情報訂正・削除完了報告書」は、事後に訂正履歴又は削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、訂正又は削除の対象となった取引情報の保存期間が終了するまで保存する。

### 第3章 雑 則

(規格外事項等)

第9条 この規程に定めのない事項又は疑義が生じたときは、会長は、理事会に諮ったうえで、その決定に基づいて処理するものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の承認を受けて行うものとする。

附 則 (令和4年3月23日制定、令和3年度第6回理事会承認)

この規程は、令和4年3月23日から施行する。

### (3)「日本獣医師会育児休業規程」及び「日本獣医師会介護休業規程」の一部改正(第6回理事会・令和4年3月23日)

ア 改正の理由:

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正、施行により、①子の看護休暇及び介護休暇が時間単位で取得可能となったこと(令和3年1月1日施行)、②有期雇用労働者の育児休業及び介護休業の取得要件が緩和されること(令和4年4月1日施行)から、「日本獣医師会育児休業規程」及び「日本獣医師会介護休業規程」の一部を改正する。

イ 改正の内容:次のとおり。

(ア)「日本獣医師会育児休業規程」の一部改正

改正条文	現行条文
<p style="text-align: center;"><b>日本獣医師会育児休業規程</b></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 育児休業の手続きと内容</p> <p>(対象者)</p> <p>第7条 2歳未満の子を養育する職員等は、この規程に定める手続きに従って、育児休業を取得する。ただし、次に掲げる者は除く。</p> <p>(1) 日々雇用される者</p> <p>(2) 期間を定めて雇用された者</p> <p>(3) 本会と職員等代表との間で締結された育児休業の適用除外に関する協定（以下「協定」という。）により、育児休業の対象から除外された次の者</p> <p>①採用されて1年未満の職員等</p> <p>②休業申し出の日から1年以内（第8条第1項及び第2項の休業の場合は6か月）に雇用契約が終了することが明らかな職員等</p> <p>③1週間の所定労働日数が2日以下の職員等</p> <p>2 前項にかかわらず、期間を定めて雇用された者は、申し出の時点で、<u>子が1歳6か月（第8条第2項の休業の場合は2歳）になるまでに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない場合は、育児休業を取得することができる。</u></p> <p><u>(1) (削除)</u></p> <p><u>(2) (削除)</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 子の看護休暇</p> <p>(対象者)</p> <p>第24条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員等は、負傷し又は疾病にかかった当該子の世話をするため、あるいは疾病の予防を図るために必要な予防接種又は健康診断を受けさせるために、1年間（4月1日～翌3月31日）につき5日（該当する子が2人以上の場合は10日）を限度として、子の看護休暇を取得することができる。子の看護休暇は、翌年には繰り越さない。</p> <p><u>2 子の看護休暇は、申し出をすることにより、時間単位で始業時刻から連続又は終業時</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>日本獣医師会育児休業規程</b></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 育児休業の手続きと内容</p> <p>(対象者)</p> <p>第7条 2歳未満の子を養育する職員等は、この規程に定める手続きに従って、育児休業を取得する。ただし、次に掲げる者は除く。</p> <p>(1) 日々雇用される者</p> <p>(2) 期間を定めて雇用された者</p> <p>(3) 本会と職員等代表との間で締結された育児休業の適用除外に関する協定（以下「協定」という。）により、育児休業の対象から除外された次の者</p> <p>①採用されて1年未満の職員等</p> <p>②休業申し出の日から1年以内（第8条第1項及び第2項の休業の場合は6か月）に雇用契約が終了することが明らかな職員等</p> <p>③1週間の所定労働日数が2日以下の職員等</p> <p>2 前項にかかわらず、期間を定めて雇用された者は、申し出の時点で<u>次のいずれにも該当する場合は、育児休業を取得することができる。</u></p> <p><u>(1) 採用されて1年以上であること</u></p> <p><u>(2) 子が1歳6か月（第8条第2項の休業の場合は2歳）になるまでに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 子の看護休暇</p> <p>(対象者)</p> <p>第24条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員等は、負傷し又は疾病にかかった当該子の世話をするため、あるいは疾病の予防を図るために必要な予防接種又は健康診断を受けさせるために、1年間（4月1日～翌3月31日）につき5日（該当する子が2人以上の場合は10日）を限度として、子の看護休暇を取得することができる。子の看護休暇は、翌年には繰り越さない。</p> <p><u>2 子の看護休暇は、申し出をすることにより、就業規則に定める所定就業時間の9時か</u></p>

<p><u>刻まで連続して取得することができる。</u></p> <p>3 第1項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員等は、子の看護休暇の申し出をすることができない。</p> <p>(1) 日々雇用される者</p> <p>(2) 労使協定により除外された次の職員等</p> <p>①採用されて6か月未満の者</p> <p>②1週間の所定労働日数が2日以下の者</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p><u>ら12時までと13時から17時30分までの午前と午後の単位で取得することができる。</u></p> <p>3 第1項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員等は、子の看護休暇の申し出をすることができない。</p> <p>(1) 日々雇用される者</p> <p>(2) 労使協定により除外された次の職員等</p> <p>①採用されて6か月未満の者</p> <p>②1週間の所定労働日数が2日以下の者</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p><u>附 則 (令和4年3月23日一部改正、令和3年度第6回理事会承認)</u></p> <p><u>この改正は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	

(イ)「日本獣医師会介護休業規程」の一部改正

改正条文	現行条文
<p><b>日本獣医師会介護休業規程</b></p> <p>(略)</p> <p>第2章 介護休業</p> <p>第1節 手続きと内容</p> <p>(対象者)</p> <p>第7条 要介護状態にある家族を介護する職員等は、この規程に定める手続きに従って介護休業を取得する。</p> <p>2 前項の要介護状態にある家族とは、負傷・疾病又は、身体上若しくは精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたり、常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。</p> <p>(1) 配偶者</p> <p>(2) 父母</p> <p>(3) 子</p> <p>(4) 配偶者の父母</p> <p>(5) 祖父母、兄弟姉妹又は孫</p> <p>(6) 上記以外の家族で、本会が認めた者</p> <p>3 第1項にかかわらず、次の職員等は介護休業を取得することができない。</p> <p>(1) 日々雇用される者</p> <p>(2) 期間を定めて雇用される者</p> <p>(3) 本会と職員等代表との間で締結された介護休業等の適用除外に関する協定（以下「協定」という。）により、介護休業の対象から除外されることとされた次の職員等</p>	<p><b>日本獣医師会介護休業規程</b></p> <p>(略)</p> <p>第2章 介護休業</p> <p>第1節 手続きと内容</p> <p>(対象者)</p> <p>第7条 要介護状態にある家族を介護する職員等は、この規程に定める手続きに従って介護休業を取得する。</p> <p>2 前項の要介護状態にある家族とは、負傷・疾病又は、身体上若しくは精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたり、常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。</p> <p>(1) 配偶者</p> <p>(2) 父母</p> <p>(3) 子</p> <p>(4) 配偶者の父母</p> <p>(5) 祖父母、兄弟姉妹又は孫</p> <p>(6) 上記以外の家族で、本会が認めた者</p> <p>3 第1項にかかわらず、次の職員等は介護休業を取得することができない。</p> <p>(1) 日々雇用される者</p> <p>(2) 期間を定めて雇用される者</p> <p>(3) 本会と職員等代表との間で締結された介護休業等の適用除外に関する協定（以下「協定」という。）により、介護休業の対象から除外されることとされた次の職員等</p>

<p>①採用されて1年未満の者  ②休業申し出の日の翌日から93日以内に雇用契約が終了することが明らかな者  ③1週間の所定労働日数が2日以下の者</p> <p>4 前項にかかわらず、期間を定めて雇用された者は、申し出の時点で、<u>介護休業開始予定日から93日を経過する日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない場合は、介護休業を取得することができる。</u></p> <p><u>(1) (削除)</u>  <u>(2) (削除)</u></p> <p>(略)</p> <p>第3章 介護休暇</p> <p>(対象者)  第22条 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする職員等は、年次有給休暇とは別に、当該家族が1人の場合は1年間（4月1日～翌3月末日）につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。介護休暇は翌年度に繰り越すことはできない。</p> <p><u>2 介護休暇は、申し出をすることにより、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。</u></p> <p>3 第1項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員等は、介護休暇の申し出をすることができない。</p> <p>(1) 日々雇用される者  (2) 労使協定により除外された次の職員等  ①採用されて6か月未満の者  ②1週間の所定労働日数が2日以下の者</p> <p>(略)</p>	<p>①採用されて1年未満の者  ②休業申し出の日の翌日から93日以内に雇用契約が終了することが明らかな者  ③1週間の所定労働日数が2日以下の者</p> <p>4 前項にかかわらず、期間を定めて雇用された者は、申し出の時点で次のいずれにも該当する場合は、介護休業を取得することができる。</p> <p><u>(1) 採用されて1年以上であること</u>  <u>(2) 介護休業開始予定日から93日を経過する日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと</u></p> <p>(略)</p> <p>第3章 介護休暇</p> <p>(対象者)  第22条 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする職員等は、年次有給休暇とは別に、当該家族が1人の場合は1年間（4月1日～翌3月末日）につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。介護休暇は翌年度に繰り越すことはできない。</p> <p><u>2 介護休暇は、申し出をすることにより、就業規則に定める所定就業時間の9時から12時までと13時から17時30分までの午前と午後の単位で取得することができる。</u></p> <p>3 第1項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員等は、介護休暇の申し出をすることができない。</p> <p>(1) 日々雇用される者  (2) 労使協定により除外された次の職員等  ①採用されて6か月未満の者  ②1週間の所定労働日数が2日以下の者</p> <p>(略)</p>
<p align="center"><u>附 則 (令和4年3月23日一部改正、令和3年度第6回理事会承認)</u>  <u>この改正は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	

## 2 緊急災害時対応

### (1) 令和2年豪雨・台風災害における対応

#### ア 令和2年豪雨・台風災害による被害状況及び被災動物救護活動等調査

令和2年9月10日付け2日獣発第118号「令和2年豪雨・台風災害による被害状況及び被災動物救護活動等調査について」により調査を実施。

イ 「令和2年豪雨・台風災害被災動物救護活動等に対する支援金」の募集終了

令和3年1月29日付け2日獣発第231号「「令和2年豪雨・台風災害被災動物救護活動等に対する支援金」の募集終了について」をもって、令和3年2月19日をもって支援金の募集を終了。

ウ 令和3年度第1回理事会に被害状況及び被災動物救護活動等調査を報告し、支援金等配分の対応策を確認

令和3年5月26日開催の令和3年度第1回理事会にて、被害状況及び被災動物救護活動等調査を報告し、支援金等配分の対応方針として「寄附総額の50%以上を本会事業である災害時動物救護活動支援事業に使用し、残余の額は相互扶助等事業である災害対策事業災害見舞金に使用」することを確認した。

エ 令和2年豪雨・台風災害動物救護活動等支援金の配分（令和3年10月18日）

(ア) 令和2年豪雨・台風災害動物救護活動等支援金の寄附総額：9,149,341円

(38地方獣医師会、14個人・動物病院等)

(イ) 救護活動支援額（被災動物救護活動分）の配分可能金額：4,574,671円

寄附総額の50%以上（本会の会員地方獣医師会及び会員構成獣医師以外の市民等からの寄附金は全額）を配分

(ウ) 災害見舞金の配分可能額：4,574,670円

上記（ア）寄附総額から上記（イ）救護活動支援額（被災動物救護活動分）の配分可能金額を差引いた金額

(エ) 救護活動支援額（被災動物救護活動分）

2 地方獣医師会の送金額：677,000円

(福岡県・熊本県獣医師会)

獣医師等5名が延べ5日間、被災動物21頭を診療。

犬猫等5頭を延べ159日間一時預かり。

(オ) 災害見舞金額（被災地獣医療提供体制復旧支援分）

a 災害見舞金要請額（被災地獣医療提供体制復旧支援分）

4 地方獣医師会：5,000,000円

(長崎県・福岡県・大分県・熊本県獣医師会)

全壊1・一部損壊13（準半壊・10%未満）

b 災害見舞金額（被災地獣医療提供体制復旧支援分）

支援要請地方獣医師会と個別協議の上、支援可能額を各地方獣医師会ごとに配分

4 地方獣医師会の送金額：4,574,670円

(カ) 各地方獣医師会への支援金送金額

獣医師会	救護活動支援額 (被災動物救護活動分) (円)	災害見舞金額 (被災地獣医療提供体制復旧支援分) (円)	合計送金額 (円)
長崎県獣医師会	-	2,744,802	2,744,802
福岡県獣医師会	186,000	365,974	551,974
大分県獣医師会	-	548,960	548,960

熊本県獣医師会	491,000	914,934	1,405,934
合計	677,000	4,574,670	5,251,670

**オ 令和2年豪雨・台風災害動物救護活動等支援金の残額**

寄附総額：9,149,341円（38地方獣医師会、14個人・動物病院等）

送金額：5,251,670円（4地方獣医師会）

支援金残額：3,897,671円

なお、支援金残額については、本会公益目的事業災害対策事業に充当した。

また、充当後の残額は、翌年度本会公益目的事業災害対策事業に充当する。

令和3年度災害対策事業の充当分：3,201,060円

充当後の残額（令和4年度への繰越額）：696,611円

**3 新型コロナウイルス感染症への対応**

**(1) 新型コロナウイルス感染症への対応の経過**

令和2年1月15日、我が国初の発生が確認された新型コロナウイルス感染症に対する令和3年度における本会の対応は、以下のとおりである。

**令和3年4月1日：**

政府は、宮城県、大阪府及び兵庫県について感染の再拡大を防止する必要性が高いこと等に鑑み、令和3年4月5日から5月5日の間、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に指定した。

**令和3年4月9日：**

政府は、東京都（令和3年4月12日から5月11日までの間）、京都府及び沖縄県（令和3年4月12日から5月5日までの間）について、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に追加した。

**令和3年4月16日：**

政府は、埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県（令和3年4月20日から5月11日までの間）について、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に追加した。

**令和3年4月20日：**

西村康稔経済再生担当・新型コロナ対策担当大臣に対して、「新型コロナウイルス感染症等動物由来の人と動物の共通感染症に対する「ワンヘルス」の実践に関する要請」をもって、①国立感染症研究所と動物の感染症を担う国の機関が連携・協力し、「ワンヘルス」を実践する体制を構築すること、②動物衛生研究部門を動物検疫所及び動物医薬品検査所と一括統合して①の動物の感染症を担う国の機関として位置付けること、③緊急事態における地方での人と動物の医療機関、大学の医学部と獣医学部等の連携による取組みの実施体制強化のための広域感染症防疫センターの設置及び国内外におけるワンヘルスの取組みを連携・協力するための「ワンヘルス」推進機関の設置について要請を実施した（本要請については、後日、自見はな子参議院議員にも実施した）。

**令和3年4月23日：**

政府は、大都市部を中心に新規感染報告の増加が続き、重症者も増加する一方、変異株の感染者の増加もみられ、急速に従来株からの置き換わりが進んでいることに鑑み、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県について、令和3年4月25日から5月11日までの間で、緊急事態宣言の発出を決定した。

また、宮城県及び沖縄県についてはまん延防止等重点措置区域の実施期間を令和3年5月11日



まで延長するとともに、愛媛県（令和3年4月25日から5月11日までの間）を同区域に追加した。

**令和3年4月26日：**

緊急事態宣言発出に伴う外出自粛の要請に鑑み、「新型コロナウイルス感染防御に関わる外出禁止等が要請された場合の日本獣医師会事務局の対応について」を地方獣医師会へ送付し、実施期間における本会の対応等について周知した。

**令和3年4月30日：**

本会が制定した「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って都市封鎖等の措置が発動された場合における小動物診療施設等の対応について（令和2年4月3日制定）」について、オンライン診療の範囲を追記する等して、同日付けで一部改訂したことについてメールにて地方獣医師会あて関係会員獣医師への周知を依頼した。

**令和3年5月7日：**

政府は、大都市部を中心に新規陽性者数が高い水準にあり、医療提供体制のひっ迫も見られることから、4都府県に愛知県及び福岡県を緊急事態措置区域に加え、実施期間を令和3年5月31日まで延長した。

また、併せて埼玉県、千葉県、神奈川県、愛媛県及び沖縄県について、まん延防止等重点措置の実施期間を令和3年5月31日まで延長するとともに、北海道、岐阜県及び三重県（令和3年5月9日から5月31日までの間）を同区域に追加した。

**令和3年5月14日：**

政府は、新規感染者数の短期間での増加等に鑑み、北海道、岡山県及び広島県を緊急事態措置区域に加えることとし、実施期間を令和3年5月31日までとした。

また、併せて群馬県、石川県及び熊本県をまん延防止等重点措置区域に追加することとし、実施期間を令和3年6月13日までとした。

**令和3年5月17日：**

農林水産省から、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置対象区域の追加等に伴う基本的対処方針の改正を踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から発出された事務連絡についての周知依頼があり、①テレワーク等による出勤者数削減の徹底、②催物の開催制限等に係る留意事項について、地方獣医師会あて情報提供した。

**令和3年5月21日：**

政府は、若い世代を中心とした感染の急増等に鑑み、沖縄県を緊急事態措置区域に加えることとし、実施期間を令和3年6月20日までとした。

**令和3年5月24日：**

政府は、東京都と大阪府に設置した新型コロナウイルスワクチンの大規模接種センターにおける予防接種を開始した。

**令和3年5月28日：**

政府は、緊急事態措置区域である、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県について、また、まん延防止等重点措置区域である埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県及び三重県について実施期間を延長し、令和3年6月20日までとした。

**令和3年6月2日：**

農林水産省から、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間延長に伴い、再度出勤者数の削減徹底の依頼があり、その旨地方獣医師会あて情報提供した。

#### 令和3年6月7日：

本会事務局職員1名に新型コロナウイルス感染の陽性が確認されたことから、「日本獣医師会事務局における新型コロナウイルス感染事例の発生への対応について」を地方獣医師会、関係省庁等へ通知し、感染事例の報告とともに、感染拡大の防止を第一に考慮し、職員の健康管理、在宅勤務、PCR検査等の徹底に努めている旨情報提供した。

#### 令和3年6月17日：

政府は、新規感染者数がステージ4を上回っている沖縄県の緊急事態宣言を7月10日まで延長する一方、全国の感染者数の5月中旬以降の減少等に鑑み、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県については、6月20日をもって宣言を解除し、上記期日までの間、まん延防止等重点措置区域に指定した。また、埼玉県、千葉県及び神奈川県については、上記期日までまん延防止等重点措置区域を延長し、岐阜県及び三重県については、6月20日をもって終了することとした。

#### 令和3年6月22日：

農林水産省から、新型コロナウイルス感染症政府対策本部において緊急事態措置やまん延防止等重点措置の対象期間の延長が決定されたこと等に伴い、①まん延防止等重点措置について（対象地域、期間、概要）、②出勤者数の削減（テレワーク等）について、基本的対処方針が改定されたことについて、地方獣医師会あて情報提供した。

#### 令和3年7月8日：

政府は、東京の感染拡大に伴い、東京都に緊急事態宣言を発出すること、沖縄県は宣言を延長することとし、期間をそれぞれ8月22日までとすること、まん延防止等重点措置については、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府について同日まで延長し、北海道、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県について7月11日をもって終了することとした。

#### 令和3年7月12日：

農林水産省から、新型コロナウイルス感染症政府対策本部において緊急事態措置やまん延防止等重点措置を講じるべき区域や期間の変更に伴い基本的対処方針が改定され、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から発出された7月8日付け事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」等の内容についての情報共有とともに感染症対策への協力継続が依頼されたことについて地方獣医師会あて情報提供した。

#### 令和3年7月16日：

農林水産省から、令和3年7月13日付け基発第0713第2号をもって厚生労働省労働基準局長から農林水産省消費・安全局長あて「緊急事態措置区域として東京都が追加されたこと等を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」が発出されたことを受け、①職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化についての留意事項、②ワクチン接種や、職場で新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合の保健所との連携等についての留意点等の内容について周知依頼があり、その旨地方獣医師会あて情報提供した。

#### 令和3年7月30日：

政府は、首都圏、関西圏を始め、全国の新規感染者の増加、特にデルタ株の急速な感染拡大に鑑み、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府に緊急事態宣言を発出するとともに、北海道、石川県、京都府、兵庫県及び福岡県にまん延防止等重点措置を実施し、期間はそれぞれ8月2日から8月31日までとすること、東京都及び沖縄県の緊急事態宣言を同日まで延長することとした。

#### 令和3年8月5日：

政府は、感染力の強いデルタ株の急速な感染拡大、各県の感染者数や病床の状況を総合的に判断し、新たに福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、愛知県、滋賀県及び熊本県にまん延防止等重点措置を実施し、期間を令和3年8月8日から8月31日までとした。

#### 令和3年8月17日：

政府は、デルタ株の急速な置き換わりによる全国の新規感染者数2万人強という危機的な感染拡大、重症者数に加え、入院、自宅、ホテルでの療養者の急速な増加に伴い、首都圏を中心に保健所、病院等の医療提供体制がひっ迫している状況を踏まえ、新たに茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県に緊急事態宣言を発出するとともに、宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県にまん延防止等重点措置を適用し、その期間を8月20日から9月12日までとした。あわせて、すでに緊急事態宣言の対象区域に指定している6都府県及びまん延防止等重点措置の対象区域に指定している6道県についても期間をそれぞれ9月12日まで延長することとした。

#### 令和3年8月20日：

新型コロナウイルス感染症のまん延に伴う緊急事態宣言の期間延長及び対象地域の拡大、並びにまん延防止等重点措置の対象地域の拡大等に伴い、本会事業である①令和3年10月1日開催予定の全国獣医師会会長会議は、対面開催は中止し書面開催とすること、②10月2日開催予定の2021 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” は、上野公園での対面開催は中止するとともに、同時開催を予定していた動物愛護週間中央行事（屋外行事）も同様に開催を中止すること、③令和4年1月21日～23日開催予定の令和3年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会は、神戸国際会議場での対面開催は中止し、1月下旬から2月上旬を目途にオンデマンド配信によるオンライン開催とすることについて、メールにて地方獣医師会あて情報提供した。

#### 令和3年8月25日：

政府は、全ての地域で新規感染者数の増加が継続する現状、さらに地域における医療提供体制、病床の状況などを踏まえ、北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県を緊急事態宣言区域に変更するとともに、新たに高知県、佐賀県、長崎県及び宮崎県をまん延防止等重点措置区域に追加し、期間を令和3年8月27日から令和3年9月12日までとした。

#### 令和3年9月1日：

令和2年4月30日付け事務連絡「猫及び犬における新型コロナウイルスに関する血清調査について（協力依頼）」をもって、東京大学医科学研究所（以下「東大医科研」）の依頼により本会から調査協力依頼を行った「犬及び猫における新型コロナウイルスに関する血清調査」に協力いただいた5都道県市地方獣医師会及び所属会員構成獣医師あてに、東大医科研から提出された現時点での取りまとめ結果の送付を行うとともに、近日中の再調査への協力依頼を通知した。

#### 令和3年9月9日：

政府は、各地域における新規感染者数の現状、医療提供体制、病床の状況などを踏まえ、緊急事態宣言区域を北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県及び沖縄県に変更するとともに、宣言の期間を令和3年9月30日まで延長した。

さらにこのことに伴い、農林水産省から「出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について」、「新型コロナワクチン接種証明の利用に関する基本的考え方について」の周知依頼があったことから、地方獣医師会に情報提供した。

#### 令和3年9月28日：

政府は、全国の新規感染者数の減少等の状況を踏まえ、令和3年9月30日をもって全ての地域

における緊急事態宣言を解除するとともに、まん延防止等重点措置の実施を終了することとした。

**令和3年10月13日：**

前年度に引き続いて東大医科研から本会に対する協力依頼が行われた「犬及び猫における新型コロナウイルスに関する血清調査」について、令和3年10月13日付け事務連絡「猫及び犬における新型コロナウイルスに関する血清調査について（協力依頼）」により、5都道県市地方獣医師会に対し、本調査に協力いただく愛玩動物診療施設の紹介を依頼した。

**令和3年10月27日：**

東京都における緊急事態宣言の解除に伴い、本会がこれまで実施してきた時差出勤の就業時間帯を、令和3年11月1日以降、前後30分ずつ通常時間帯に戻し、①午前8時30分～午後5時、②午前9時～午後5時30分及び③午前9時30分～午後6時の3交代制とする旨、地方獣医師会あてに通知した。

**令和3年12月22日：**

日本獣医師会及び日本獣医師連盟は、山際大志郎経済再生・新型コロナ対策担当大臣に対し、「新型コロナウイルス感染症等動物由来の人と動物の共通感染症に対する『ワンヘルス』の実践に関する要請」を行った。

**令和4年1月7日：**

政府は、全国の新規感染者数は年末年始にかけて増加し、オミクロン株の市中感染が発生している状況下において、広島県、山口県、沖縄県の各県知事からのまん延防止等重点措置の適用要請を受け、これら3県にまん延防止等重点措置を適用し、期間を1月9日から31日までとした。

**令和4年1月19日：**

政府は、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、群馬県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県の各知事からのまん延防止等重点措置の適用要請を受け、各自治体における医療提供体制の稼働準備と併せ、実情に即した感染防止対策を講じて感染者数の増加を抑制する必要があるとして、これら1都12県にまん延防止等重点措置を適用し、期間を1月21日から2月13日までとした。

このことに伴い、本会事務局職員においても、東京都のまん延防止等重点措置の適用期間については輪番制の週1日の在宅勤務を実施することとした。

**令和4年1月24日：**

本会事務局職員1名に新型コロナウイルス感染の陽性が確認されたことから、「新型コロナウイルス感染症に対する日本獣医師会事務局の対応について」に基づき指定された期間について自宅療養を命じた。

**令和4年1月25日：**

政府は、大阪府、京都府、兵庫県、北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県の各知事からまん延防止等重点措置の適用要請、また、広島県、山口県、沖縄県から同措置の延長要請を受け、これら18道府県については、1月27日から2月20日まで、3県は同日までまん延防止等重点措置を適用若しくは延長することとした。

**令和4年2月3日：**

政府は、和歌山県について感染の再拡大を防止する必要性に鑑み、2月5日から27日の間、まん延防止等重点措置を適用することとした。

#### 令和4年2月7日：

本会事務局職員1名に新型コロナウイルス感染の陽性が確認されたことから、「新型コロナウイルス感染症に対する日本獣医師会事務局の対応について」に基づき指定された期間について自宅療養を命じた。

#### 令和4年2月10日：

政府は、まん延防止等重点措置に指定した1都12県については、適用期間を3月6日まで延長し、また新たに高知県にも適用することとし、期間を2月12日から3月6日までとした。

#### 令和4年2月18日：

政府は、感染拡大状況や医療提供体制・公衆衛生体制の負荷状況等に鑑み、北海道、青森県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、福岡県、佐賀県及び鹿児島県について、まん延防止等重点措置を3月6日まで延長することとし、山形県、島根県、山口県、大分県及び沖縄県について、2月20日をもって重点措置を終了することとした。

#### 令和4年3月4日：

政府は、感染拡大状況や医療提供体制・公衆衛生体制の負荷状況等に鑑み、北海道、青森県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、香川県及び熊本県について、まん延防止等重点措置を3月21日まで延長することとし、福島県、新潟県、長野県、三重県、和歌山県、岡山県、広島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県及び鹿児島県について、3月6日をもって重点措置を終了することとした。

#### 令和4年3月21日：

政府は全国の感染状況を踏まえ、残る18都道府県におけるまん延防止等重点措置を3月21日の期限で解除した。

またこれに伴い、本会事務局における週1日の在宅勤務を解除した。

## 4 豚熱への対応

### (1) 豚熱等家畜伝染病対策検討委員会

岐阜県獣医師会会長から令和3年7月12日付け岐獣発第167号をもって「豚熱等家畜伝染病対策検討委員会の設置について（要望）」が本会に提出されたことを受け、令和3年10月21日に第2回委員会を行った。第2回会議では、家畜防疫員以外のワクチン接種の妥当性や、農場管理獣医師制度について検討がなされたほか、他国におけるアフリカ豚熱等の悪性伝染病が侵入した際の予防策の事例紹介や、獣医師や農場における感染予防対策等について協議した。

### (2) 豚熱等の防疫措置についての要請

令和3年6月10日付け3日獣発第79号「豚熱の予防ワクチン接種等の防疫措置について（要請）」をもって、農林水産省消費・安全局長あて要請活動を実施した（「第2事業報告 A 政策提言活動等 獣医療政策提言等の要請活動等（2）別記2」参照）。

### (3) 豚熱ワクチン接種支援可能獣医師リストの作成

本会が地方獣医師会に対して依頼を行ってきた豚熱ワクチン接種支援可能獣医師リストの提出では、少人数や該当者なしの報告事例が散見されたことから、書面開催により行われた令和3年度全国獣医師会事務・事業推進会議において、地域におけるワクチン予防接種等の効果的かつ円滑な実施方策について改めて照会し、第4回理事会で結果報告を行った。

#### (4) 豚熱対策等の情報提供

##### ア 関係省庁からの通知等

(ア) 農林水産省からの飼養豚への豚熱ワクチン接種推奨地域の追加、豚熱の患畜確認のプレスリリースの他、家畜伝染病予防法の改正関連の通知等の内容について逐次、地方獣医師会へ情報提供した。

(イ) 農林水産省消費・安全局動物衛生課長からの通知を受けて、令和3年12月20日付け3日獣発第249号「牛豚等疾病小委員会・拡大豚熱疫学調査チームの提言を踏まえた防疫対策の周知及び飼養衛生管理基準等の指導の徹底等について」を地方獣医師会会長あてに通知した。本通知では、養豚農家の注意すべき衛生対策、都道府県知事認定獣医師に向けて家畜保健衛生所との連携対策の構築及び関係性強化、野生イノシシの感染が確認された地域の山林等へ立入った市民に対するの注意喚起、ウイルスの遺伝子解析や殺処分時に実施した免疫付与状況検査の結果等の精査を進めていくことについて、同省から都道府県畜産主務部長あて通知された旨、関係者への周知を依頼した。

### 5 会員組織基盤の強化対策

#### (1) 日本獣医師会会員組織

本会会員組織については、全国の47都道府県獣医師会及び8政令市獣医師会を会員とする全国組織として、すべての都道府県において組織強化活動を行った。

賛助会員組織についても、獣医事に関連する団体・企業、本会の事務事業に関連する団体・企業及び本会の目的に賛同する個人等に呼びかけ、加入拡充を図った。

#### (2) 地方獣医師会会員組織

ア 平成21年度第3回理事会及び全国獣医師会会長会議の協議を踏まえ、「新公益法人制度の移行に当たり獣医師会活動の基盤となる会員組織の充実・強化について」（平成21年10月27日付け21日獣発第185号）により、各地方獣医師会に会員組織の充実・強化を図られたいことを要請したが、令和3年度においても引き続き、獣医師専門職による公益活動の発展・整備に資するとの観点に立ち会員組織基盤の強化に努めた。

イ 令和3年度においても獣医学系大学（獣医学科）の優等卒業生を表彰し、全卒業生に対して日本獣医師会会長メッセージ、日本獣医師会パンフレットを配布した。例年、日本獣医師会雑誌（1号）を同封していたが、共用試験合格者には既に同号を送付していることに鑑み、本年度からは卒業生向けに本誌を送付することを取りやめた。

表彰に当たっては、本会会長の他、大学の所在する地域の地方獣医師会代表者が賞状及び記念品を授与し、獣医師会の活動を紹介して、卒業生への入会の勧誘を行った。

## 第2 事業報告

### A 政策提言活動等

#### 獣医療政策提言等の要請活動等（日本獣医師連盟要請も含む）

- 1 令和3年4月13日、4月20日付け【別記1】  
新型コロナウイルス感染症等動物由来の人と動物の共通感染症に対する「ワンヘルス」の実践に関する要請  
要請先等：自見はなこ参議院議員  
経済再生担当・新型コロナ対策担当大臣
- 2 令和3年6月10日付け3日獣発第79号【別記2】  
豚熱の予防的ワクチン接種等の防疫措置について（要請）  
要請先等：農林水産省消費・安全局長
- 3 令和3年7月15日付け【別記3】  
新型コロナウイルス感染症等動物由来の人と動物の共通感染症に対する「ワンヘルス」の実践に関する要請  
要請先等：福岡県知事  
自由民主党福岡県支部連合会会長
- 4 令和3年9月2日付け【別記4】  
国公立獣医学系大学の地域枠入試に係る要請書  
（中央畜産会と全国農業共済協会と連名で要請）  
要請先等：文部科学省高等教育局長
- 5 令和3年9月7日付け【別記5】  
新型コロナウイルス感染症等動物由来の人と動物の共通感染症に対する「ワンヘルス」の実践に関する要請  
要請先等：自由民主党政務調査会副会長
- 6 令和3年12月22日付け3日獣発第259号【別記6】  
獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実について（要請）  
要請先等：農林水産省消費・安全局長
- 7 令和3年12月22日付け3日獣発第260号【別記7】  
人と動物の共通感染症対策の整備・充実について（要請）  
要請先等：厚生労働省健康局長、生活衛生・食品安全審議官
- 8 令和3年12月22日付け3日獣発第261号【別記8】  
動物愛護・管理施策等の整備・充実について（要請）  
要請先等：環境省自然環境局長
- 9 令和3年12月22日付け3日獣発第262号【別記9】  
獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実について（要請）  
要請先等：財務大臣
- 10 令和3年12月22日付け3日獣発第263号【別記10】  
獣医学教育の整備・充実について（要請）  
要請先等：文部科学大臣
- 11 令和3年12月22日【別記11】  
獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実について（要請）  
要請先等：自由民主党 獣医師問題議員連盟会長  
（日本獣医師連盟と連名で要請）
- 12 令和3年12月22日【別記12】  
新型コロナウイルス感染症等動物由来の人と動物の共通感染症に対する「ワンヘルス」の実践に関する要請

- 要請先等：経済再生担当・新型コロナ対策担当大臣  
(日本獣医師連盟と連名で要請)
- 13 令和4年1月13日付け3日獣発第283号【別記13】  
令和4年度狂犬病予防注射の円滑な実施について(要請)  
要請先等：厚生労働省健康局長
- 14 令和4年1月25日、1月28日、2月1日、2月7日、3月30日付け【別記14】  
改正動物愛護管理法における販売用犬猫に対するマイクロチップの装着・登録の義務化に関する要請  
要請先等：武見敬三参議院議員  
自由民主党獣医師問題議員連盟会長  
森 英介衆議院議員  
鬼木 誠衆議院議員  
三原じゅん子参議院議員  
牧原秀樹衆議院議員  
河西宏一衆議院議員  
河野太郎衆議院議員
- 15 令和4年2月1日、2月2日付け【別記15】  
「愛玩動物看護師法」の全部施行に向けた課題について(要請)  
要請先等：牧原秀樹衆議院議員  
自由民主党獣医師問題議員連盟会長  
公明党動物愛護管理推進委員会
- 16 令和4年2月16日、3月17日付け3日獣発第313号【別記16】  
第21回アジア獣医師会連合(FAVA)大会へのご支援及びご臨席の要請について  
要請先等：内閣総理大臣  
外務大臣  
自由民主党獣医師問題議員連盟会長
- 17 令和4年2月16日、3月30日付け【別記17】  
新型コロナウイルス感染症等動物由来の人と動物の共通感染症に対する「ワンヘルス」の実践に関する要請  
要請先等：内閣総理大臣  
河野太郎衆議院議員
- 18 令和4年2月24日付け3日獣発第318号【別記18】  
アジア獣医師会連合(FAVA)日本事務所の設置について(依頼)  
要請先等：福岡県知事
- 19 その他  
「公務員獣医師の処遇改善について」、「獣医学教育環境の整備・充実について」等の要請は、  
逐次、日本獣医師会会長、役員等及び日本獣医師連盟委員長から関係国会議員及び関係省庁  
等に要請

【別記1】

令和3年4月

経済再生担当・新型コロナ対策担当大臣 西村康稔 様  
参議院議員 自見はなこ 様

公益社団法人 日本獣医師会  
日 本 獣 医 師 連 盟



## 新型コロナウイルス感染症等動物由来の人と動物の共通感染症に対する 「ワンヘルス」の実践に関する要請

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につきご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は瞬く間に全世界にまん延し、パンデミックとして人類を恐怖に陥れています。我が国においても、政府は緊急事態宣言を発出して収束を図っていますが、本感染症の影響は、東京オリンピック・パラリンピックの開催延期など国民の日常生活や経済活動をはじめ広範な分野に及び、今後も長期間にわたり継続することが懸念されています。

本感染症は、人から人への感染ばかりでなく、人から猫などの愛玩動物にも感染が見られる動物由来の人と動物の共通感染症（人獣共通感染症）とされています。同様に、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）、MERS（中東呼吸器症候群）、SARS（重症急性呼吸器症候群）、新型インフルエンザ、狂犬病、牛海綿状脳症（BSE）、エボラ出血熱等の新興・再興感染症はいずれも動物由来の人と動物の共通感染症であり、その予防やまん延防止のためには人の医療と動物の医療の両側からのアプローチが必要とされています。

日本医師会と日本獣医師会は、人の健康、動物の健康、野生動物を含む環境の保全の三つの分野の関係者が一体となり連携して対応する「ワンヘルス」の概念が世界的に普及していることを踏まえ、平成 25 年 11 月に「ワンヘルスに基づく学術協力の推進に関する協定」を締結しました。更にこれを契機に、全国の医師会と獣医師会も同様の協定を締結し、全国的なワンヘルスの実践体制が構築されました。

このような「ワンヘルス」の実践体制を基盤として、平成 28 年 11 月には「第 2 回世界獣医師会－世界医師会ワンヘルスに関する国際会議」を開催し、世界における「ワンヘルス」の実践の礎となる「福岡宣言」を採択しました（参考資料 1(略)）。また、令和 2 年 5 月 22 日には日本医師会と日本獣医師会の両会長連名で「新型コロナウイルス感染症禍を踏まえた「ワンヘルス」の実践に関する共同声明」を公表し、本感染症の早期収束と、将来におけるパンデミックの再発阻止に向け、「ワンヘルス」の実践活動の強化等を表明しました（参考資料 2(略)）。

近年の新興・再興感染症の多くは動物由来の人と動物の共通感染症であるにもかかわらず、国及び地方自治体における「ワンヘルス」の実践体制は不十分と言わざるを得ません。即ち、動物から人への感染症は厚生労働省の所管、動物から家畜・家禽への感染症は農林水産省の所管という縦割りとなっています。しかも、犬や猫などの愛玩動物及び野生動物の感染症についての研究やサーベイランスについては、両省の所管事項に関係しない限り、担当する国の機関は存在しない空白領域となっています（参考資料 3(略)）。このような国の危機管理体制が不備な状況の下では、動物由来の新興・再興感染症の発生を事前に察知することは困難であり、必要な感染症対策が後手に回り、再び今回の新型コロナウイルス感染症のような甚大な被害を招くことが強く懸念されます。

以上のことから、動物由来の人と動物の共通感染症に対する「ワンヘルス」の実践体制の構築について下記のとおり要請いたしますので、特段のご高配を賜りますようお願いいたします。

### 記

- 1 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」の「感染症対策を一元的に担う危機管理組織の在り方（日本版 CDC 等の設置）を検討する」に当たっては、人の感染症研究を担う国立感染症研究所と動物の感染症を担う国の機関が連携・協力し、人と動物の健康及び野生動物を含めた環境保全等の「ワンヘルス」を実践する体制を構築すること。

※ 令和 2 年 3 月 11・13 日付け新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆参内閣委員会）の 18・21（参考資料 4(略)）

※ 日本と米国における人と動物の感染症の調査研究機関

日本：国立感染症研究所(厚生労働省所管)、農研機構動物衛生研究部門(農林水産省所管)

米国：Centers for Disease Control and Prevention(CDC), U.S. Department of Health and Human Services National Veterinary Services Laboratories(NVSL), Animal and Plant Health Inspection Services(APHIS), U.S. Department of Agriculture (参考資料5(略))

2 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門を動物検疫所及び動物医薬品検査所と一括統合して1の動物の感染症を担う国の機関として位置付け、現行の家畜・家禽にとどまらず、愛玩動物及び野生動物を含むすべての動物の感染症等の調査研究、医薬品開発、水際防疫等の実施体制を確立し、安全・安心な人と動物の共生社会を構築すること。

※ 平成23年3月22・25日付け家畜伝染病予防法の一部改正法案に対する附帯決議(衆参農林水産委員会)の11・12(参考資料6(略))

※ 各国における動物衛生研究機関が所管する動物の範囲について(参考資料7(略))

3 緊急事態における地方での人と動物の医療機関、大学の医学部と獣医学部等関係機関の感染症防疫に係る連携・協力による情報共有、早期診断、医療資材の提供等の緊急事態措置の実施体制の強化を図るため、広域感染症防疫センターを国の機関として設置すること。

また、日本のみならず、特にアジアを中心とした海外の公衆衛生や福祉の推進に寄与するため、感染症への予防や防疫に加え、薬剤耐性菌対策や人と動物の健康、環境保全などを含めた「ワンヘルス」について、一般市民への情報提供や啓発が重要である。このため、国内外の関係機関と連携・協力しながら「ワンヘルス」推進機関を国と地方が協力して設置すること。

※ 海外の「ワンヘルス」関連機関

アジア獣医師会連合(FAVA)、アジア大洋州医師会連合(CMAAO)、世界獣医師会(WVA)、世界医師会(WMA)、国際獣疫事務局(OIE)、世界保健機関(WHO)等

※ 新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言(参考資料8・9(略))

以上

【別記2】

3日獣発第79号  
令和3年6月10日

農林水産省 消費・安全局長  
新井 ゆたか 様

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内 勇夫

豚熱の予防的ワクチン接種等の防疫措置について(要請)

日頃より、獣医師及び獣医療に関する施策の推進にご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年12月に閣議決定された「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」において「豚熱ワクチン接種について民間獣医師による実施を可能とする見直し」を行うこととされたことを受け、「豚熱の予防的ワクチン接種に係る知事認定獣医師の活用についての協力をお願い」(令和3年3月31日付け2消安第6492号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知。以下「課長通知」という。)が発出されました。課長通知においては、「豚熱に関する特定家畜伝染病

防疫指針」を一部変更し、面的かつ確実な接種及びワクチンの厳格な管理が行われることを前提に、

- ① 都道府県の管理下に置かれる一定の要件を満たす獣医師（知事認定獣医師）による豚熱ワクチン接種が可能となったこと
  - ② 各都道府県より要請があった場合は、ご協力いただくよう貴会員及び傘下団体に呼び掛けること
  - ③ 農場へ立ち入る際には、豚熱ワクチン接種を実施するのみならず、飼養衛生管理基準の遵守の徹底等についても指導すること
- について協力の依頼がありました。

本課長通知を受け、本会では地方獣医師会会長に会員獣医師等関係者に周知を依頼するとともに、「豚熱ワクチン接種支援可能獣医師リスト」の作成及び提出を依頼しました。

このたび、各地方獣医師会から当該リストが提出され、別添のとおり取りまとめましたのでご報告するとともに、下記のとおり要請いたしますので、豚熱、アフリカ豚熱等に対する防疫体制の充実・強化に一層ご尽力されますようお願いいたします。

#### 記

- 1 家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準（豚、いのしし）のⅠの6「獣医師等の健康管理指導」の義務化を踏まえ、次の措置を講じること。
  - (1) 全ての養豚農場ごとに定められる担当の獣医師等を「農場管理獣医師」と位置付けるとともに、養豚農場に義務付けられた飼養衛生管理基準の遵守、要指示医薬品の慎重使用等に対する指導の当該農場管理獣医師への一元化
  - (2) 農場管理獣医師の氏名等の家畜保健衛生所への届出・登録及び当該農場管理獣医師が管理する農場ごとの飼養衛生管理状況の適正な報告
- 2 豚熱ワクチン接種における知事認定獣医師の活用にあたっては、次の事項に配慮すること。
  - (1) 農場管理獣医師（知事認定獣医師に限る。）による一元管理及び他の知事認定獣医師の活用の下での豚熱ワクチン接種の適正な実施
  - (2) 本会及び地方獣医師会が整備する「豚熱ワクチン接種支援可能獣医師リスト」の知事認定獣医師への活用
  - (3) 豚熱ワクチン接種技術料等については、現行の家畜防疫員の日当に替え、家畜の所有者と農場管理獣医師等との自発的な契約で決定
- 3 国及び都道府県は、飼養衛生管理基準等の遵守の指導等に当たっては、家畜伝染病予防法、獣医師法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の関係法令が遵守されるよう、厳正に指導、監督等を行うこと。

#### 【別記3】

令和3年7月

福岡県知事 服部 誠太郎 様  
自由民主党福岡県支部連合会 会長 原口剣生 様

公益社団法人 日本獣医師会  
日本獣医師連盟

## 新型コロナウイルス感染症等動物由来の人と動物の共通感染症に対する 「ワンヘルス」の実践に関する要請

貴県におかれては、地方行政の立場から、獣医師及び獣医療施策の推進につきご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は瞬く間に全世界にまん延し、パンデミックとして人類を恐怖に陥れています。本感染症は人から人への感染ばかりでなく、人から猫などの愛玩動物にも感染が見られる動物由来の人と動物の共通感染症（人獣共通感染症）とされています。同様に、近年の新興・再興感染症はいずれも動物由来の人と動物の共通感染症であり、その予防やまん延防止のためには人の医療と動物の医療の両側からのアプローチが必要とされています。

日本医師会と日本獣医師会は、人の健康、動物の健康、野生動物を含む環境の保全の三つの分野の関係者が一体となり連携して対応する「ワンヘルス」の概念が世界的に普及していることを踏まえ、平成25年11月に「ワンヘルスに基づく学術協力の推進に関する協定」を締結しました。これを契機に、全国の医師会と獣医師会も同様の協定を締結し、全国的な「ワンヘルス」の実践体制が構築されました。更に、両会はこのような体制を基盤として、平成28年11月には「第2回世界獣医師会－世界医師会ワンヘルスに関する国際会議」を開催し、世界における「ワンヘルス」の実践の礎となる「福岡宣言」を採択するなど、「ワンヘルス」の実践活動を強化しています。

しかし、遺憾ながら、国及び地方自治体における「ワンヘルス」の実践体制の現状は不十分と言わざるを得ません。即ち、動物から人への感染症は厚生労働省の所管、動物から家畜・家禽への感染症は農林水産省の所管という縦割りとなっています。しかも、犬や猫などの愛玩動物及び野生動物の感染症についての研究やサーベイランスについては、両省の所管事項に関係しない限り、担当する国の機関は存在しない空白領域となっています。

このように国の危機管理体制が不備な状況の中であって、貴県が「ワンヘルス推進基本条例」（以下「条例」という。）を制定し、「ワンヘルス」の実践体制を構築しようとする取組は、日本国内はもとより、アジア及び世界においても類を見ない画期的なものです。

つきましては、本会としても貴県の取組を高く評価するとともに、貴県及び本会の「ワンヘルス」の実践活動が一層迅速かつ効果的に推進されるよう、下記のとおり要請いたしますので、特段のご高配を賜りますようお願いいたします。

### 記

#### 1 条例に規定された「ワンヘルス」推進体制の整備等

- (1) 条例第6条の規定に基づき、医師、獣医師及び医療関係団体が取り組む「ワンヘルス」の推進に関する情報交換、研究体制及び医学・獣医学教育の充実・強化等の連携活動に対し、貴県の各部局が積極的に指導及び支援を行うこと。
- (2) 条例第13条の規定等に基づく「ワンヘルス」の推進体制の整備の一環として、「ワンヘルス」の推進に要する広範な知識及び経験を有する獣医師職員等人材の育成並びに業務の円滑な運営を図ること。
- (3) 条例第14条の規定に基づき、保健環境研究所の機能の充実・強化を図るとともに、家畜保健衛生所を現行の家畜・家禽にとどまらず愛玩動物及び野生動物も所管できる「動物保健衛生所」に組織改編し、「ワンヘルス」中核拠点として早期に整備すること。
- (4) 条例第19条の規定に基づき、国境を越えて侵入する新興・再興感染症の対策が後手に回ることを防ぐよう、アジア各国及び九州各県の自治体、研究機関等と広域に連携して人獣共通感染症対策等を総合的に先導する国の拠点機関として「アジア防疫センター（仮称）」を貴県に誘致すること。

#### 2 第21回アジア獣医師会連合大会への協力・支援

- (1) 令和4年11月に福岡市において開催予定の第21回アジア獣医師会連合大会（以下「FAVA大会」という。）が、新型コロナウイルス感染症禍にあっても、貴県民のご理解と参加を得て安

全かつ安心して開催されるよう、広報活動を含め全面的に支援すること。

- (2) FAVA大会の開催において、市民公開講座等のプログラムの企画、実施等に積極的に参加するとともに、アジア各国からの参加者等の貴県における文化交流活動等を企画及び支援すること。
- (3) 「福岡宣言」として発信された「ワンヘルス」の実践に関する貴県の活動をFAVA大会参加者、県民等に紹介・普及するとともに、FAVA大会における新たな宣言の発信に尽力すること。

### 3 災害時の獣医師による動物救護活動の位置付けの明確化

公益社団法人福岡県獣医師会を災害対策基本法に基づく指定地方公共機関に指定し、災害対策の公的实施機関に位置付けるとともに、獣医師による動物救護活動に要する費用の負担、同活動に起因する負傷等に対する損害補償等の措置を講じること。

以上

## 【別記4】

令和3年9月2日

文部科学省高等教育局  
局長 伯井 美德 殿

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内 勇夫

公益社団法人 中央畜産会  
会長 森山 裕

公益社団法人 全国農業共済協会  
会長 高橋 博

### 国公立獣医学系大学の地域枠入試に係る要請書

貴省におかれては、産業動物分野における獣医師の養成につきまして、獣医学系大学の学部学生への診療参加型臨床実習の実施等、日頃から御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の地域枠入試につきましては、令和元年6月に貴職への面談要請を行わせていただきましたが、貴省におかれては、その後、獣医学系の各大学宛にその実施に係る依頼文書を発出いただき、これを受け、大阪府立大学では令和4年度からの実施が計画されているとお聞きしております。この間の貴省の御尽力に深く感謝申し上げます。

地域枠入試につきましては、公務員を含む産業動物獣医師の養成・確保が喫緊の課題となっている中、既に私立大学では導入済みであり、全国の高校への周知も図られてきたところです。しかしながら、国公立大学への入学を強く希望する学生も多く、引き続き国公立大学での取り組みが期待されております。このような中、先の大阪府立大学に続いて、現在、岩手大学及び東京農工大学においても、地域枠入試の導入について貴省と調整中であると承知しております。

つきましては、下記の事項について、更なる御指導及び御配慮を賜りますよう、よろしくお願い致します。

記

- 1 岩手大学及び東京農工大学をはじめ地域枠入試を令和5年度実施に向けて調整を進めている大学について、その実施につき御指導、御支援をお願い致します。
- 2 他の国立獣医学系大学においても地域枠入試が実施されるよう、引き続き御指導、御調整をお願い致します。
- 3 獣医学系大学における地域枠入試の実施について、改めて全国の高等学校、都道府県担当部局等に対し周知をお願い致します。

## 【別記5】

令和3年9月

自由民主党 政務調査会  
副会長 大家 敏志 様

公益社団法人 日本獣医師会  
日本獣医師連盟

### 新型コロナウイルス感染症等動物由来の人と動物の共通感染症に対する 「ワンヘルス」の実践に関する要請

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につきご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は瞬く間に全世界にまん延し、パンデミックとして人類を恐怖に陥れています。本感染症は人から人への感染ばかりでなく、人から猫などの愛玩動物にも感染が見られる動物由来の人と動物の共通感染症（人獣共通感染症）とされています。同様に、SFTS(重症熱性血小板減少症候群)、MERS(中東呼吸器症候群)、SARS（重症急性呼吸器症候群）、新型インフルエンザ、狂犬病、牛海綿状脳症(BSE)、エボラ出血熱等の新興・再興感染症はいずれも動物由来の人と動物の共通感染症であり、その予防やまん延防止のためには人の医療と動物の医療の両側からのアプローチが必要とされています。

日本医師会と日本獣医師会は、人の健康、動物の健康、野生動物を含む環境の保全の三つの分野の関係者が一体となり連携して対応する「ワンヘルス」の概念が世界的に普及していることを踏まえ、平成25年11月に「ワンヘルスに基づく学術協力の推進に関する協定」を締結しました。これを契機に、全国の医師会と獣医師会も同様の協定を締結し、全国的なワンヘルスの実践体制が構築されました。更に、両会はこのような「ワンヘルス」の実践体制を基盤として、平成28年11月には「第2回世界獣医師会－世界医師会ワンヘルスに関する国際会議」を開催し、世界における「ワンヘルス」の実践の礎となる「福岡宣言」を採択するなど、「ワンヘルス」の実践活動を強化しています。

しかし、遺憾ながら、国及び地方自治体における「ワンヘルス」の実践体制の現状は不十分と言わざるを得ません。即ち、動物から人への感染症は厚生労働省の所管、動物から家畜・家禽への感染症は農林水産省の所管という縦割りとなっています。しかも、犬や猫などの愛玩動物及び野生動物の感染症についての研究やサーベイランスについては、両省の所管事項に関係しない限り、担当する国の機関は存在しない空白領域となっています。

このように国の危機管理体制が不備な状況の下では、動物由来の新興・再興感染症の発生を事前に察知することは困難であり、必要な感染症対策が後手に回り、再び今回の新型コロナウイルス感染症のような甚大な被害を招くことが強く懸念されます。

以上のことから、動物由来の人と動物の共通感染症に対する「ワンヘルス」の実践体制の構築について下記のとおり要請いたしますので、特段のご高配を賜りますようよろしくお願いいたします。

ます。

## 記

- 1 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」の「感染症対策を一元的に担う危機管理組織の在り方（日本版CDC等の設置）を検討する」に当たっては、人の感染症研究を担う国立感染症研究所と動物の感染症を担う国の機関が連携・協力し、人と動物の健康及び野生動物を含めた環境保全等の「ワンヘルス」を実践する体制を構築すること。
- 2 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門を動物検疫所及び動物医薬品検査所と一括統合して1の動物の感染症を担う国の機関として位置付け、現行の家畜・家禽にとどまらず、愛玩動物及び野生動物を含むすべての動物の感染症等の調査研究、医薬品開発、水際防疫等の実施体制を確立し、安全・安心な人と動物の共生社会を構築すること。
- 3 緊急事態における地方での人と動物の医療機関、大学の医学部と獣医学部等関係機関の感染症防疫に係る連携・協力による情報共有、早期診断、医療資材の提供等の緊急事態措置の実施体制の強化を図るため、広域感染症防疫センター（アジア防疫センター（仮称））を国の機関として地方に設置すること。

また、日本のみならず、特にアジアを中心とした海外の公衆衛生や福祉の推進に寄与するため、感染症への予防や防疫に加え、薬剤耐性菌対策や人と動物の健康、環境保全などを含めた「ワンヘルス」について、一般市民への情報提供や啓発が重要である。このため、国内外の関係機関と連携・協力しながら「ワンヘルス」推進機関（ワンヘルスセンター等）を国と地方が協力して設置すること。

以上

## 【別記6】

3日獣発第259号  
令和3年12月22日

農林水産省 消費・安全局長  
小川 良介 様

公益社団法人 日本獣医師会  
会 長 藏 内 勇 夫

### 獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実について（要請）

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につきご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近年、我が国や周辺諸国では高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫をはじめとする越境性の悪性家畜伝染病が発生し、また、最近では中国等で感染が拡大していたアフリカ豚熱が隣国の韓国に侵入して我が国への侵入の危険性が非常に高まっています。

また、平成30年に岐阜県で発生以降、各地に感染が拡大している豚熱の防疫対策において、民間の知事認定獣医師による予防的ワクチン接種が可能とされる等、獣医師の役割は一層重要なものとなっています。

さらに、エボラ出血熱、SFTS、SARS 等の人への感染が国民の関心を集める中、半世紀以上も清

浄国であった台湾で野生動物を中心に狂犬病が発生するなど、人と動物の共通感染症（以下「人獣共通感染症」という。）は我が国にとって大きな脅威となっています。

このような状況の中で、国民の食生活に直結した安全な畜産物の安定供給への貢献が求められている産業動物診療分野、「家族の一員・生活の伴侶」として定着してきた犬、猫等に対する高度な獣医療の提供が求められている小動物診療分野、家畜伝染病・人獣共通感染症の防疫及び食品の安全性の確保等に従事する家畜衛生・公衆衛生等の公務員分野のほか、動物愛護・福祉、野生動物対策等、獣医師は幅広い職域において国民生活を支えています。

また、我が国の国民生活や経済活動に多大なる影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症はコウモリを起源とする人獣共通感染症といわれています。このような人獣共通感染症、薬剤耐性（AMR）対策等に適切に対処するためには、人と動物の健康、環境の保全を一体として捉え、関係者が連携するワンヘルスの実践体制の構築が不可欠となっています。獣医師は医師や環境問題の研究者等と共にワンヘルス推進における当事者であり、新型コロナウイルス感染症等の動物由来の新興・再興感染症による甚大な被害を防止するための課題解決に大きな責任を負っています。

このような緊急かつ広範な課題の解決に向けて、その中心的な役割を担っている獣医師に対する社会的な期待及び要請は極めて高いものとなっているにもかかわらず、獣医師の処遇及び国民の期待に応え得る獣医療提供のための環境整備は未だ十分なものとは言えない状況にあります。

つきましては、獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実への支援について下記のとおり要請いたしますので、ご高配を賜りますようお願いいたします。

## 記

### 1 産業動物診療獣医師等の確保と処遇改善

(1) 地域及び職域における獣医師の偏在を是正するため、次の施策を講じられたい。

- ① 獣医学生への就業誘導対策として、産業動物診療獣医師修学資金制度の継続、獣医学生に対する臨床実習等を行う農業共済団体等家畜診療所（以下「家畜診療所」という。）、都道府県家畜保健衛生所（以下「家畜保健衛生所」という。）等の実習受入れ体制の整備への支援
- ② 医師等に準じた獣医師独自の給料表の創設、期限付きの初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善措置等による公務員獣医師及び産業動物獣医師の処遇改善

(2) 獣医師の半数を占める女性獣医師の結婚・出産・子育てによる離職後の復職に対する支援を行うとともに、女性獣医師が継続して就業できる職場環境の整備を図られたい。

### 2 高度かつ専門的な獣医療の提供体制の整備

(1) 愛玩動物看護師法の適正な運用により、次の施策の実現に支援されたい。

- ① 獣医療現場の実態を踏まえ、愛玩動物看護師の確保のための認定動物看護師等に対する国家資格取得の促進等により、国民の要請に応え得る高度なチーム獣医療の提供体制の構築
- ② 獣医師と愛玩動物看護師の適正な役割分担及び連携の下に、高齢者等が飼育する動物に対する獣医療提供が可能となるよう、いわゆる「かかりつけ動物病院」による地域における人と動物との共生社会の発展を目指す地域包括ケアシステムの構築

(2) 「認定・専門獣医師制度」をはじめ、次の高度獣医療提供体制の構築等に支援されたい。

- ① 獣医師法第 16 条の 2 の規定に基づき、診療を業務とする獣医師に対する卒後臨床教育の実施体制を強化するための拠点となる家畜診療所等の教育機能の強化
- ② 飼養衛生管理基準に基づき全ての農場ごとに定められる担当の獣医師等（以下「農場管理獣医師」という。）をはじめ、高度な専門的知識及び技術を備えた獣医師を育成する「認定・専門獣医師制度」の構築
- ③ 「認定・専門獣医師制度」において認定された研修等を受講し付与された専門獣医師の名称等の広告が可能となるよう獣医療法第 17 条における獣医療広告制限の緩和

(3) 畜産経営の大型化と立地の過疎化に伴う家畜診療所等の統合・広域化の進展等を踏まえ、



次の施策を講じられたい。

- ① 都道府県・広域地区単位での家畜診療所、開業獣医師、家畜保健衛生所等の効果的な役割分担と連携・協力による広域的な獣医療提供体制の構築
- ② 家畜診療所については、地域の基幹的診療施設に位置付けるとともに、農業保険制度に基づく保険診療の業務及び収入にとどまらず、健全な畜産経営に不可欠な生産獣医療全般を業務として収入源の多元化を図ることによる運営体制の強化
- ③ 農場管理獣医師による飼養衛生管理基準の遵守、要指示医薬品の慎重使用等を含む畜産経営の衛生管理の一元化、農場管理獣医師の氏名等の家畜保健衛生所への届出・登録及び農場ごとの飼養衛生管理状況の適正な報告等、家畜保健衛生所と一体となった監視指導体制の強化
- ④ 産業動物・愛玩動物診療領域における人工知能(AI)や情報通信技術(ICT)等の活用により、離島、僻地等の獣医療遠隔地の畜産経営、緊急・夜間診療等に対する愛玩動物の飼い主等の獣医療に対する高度かつ多様なニーズを踏まえ、適正な診療の提供を確保した上でのオンライン診療等の対応方策の整備

### 3 感染症に対する危機管理施策等の整備・充実

- (1) 豚熱、アフリカ豚熱等越境性動物疾病に対する防疫体制の充実・強化に向けて、次の施策を講じられたい。
  - ① 農場管理獣医師(知事認定獣医師に限る。)による一元管理及び他の知事認定獣医師等の活用の下での豚熱ワクチン接種の適正な実施
  - ② 本会及び地方獣医師会が整備する「豚熱ワクチン接種支援可能獣医師リスト」の知事認定獣医師への活用
  - ③ 豚熱ワクチン接種技術料等については、現行の家畜防疫員の日当に替え、家畜の所有者と農場管理獣医師等との自発的な契約で決定
  - ④ 野生イノシシに対するサーベイランスによる感染状況の把握、経口ワクチンの効果的な活用、防護壁の設置等による飼養豚との接触の回避
  - ⑤ アフリカ豚熱、口蹄疫等の越境性動物疾病の我が国への侵入を未然に防止するため、家畜防疫官の権限強化、検疫探知犬の増頭を踏まえた水際検疫の強化、アジア諸国の獣医師に対する技術研修等への支援
- (2) 動物由来の人獣共通感染症等に適切に対処し、安全・安心な人と動物の共生社会を構築するため、次のようなワンヘルスの実践体制の構築を図られたい。
  - ① 全国的に構築された医師会と獣医師会の連携体制の下での人獣共通感染症対策、薬剤耐性(AMR)対策等ワンヘルスの実践施策への支援
  - ② 本会とアジア獣医師会連合(FAVA)、世界獣医師会(WVA)、世界医師会(WMA)、国際獣疫事務局(OIE)、国連食糧農業機関(FAO)等の国際団体や国際機関との連携・協力活動等への支援
  - ③ 高病原性鳥インフルエンザ、狂犬病、重症熱性血小板減少症候群(SFTS)等の人の感染症の6割を占める人獣共通感染症等の早期確定診断を可能とするため、家畜・家禽はもとより愛玩動物及び野生動物を含めた平常時からの検査体制の構築
  - ④ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門を動物検疫所及び動物医薬品検査所と一括統合して動物の感染症を担う国の機関として位置付け、現行の家畜・家禽にとどまらず、愛玩動物及び野生動物を含む全ての動物の感染症等の調査研究、医薬品開発、水際防疫等の実施体制の確立
  - ⑤ 地方におけるワンヘルス推進機関としての広域感染症防疫センターの国の機関としての設置、都道府県の家畜保健衛生所等による愛玩動物、野生動物等を含む全ての動物の検査・防疫を可能とする機能及び体制の見直し並びに家畜衛生部局、公衆衛生部局及び動物愛護・野生鳥獣管理部局との連携体制の強化
- (3) 薬剤耐性(AMR)対策をはじめ動物用医薬品等の適正・慎重使用の確保及び迅速かつ安定的な供給を図るため、次の施策を早急に講じられたい。

- ① 医薬品医療機器等法に基づき承認・許可された小動物用医薬品が少なく、獣医師の裁量と経験に基づき人用医薬品が汎用されている小動物獣医療分野において、薬剤耐性（AMR）対策としての抗菌剤の慎重使用を推進するため、本会と貴省及び動物用医薬品業界の連携・協力の下で、小動物用医薬品としての承認・許可を得やすい仕組み作り等、製薬企業の小動物用医薬品の開発促進のための方策
- ② 動物用医薬品をより早く、合理的な価格で、安定的に供給できるよう、医薬品医療機器総合機構(PMDA)のチーム審査、米国 FDA の段階審査(Phased Review)等を参考に、(2)の④による統合に合わせ、迅速、適正かつ効率的な承認審査体制の構築

#### 【別記 7】

3 日 獣 発 第 260 号  
令和 3 年 12 月 22 日

厚生労働省

健康局長 佐原 康之 様  
生活衛生・食品安全審議官 武井 貞治 様

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内 勇夫

#### 人と動物の共通感染症対策の整備・充実について（要請）

日頃より、人と動物の共通感染症（以下「人獣共通感染症」という。）対策、食品衛生対策等に係る施策の推進につきご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

我が国の国民生活や経済活動に多大なる影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症はコウモリを起源とする人獣共通感染症とされています。

近年、SFTS、高病原性鳥インフルエンザ、狂犬病、エボラ出血熱、SARS、MERS 等の流行等により、人獣共通感染症に対する国民の関心が高まる中で、これらの感染症のわが国への侵入・まん延等のリスクに的確に対処する上で、獣医師及び獣医療の果たすべき役割は一層増大しています。

また、古くから人獣共通感染症として恐れられてきた狂犬病の台湾における発生は、同様に島国という地勢に恵まれ 60 年以上にわたって狂犬病清浄国であるわが国の防疫体制に対する警鐘と捉えられます。

このような人獣共通感染症対応や、世界的な問題となっている薬剤耐性（AMR）対策等において、人と動物の健康、環境の保全を一体として捉え、関係者が連携するワンヘルスの実践体制の構築が不可欠となっています。獣医師は医師や環境問題の研究者等と共にワンヘルス推進における当事者であり、新型コロナウイルス感染症等の動物由来の新興・再興感染症による甚大な被害を防止するための課題解決に大きな責任を負っています。

一方、「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき販売用の犬・猫へのマイクロチップの装着・登録の義務化が行われることとなり、本会はマイクロチップの指定登録機関に指定されました。改正法においては、マイクロチップは狂犬病予防法における犬の鑑札とみなすこととされており、改正法が円滑に施行されることにより両法における登録制度が効率化され、飼い主の利便性の向上が図られることが期待されています。

このような緊急かつ広範な課題の解決に向けて、その中心的な役割を担っている獣医師に対する社会的な期待及び要請は極めて高いものとなっているにもかかわらず、獣医師が国民の期待に応え得る獣医療提供のための環境整備は未だ十分なものとは言えない状況にあります。

つきましては、人と動物の共通感染症対策に関連する施策の整備・充実への支援について下記のとおり要請いたしますので、ご高配を賜りますようお願いいたします。

## 1 公務員獣医師の確保と処遇改善

地域及び職域における獣医師の偏在を是正するため、次の施策を講じられたい。

- (1) 獣医学生への就業誘導対策として、公衆衛生公務員獣医師の確保に向けた働きかけ、獣医学生に対する体験型家畜衛生・公衆衛生実習の受入れを行う都道府県食肉衛生検査所等の実習受入れ体制の整備への支援
- (2) 医師等に準じた獣医師独自の給料表の創設、期限付きの初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善措置等による公務員獣医師の処遇改善
- (3) 家畜衛生及び公衆衛生部局の人事交流、獣医師職員の人事の一本化の推進、多様な職務経験を有した人材の管理職への登用等、公務員獣医師の職務の魅力向上
- (4) 獣医師の半数を占める女性獣医師の結婚・出産・子育てによる離職後の復職に対する支援を行うとともに、女性獣医師が継続して就業できる職場環境の整備

## 2 ワンヘルスの実践体制の整備・充実

- (1) 全国的に構築された医師会と獣医師会の連携体制の下での人獣共通感染症対策、薬剤耐性(AMR)対策等ワンヘルスの実践施策に対し一層の支援を図られたい。
- (2) 高病原性鳥インフルエンザ、狂犬病、重症熱性血小板減少症候群(SFTS)等の人の感染症の6割を占める人獣共通感染症等の早期確定診断を可能とするため、家畜・家禽はもとより愛玩動物及び野生動物を含めた平常時からの検査体制の構築を図られたい。
- (3) 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」の「感染症対策を一元的に担う危機管理組織の在り方(日本版CDC等の設置)を検討する」に当たっては、人の感染症研究を担う国立感染症研究所と動物の感染症を担う国の機関が連携・協力し、人と動物の健康及び野生動物を含めた環境保全等のワンヘルスを実践する体制を構築されたい。
- (4) 緊急事態における地方での人と動物の医療機関、大学の医学部と獣医学部等関係機関の感染症防疫に係る連携・協力による情報共有、早期診断、医療資材の提供等の緊急事態措置の実施体制の強化を図るため、広域感染症防疫センターを国の機関として設置されたい。
- (5) 日本のみならず、特にアジアを中心とした海外の公衆衛生や福祉の推進に寄与するため、感染症への予防や防疫に加え、薬剤耐性菌対策や人と動物の健康、環境保全などを含めた「ワンヘルス」について、一般市民への情報提供や啓発が重要である。このため、国は、地方や国内外の関係機関と連携・協力しながら「ワンヘルス」を推進されたい。
- (6) 狂犬病については、万が一我が国への侵入を許せば国民生活への影響が甚大であることから、以下の点に留意して対応されたい。
  - ① 検疫対象動物の密輸入等を防止するための国境検疫措置の強化
  - ② 狂犬病ワクチンの在庫数量の把握と、発生時の緊急ワクチン接種を想定したワクチンの確保
  - ③ 獣医師への狂犬病診断技術研修の実施及び迅速で確実な確定診断が可能な体制の整備
  - ④ 狂犬病予防注射率向上のための国民への普及啓発

## 3 動物愛護管理法に規定されるマイクロチップの装着・登録事業と狂犬病予防法に規定される犬の狂犬病予防事業の一体的運用

- (1) 次期の動物愛護管理法の改正においては、マイクロチップを鑑札と同様に注射済票の代替とみなすとともに、マイクロチップ登録情報を犬の登録原簿の代替としても活用できるとし、犬の飼育者の利便性の向上と市町村等の事務負担の軽減に繋がるワンストップサービスを実現されたい。
- (2) 全国の市町村等から地方獣医師会への狂犬病予防事業の一括受託及び犬の登録情報の本会による一元管理を実現に向けた都道府県、市町村等に対する指導及び支援

## 【別記 8】

3 日 獣 発 第 261 号  
令和 3 年 12 月 22 日

環境省自然環境局長  
奥 田 直 久 様

公益社団法人 日本獣医師会  
会 長 藏 内 勇 夫

### 動物愛護・管理施策等の整備・充実について（要請）

日頃より、動物愛護・管理等に係る施策の推進につきご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

我が国の国民生活や経済活動に多大なる影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症はコウモリを起源とする人獣共通感染症とされています。

近年、SFTS、高病原性鳥インフルエンザ、狂犬病、エボラ出血熱、SARS、MERS 等の流行等により、人獣共通感染症に対する国民の関心が高まる中で、これらの感染症のわが国への侵入・まん延等のリスクに的確に対処する上で、獣医師及び獣医療の果たすべき役割は一層増大しています。

このような人獣共通感染症対応や、世界的な問題となっている薬剤耐性（AMR）対策等において、人と動物の健康、環境の保全を一体として捉え、関係者が連携するワンヘルスの実践体制の構築が不可欠となっています。獣医師は医師や環境問題の研究者等と共にワンヘルス推進における当事者であり、新型コロナウイルス感染症等の動物由来の新興・再興感染症による甚大な被害を防止するための課題解決に大きな責任を負っています。

一方、貴省の多大なるご支援・ご指導により、一昨年「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき販売用の犬・猫へのマイクロチップの装着・登録の義務化が行われることとなりました。本会はマイクロチップの指定登録機関に指定され、現在貴省のご指導を賜りながら、マイクロチップの登録事業を適正かつ円滑に推進するための体制整備を図っているところで

す。また、「愛玩動物看護師法」の新規制定により、愛玩動物看護師が国家資格化されました。本会は、全国の地方獣医師会及び会員獣医師を構成員とする公益法人として、同法の効果的な運用を推進するとともに、国民の期待に応え得る獣医師と愛玩動物看護師による高度なチーム獣医療提供体制の構築に尽力しているところで

す。このような緊急かつ広範な課題の解決に向けて、その中心的な役割を担っている獣医師に対する社会的な期待及び要請は極めて高いものとなっているにもかかわらず、獣医師の処遇及び国民の期待に応え得る獣医療提供のための環境整備は未だ十分なものとは言えない状況にあります。

つきましては、動物愛護及び管理施策等の整備・充実につき下記の事項にご配慮いただき、有効な施策を講じていただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 公務員獣医師の確保と処遇改善

地域及び職域における獣医師の偏在を是正するため、次の施策を講じられたい。

- (1) 獣医学生への就業誘導対策として、獣医学生に対する体験型家畜衛生・公衆衛生実習の受入れを行う都道府県動物愛護管理センター等の実習受入れ体制の整備への支援
- (2) 医師等に準じた獣医師独自の給料表の創設、期限付きの初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善措置等による公務員獣医師の処遇改善

## 2 動物愛護管理法に基づくマイクロチップの装着・登録事業の適正な運用

次期の「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下「動物愛護管理法」という。）の改正においては、次の施策を実現されたい。

- (1) 販売用の犬・猫以外の全ての犬・猫等について、マイクロチップの装着・登録の義務化
- (2) マイクロチップを鑑札と同様に注射済票の代替とみなすとともに、マイクロチップ登録情報を犬の登録原簿の代替としても活用できることとし、犬の飼育者の利便性の向上と市町村等の事務負担の軽減に繋がるワンストップサービスの実現
- (3) 全国の市町村等から地方獣医師会への狂犬病予防事業の一括受託及び犬の登録情報の本会による一元管理の実現に向けた都道府県、市町村等に対する指導及び支援

## 3 動物愛護行政と獣医師・獣医師会の連携

今回の動物愛護管理法の改正においては、みだりに殺傷及び虐待された動物に関する獣医師の通報の義務化について明文化されたところである。同法の目的の達成及びその円滑な施行を期するため、地域の動物愛護関係行政機関と獣医師・獣医師会が一層連携を強め、円滑かつ迅速な通報体制が構築されるよう特段の配慮をお願いしたい。

## 4 愛玩動物看護師法の円滑な運用

愛玩動物看護師法の適正な運用により、次の施策の実現に支援されたい。

- (1) 獣医療現場の実態を踏まえ、愛玩動物看護師の確保のための認定動物看護師等に対する国家資格取得の支援、診療補助業務の範囲の適正な設定等により、国民の要請に応え得る高度なチーム獣医療の提供体制の構築
- (2) 獣医師と愛玩動物看護師の適正な役割分担及び連携の下に、高齢者等が飼育する動物に対する獣医療提供が可能となるよう、いわゆる「かかりつけ動物病院」による地域における人と動物との共生社会の発展を目指す地域包括ケアシステムの構築

## 5 災害時の動物救護活動の推進について

大規模災害時において、被災動物救護活動及び獣医療提供体制の復旧支援活動が公益目的事業として円滑に実施できる体制の構築とともに、獣医療支援チーム（VMAT）の活動を含む広域災害時動物救護シェルターの運営等に支援されたい。

## 6 学校動物飼育の支援について

学校における動物飼育が子供たちに好影響を及ぼすためには、獣医師の指導の下で動物が適正かつ衛生的に飼育される必要がある。学校動物飼育の適正化に向けて、医師、歯科医師、薬剤師の学校三師に加え、学校保健安全法に学校獣医師を位置付けることにより、学校獣医師制度の整備が行われるよう支援されたい。

## 7 ワンヘルスの推進に係る関係者の連携体制の整備について

世界的に注目されているワンヘルスの概念を踏まえ、獣医療、医療とともに環境保全も含めた総合的なワンヘルスの実践施策の推進が求められている。今後の人獣共通感染症対応においては、農林水産省、厚生労働省等と連携を図り、家畜・家禽、愛玩動物、野生動物における監視体制を強化するとともに、医師会と獣医師会、環境関係団体間の効果的な連携を図るための体制整備について支援されたい。

特に、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により課題となった感染者が飼育する犬・猫の一時預かり等について全国的かつ統一的な対応の仕組みを構築されたい。

財務大臣

鈴木俊一様

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内勇夫

### 獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実について（要請）

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につきご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。特に、令和元年6月には、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）の改正による販売用の犬・猫へのマイクロチップの装着・登録の義務化及び愛玩動物看護師法の新規制定に当たっては多大なるご尽力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

さて、我が国の国民生活や経済活動に多大なる影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症は、動物由来の人獣共通感染症とされています。

近年、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）、MERS（中東呼吸器症候群）、SARS（重症急性呼吸器症候群）、新型インフルエンザ、狂犬病、エボラ出血熱等の新興・再興感染症の流行等により、人獣共通感染症に対する国民の関心が高まる中で、これらの感染症のわが国への侵入・まん延等のリスクに的確に対処する上で、獣医師及び獣医療の果たすべき役割は一層増大しています。

このような人獣共通感染症対応や、世界的な問題となっている薬剤耐性（AMR）対策等においては、人と動物の健康、環境の保全を一体として捉え、関係者が連携するワンヘルスの実践体制の構築が不可欠となっています。獣医師は医師や環境問題の研究者等と共にワンヘルス推進における当事者であり、新型コロナウイルス感染症等の動物由来の新興・再興感染症による甚大な被害を防止するための課題解決に大きな責任を負っています。

このような緊急かつ広範な課題の解決や、新たな法制度の適正な運用に向けて、その中心的な役割を担っている獣医師に対する社会的な期待及び要請は極めて大きなものとなっています。しかしながら、獣医師の処遇及び国民の期待に応え得る獣医療提供のための環境整備は未だ十分なものとは言えない状況にあります。

つきましては、獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実への支援について下記のとおり要請いたしますので、ご高配を賜りますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 公務員獣医師及び産業動物診療獣医師の確保と処遇改善

地域及び職域における獣医師の偏在を是正するため、公務員獣医師等について、医師等に準じた獣医師独自の給料表の創設、期限付きの初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善措置（本俸の一律月額5万円以上の増額）等の施策を講じられたい。〔総務省、農林水産省、厚生労働省〕

#### 2 動物愛護管理法に基づくマイクロチップの装着・登録事業の適正な運用

次期の動物愛護管理法の改正においては、次の施策を実現されたい。

- (1) 販売用の犬・猫以外の全ての犬・猫等について、マイクロチップの装着・登録の義務化  
〔環境省〕
- (2) マイクロチップを鑑札と同様に注射済票の代替とみなすとともに、マイクロチップ登録情報を犬の登録原簿の代替としても活用できることとし、犬の飼育者の利便性の向上と市町村等の事務負担の軽減に繋がるワンストップサービスの実現  
〔厚生労働省、環境省〕

- (3) 全国の市町村等から地方獣医師会への狂犬病予防事業の一括受託及び犬の登録情報の本会による一元管理の実現に向けた都道府県、市町村等に対する指導及び支援 [厚生労働省、環境省]

3 高度かつ専門的な獣医療の提供体制の整備

愛玩動物看護師法の運用に当たっては、獣医療現場の実態を踏まえ、愛玩動物看護師の確保のための認定動物看護師等に対する国家資格取得の促進、獣医師と愛玩動物看護師の適正な役割分担及び連携による国民の要請に応え得る高度なチーム獣医療の提供体制の構築に支援されたい。 [農林水産省、環境省]

4 感染症に対する危機管理施策の整備・充実及びワンヘルスの実践体制の構築

動物由来の人間共通感染症等に適切に対処し、安全・安心な人と動物の共生社会を構築するため、次のような危機管理及びワンヘルスに関する施策を講じられたい。

- (1) 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」の「感染症対策を一元的に担う危機管理組織の在り方（日本版 CDC 等の設置）を検討する」に当たって、人の感染症研究を担う国立感染症研究所と動物の感染症を担う国の機関が連携・協力し、人と動物の健康及び野生動物を含めた環境保全等のワンヘルスを実践するための体制の構築 [厚生労働省、農林水産省、環境省]
- (2) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門を動物検疫所及び動物医薬品検査所と一括統合して動物の感染症を担う国の機関として位置付け、現行の家畜・家禽にとどまらず、愛玩動物及び野生動物を含む全ての動物の感染症等の調査研究、医薬品開発、水際防疫等を実施する体制の確立 [農林水産省]
- (3) 緊急事態における地方での人と動物の医療機関、大学の医学部と獣医学部等関係機関の感染症防疫に係る連携・協力による情報共有、早期診断、医療資材の提供等の緊急事態措置の実施体制の強化を図るため、アジア感染症防疫センター（仮称）の国の機関としての設置 [厚生労働省、農林水産省、文部科学省、環境省]
- (4) 日本のみならず、特にアジアを中心とした海外の公衆衛生や福祉の推進に寄与するため、感染症の予防やまん延防止に加え、薬剤耐性菌対策や人と動物の健康、環境保全などを含めたワンヘルスの推進 [厚生労働省、農林水産省、環境省]
- (5) 令和4年11月に福岡市において開催される第21回アジア獣医師会連合(FAVA)大会が、新型コロナウイルス感染症禍にあっても安全かつ安心して開催されるよう、的確な指導及び支援 [内閣官房、内閣府、厚生労働省、福岡県]

【別記10】

3日獣発第263号  
令和3年12月22日

文部科学大臣  
末松 信介 様

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内 勇夫

獣医学教育の整備・充実について（要請）

日頃より、獣医学教育の整備・充実に係る施策の推進につきご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、獣医師は、家庭動物や家畜の診療をはじめ、食品の安全性の確保、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等の家畜伝染病や狂犬病、SFTS などの人と動物の共通感染症（以下「人獣共通感染症」という。）の防疫、畜産の振興、動物の福祉・愛護、野生動物に係る自然環境保全など、広範な分野において重要な役割を担っており、産業の発展及び国民生活の向上に貢献しています。

また、我が国の国民生活と経済活動に多大なる影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症はコロナモリを起源とする人獣共通感染症とされています。近年、このような人獣共通感染症対応、薬剤耐性（AMR）対策等において、人と動物の健康、環境の保全を一体として捉え、関係者が連携するワンヘルスの実践体制の構築が不可欠となっています。獣医師は医師や環境問題の研究者等と共にワンヘルス推進における当事者であり、新型コロナウイルス感染症等の動物由来の新興・再興感染症による甚大な被害を防止するための課題解決に大きな責任を負っています。

獣医師がこのような社会的要請に的確に答えていくためには、獣医師自らが知識及び技術の研鑽に努めるとともに、大学教育において高い能力を持った新規獣医師を養成すること等により、質の高い獣医療の提供体制を確立する必要があります。

一方、獣医師の需給に関しては、全国的な獣医師総数は不足していないものの、地域及び職域の偏在がみられる状況となっています。このため、全国の獣医学系大学には、獣医師が不足している産業動物臨床、公務員等の職域に新規参入を希望する若手獣医師を輩出していただく必要があります。

つきましては、獣医学教育の整備・充実への支援について下記のとおり要請いたしますので、ご高配を賜りますようお願いいたします。

## 記

### 1 「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」報告の総合的なフォローアップ

我が国の獣医学教育は6年制への教育年限の延長後40年が経過したが、未だ教育環境の整備・充実は十分とは言えない状況にある。

このような状況の中で、貴省に設置された「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」（以下「協力者会議」という。）からは、①教育研究体制の充実、②モデル・コア・カリキュラムの策定・実施、③分野別第三者評価の導入・実施、④共用試験の導入・実施、⑤付属家畜病院・実習環境の改善の導入を柱とする報告が提出された。

これを受けて、全国の獣医学系大学は、平成23年に獣医学教育改善の目標として「国際水準化」を掲げ、協力者会議の提言の実現に努めてきた。しかし、一部の先進的な大学を除く多くの獣医学系大学において有効な改善が図られず、このままでは貴省や獣医学系大学が目標とする

「国際水準化」は達成し得ないと危惧される。このため、貴省におかれては、協力者会議からの報告の内容が実現されるよう、今後も総合的なフォローアップに努められたい。

### 2 参加型実習の実施における外部機関と獣医学系大学の連携推進

協力者会議の報告に基づき、各大学で実施されている診療参加型臨床実習及び体験型家畜衛生・公衆衛生実習については、本年2月に発出された貴省高等教育局長通知により農業共済組合・連合会等の家畜診療施設、都道府県等の家畜保健衛生所、食肉衛生検査所、保健所、動物愛護センター等の行政関係機関等に対する学生受入れの支援が依頼されたところである。さらにこれら外部実習受入機関と獣医学系大学との連携体制の構築を図り、本実習を実効性あるものにするため、指導獣医師の地位の明確化、必要な人件費・資材費、施設整備費の補助等の支援を図られたい。

### 3 獣医師養成確保就学資金貸与事業（地域枠）と連携する産業動物特別選抜入試の拡充

農林水産省では、現在、獣医療提供体制整備推進総合対策事業の中で、産業動物獣医師を志望する高校生を対象に、獣医師養成確保修学資金貸与事業（地域枠）を実施し、私立獣医学系5大学の入学試験では、この事業の申込者を対象に特別選抜枠を設置している。獣医師の職域偏在及び地域偏在を出来るだけ解消するため、国公立獣医学系11大学においても、当該事業の申込者を対



象とした特別選抜入試の導入が可能となるよう支援を図られたい。

#### 4 学校動物飼育の支援

動物愛護管理法においては、国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るように努めなければならない旨規定されている。動物を介した情操教育の必要性は様々な場面で取り上げられているが、学校において動物が子供たちに好影響を及ぼすためには、獣医師の指導の下で動物が衛生的かつ適正に飼育される必要がある。

一方、学校保健安全法には、学校医師、学校歯科医師及び学校薬剤師の配置については規定があるが、学校獣医師については規定されていない。学校動物飼育の適正化に向けて、獣医師が学校動物飼育に対する指導及び支援ができるよう、学校保健安全法に学校獣医師の配置について明記されたい。

#### 【別記11】

令和3年12月

自由民主党 獣医師問題議員連盟  
会長 麻生太郎 様

公益社団法人 日本獣医師会  
日本獣医師連盟

#### 獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実について（要請）

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につきご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。特に、令和元年6月には、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）の改正による販売用の犬・猫へのマイクロチップの装着・登録の義務化及び愛玩動物看護師法の新規制定に当たっては多大なるご尽力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

さて、我が国の国民生活や経済活動に多大なる影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症は、動物由来の人獣共通感染症とされています。

近年、SFTS(重症熱性血小板減少症候群)、MERS(中東呼吸器症候群)、SARS(重症急性呼吸器症候群)、新型インフルエンザ、狂犬病、エボラ出血熱等の新興・再興感染症の流行等により、人獣共通感染症に対する国民の関心が高まる中で、これらの感染症のわが国への侵入・まん延等のリスクに的確に対処する上で、獣医師及び獣医療の果たすべき役割は一層増大しています。

このような人獣共通感染症対応や、世界的な問題となっている薬剤耐性（AMR）対策等においては、人と動物の健康、環境の保全を一体として捉え、関係者が連携するワンヘルスの実践体制の構築が不可欠となっています。獣医師は医師や環境問題の研究者等と共にワンヘルス推進における当事者であり、新型コロナウイルス感染症等の動物由来の新興・再興感染症による甚大な被害を防止するための課題解決に大きな責任を負っています。

このような緊急かつ広範な課題の解決や、新たな法制度の適正な運用に向けて、その中心的な役割を担っている獣医師に対する社会的な期待及び要請は極めて大きなものとなっています。しかしながら、獣医師の処遇及び国民の期待に応え得る獣医療提供のための環境整備は未だ十分なものとは言えない状況にあります。

つきましては、獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実への支援について下記のとおり要請いたしますので、ご高配を賜りますようお願いいたします。

### 1 公務員獣医師及び産業動物診療獣医師の確保と処遇改善

地域及び職域における獣医師の偏在を是正するため、公務員獣医師等について、医師等に準じた獣医師独自の給料表の創設、期限付きの初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善措置（本俸の一律月額5万円以上の増額）等の施策を講じられたい。〔総務省、農林水産省、厚生労働省〕

### 2 動物愛護管理法に基づくマイクロチップの装着・登録事業の適正な運用

次期の動物愛護管理法の改正においては、次の施策を実現されたい。

- (1) 販売用の犬・猫以外の全ての犬・猫等について、マイクロチップの装着・登録の義務化〔環境省〕
- (2) マイクロチップを鑑札と同様に注射済票の代替とみなすとともに、マイクロチップ登録情報を犬の登録原簿の代替としても活用できることとし、犬の飼育者の利便性の向上と市町村等の事務負担の軽減に繋がるワンストップサービスの実現〔厚生労働省、環境省〕
- (3) 全国の市町村等から地方獣医師会への狂犬病予防事業の一括受託及び犬の登録情報の本会による一元管理の実現に向けた都道府県、市町村等に対する指導及び支援〔厚生労働省、環境省〕

### 3 高度かつ専門的な獣医療の提供体制の整備

愛玩動物看護師法の運用に当たっては、獣医療現場の実態を踏まえ、愛玩動物看護師の確保のための認定動物看護師等に対する国家資格取得の促進、獣医師と愛玩動物看護師の適正な役割分担及び連携による国民の要請に応え得る高度なチーム獣医療の提供体制の構築に支援されたい。〔農林水産省、環境省〕

### 4 感染症に対する危機管理施策の整備・充実及びワンヘルスの実践体制の構築

動物由来の人獣共通感染症等に適切に対処し、安全・安心な人と動物の共生社会を構築するため、次のような危機管理及びワンヘルスに関する施策を講じられたい。

- (1) 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」の「感染症対策を一元的に担う危機管理組織の在り方（日本版 CDC 等の設置）を検討する」に当たって、人の感染症研究を担う国立感染症研究所と動物の感染症を担う国の機関が連携・協力し、人と動物の健康及び野生動物を含めた環境保全等のワンヘルスを実践するための体制の構築〔厚生労働省、農林水産省、環境省〕
- (2) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門を動物検疫所及び動物医薬品検査所と一括統合して動物の感染症を担う国の機関として位置付け、現行の家畜・家禽にとどまらず、愛玩動物及び野生動物を含む全ての動物の感染症等の調査研究、医薬品開発、水際防疫等を実施する体制の確立〔農林水産省〕
- (3) 緊急事態における地方での人と動物の医療機関、大学の医学部と獣医学部等関係機関の感染症防疫に係る連携・協力による情報共有、早期診断、医療資材の提供等の緊急事態措置の実施体制の強化を図るため、アジア感染症防疫センター（仮称）の国の機関としての設置〔厚生労働省、農林水産省、文部科学省、環境省〕
- (4) 日本のみならず、特にアジアを中心とした海外の公衆衛生や福祉の推進に寄与するため、感染症の予防やまん延防止に加え、薬剤耐性菌対策や人と動物の健康、環境保全などを含めたワンヘルスの推進〔厚生労働省、農林水産省、環境省〕
- (5) 令和4年11月に福岡市において開催される第21回アジア獣医師会連合(FAVA)大会が、新型コロナウイルス感染症禍にあっても安全かつ安心して開催されるよう、的確な指導及び支援〔内閣官房、内閣府、厚生労働省、福岡県〕

令和3年12月

経済再生担当・新型コロナ対策担当大臣  
山際 大志郎 様

公益社団法人 日本獣医師会  
日 本 獣 医 師 連 盟

**新型コロナウイルス感染症等動物由来の人と動物の共通感染症に対する  
「ワンヘルス」の実践に関する要請**

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につきご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は瞬く間に全世界にまん延し、パンデミックとして人類を恐怖に陥れており、我が国の国民生活や経済活動にも多大なる影響を及ぼしています。本感染症は、人から人への感染ばかりでなく、人から猫などの愛玩動物にも感染が見られる動物由来の人と動物の共通感染症（以下「人獣共通感染症」という。）とされています。同様に、SFTS(重症熱性血小板減少症候群)、MERS(中東呼吸器症候群)、SARS(重症急性呼吸器症候群)、新型インフルエンザ、狂犬病、牛海綿状脳症(BSE)、エボラ出血熱等の新興・再興感染症はいずれも動物由来の人獣共通感染症であり、その予防やまん延防止のためには人の医療と動物の医療の両側からのアプローチが必要とされています。

日本医師会と日本獣医師会は、人の健康、動物の健康、野生動物を含む環境の保全の三つの分野の関係者が一体となり連携して対応する「ワンヘルス」の概念が世界的に普及していることを踏まえ、平成25年11月に「ワンヘルスに基づく学術協力の推進に関する協定」を締結しました。更にこれを契機に、全国の医師会と獣医師会も同様の協定を締結し、全国的な「ワンヘルス」の実践体制が構築されました。このような「ワンヘルス」の実践体制を基盤として、平成28年11月には「第2回世界獣医師会－世界医師会ワンヘルスに関する国際会議」を開催し、世界における「ワンヘルス」の実践の礎となる「福岡宣言」を採択しました

一方、近年の新興・再興感染症の多くは動物由来の人獣共通感染症であるにもかかわらず、国及び地方自治体における「ワンヘルス」の実践体制は不十分と言わざるを得ません。即ち、動物から人への感染症は厚生労働省の所管、動物から家畜・家禽への感染症は農林水産省の所管という縦割りとなっています。しかも、犬や猫などの愛玩動物及び野生動物の感染症についての研究やサーベイランスについては、両省の所管事項に関係しない限り、担当する国の機関は存在しない空白領域となっています。このような国の危機管理体制が不備な状況の下では、動物由来の新興・再興感染症の発生を事前に察知することは困難であり、必要な感染症対策が後手に回り、再び今回の新型コロナウイルス感染症のような甚大な被害を招くことが強く懸念されます。

つきましては、動物由来の人獣共通感染症等に適切に対処し、安全・安心な人と動物の共生社会を構築するため、感染症に対する危機管理施策の整備・充実及び「ワンヘルス」の実践体制の構築について下記のとおり要請いたしますので、特段のご高配を賜りますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」の「感染症対策を一元的に担う危機管理組織の在り方（日本版 CDC 等の設置）を検討する」に当たって、人の感染症研究を担う国立感染症研究所と動物の感染症を担う国の機関が連携・協力し、人と動物の健康及び野生動物を含めた環境保全等のワンヘルスを実践するための体制の構築

- 2 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門を動物検疫所及び動物医薬品検査所と一括統合して動物の感染症を担う国の機関として位置付け、現行の家畜・家禽にとどまらず、愛玩動物及び野生動物を含む全ての動物の感染症等の調査研究、医薬品開発、水際防疫等を実施する体制の確立
- 3 緊急事態における地方での人と動物の医療機関、大学の医学部と獣医学部等関係機関の感染症防疫に係る連携・協力による情報共有、早期診断、医療資材の提供等の緊急事態措置の実施体制の強化を図るため、アジア感染症防疫センター（仮称）の国の機関としての設置
- 4 日本のみならず、特にアジアを中心とした海外の公衆衛生や福祉の推進に寄与するため、感染症の予防やまん延防止に加え、薬剤耐性菌対策や人と動物の健康、環境保全などを含めた「ワンヘルス」の推進

以上

【別記13】

3日獣発第283号  
令和4年1月13日

厚生労働省健康局長  
佐原康之様

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内勇夫

令和4年度狂犬病予防注射の円滑な実施について（要請）

狂犬病予防対策については、平成19年3月2日付け厚生労働省健康局長通知「狂犬病予防法に基づく犬の登録、予防注射の推進について」（健発第0302001号）において、飼育犬の登録と予防注射の徹底を図るためには、都道府県と市町村並びに獣医師会とが連携・協力し、実施する必要がある旨が示されているところです。

新型コロナウイルス感染症対策の下での狂犬病予防注射の円滑実施につきましては、令和2年度に引き続き、令和3年度においても新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延の影響によるやむを得ない事情がある場合は、12月31日までの間に予防注射を受けさせたときは、狂犬病予防法施行規則第11条第1項又は第2項において規定する期間内に注射を受けさせたものとみなすことができるよう制度的な対応が図られたことにより、地域の実情に合わせた予防注射の実施による円滑な接種及び接種率の維持向上に向けた対応ができましたことに感謝申し上げます。

一方、新型コロナウイルス感染症につきましては、オミクロン株の世界的な流行など、終息が見えない状況にあります。つきましては、令和4年度の狂犬病予防注射の実施にあたりましても、前年同様の措置をご検討いただきたく、下記のとおり要請いたします。

記

狂犬病予防法に基づき実施する狂犬病の予防注射の期間について、地域の実情に鑑み柔軟な対応が可能となるよう、令和4年12月31日までの間、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延の影響によるやむを得ない事情により、狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号）第11条第1項又は第2項において規定する期間内に狂犬病の予防注射を受けさせることができなかった

犬の所有者又は管理者について、当該事情が消滅した後速やかに その犬について狂犬病の予防注射を受けさせたときは、当該期間内に注射を受けさせたものとみなすこととしていただきたい。

【別記14】

令和4年1月25日ほか

参議院議員 武見敬三 様  
自由民主党 獣医師問題議員連盟 会長 麻生太郎 様  
衆議院議員 森 英介 様  
衆議院議員 鬼木 誠 様  
参議院議員 三原じゅん子 様  
衆議院議員 牧原秀樹 様  
衆議院議員 河西宏一 様  
衆議院議員 河野太郎 様

公益社団法人 日本獣医師会  
日 本 獣 医 師 連 盟

改正動物愛護管理法における販売用犬猫に対する  
マイクロチップの装着・登録の義務化に関する要請

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につきご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和元年6月に成立した改正動物愛護管理法におきましては、販売用の犬・猫へのマイクロチップの装着・登録の義務が規定され、令和4年6月1日に施行されます。(公社)日本獣医師会は、令和3年6月15日付けで環境大臣から指定登録機関に指定され、鋭意準備を進めているところです。

具体的な登録手続き等の詳細については今後環境省令で定めることとされており、改正省令案について令和4年1月15日にパブリックコメントの募集が締め切られたところです。

このたびの法改正では、狂犬病予防法の特例措置が規定され、環境省所管の動物愛護管理法と厚生労働省所管の狂犬病予防法の双方で規定している犬の登録について、省の垣根を超えた一元的な運用への道筋がつけられたところです。

しかしながら、法に基づく登録事務の適正かつ円滑な運用を実現するためには、解決しなければならない課題もあります。

つきましては、今後の犬・猫のマイクロチップ装着・登録の仕組が有効に機能し、飼育者及び関係者の利便性を高める中で円滑な法令遵守が図られるよう、下記のとおり要請いたしますので、特段のご高配を賜りますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 環境省が構築する法定登録共通データベースの飼育者情報について、逸走動物の保護時や災害の発生時に獣医師による登録情報の検索を可能とし、迅速な所有者への返還等を実現すること。
- 2 獣医師及び動物取扱業者による新規・変更登録の申請代行について、総務省令に基づき行政書士法の適用除外とし、円滑な登録事務が図られるようにすること。
- 3 犬に関するマイクロチップ法定登録情報データについて、狂犬病予防法に基づき市町村等が運用する犬の登録データと一体的に運用し、登録原簿の代替としての活用、登録手数料の代行収納、市町村等から地方獣医師会への狂犬病予防事業の一括委託等が可能となるよう、運用方法の

改善について環境省、厚生労働省及び総務省が連携して体制の整備を図ること。

- 4 環境省令で定めるマイクロチップの基準について、同一番号の重複を避けるとともに、国内で安全性が承認されたものであることを担保するため、ISO 規格に準拠することに加え、薬機法第23条の2の5第1項の規定に基づく製造販売承認を受けたものとする。
- 5 海外から輸入された動物のマイクロチップの装着証明にあたり、獣医師が発行する装着証明書と同等のものとして動物検疫所の家畜防疫官が発行する輸入検疫証明書を活用できるようにすること。
- 6 新規・変更登録の手数料は300円と規定され、本会が運用している登録事業の現行手数料1,050円より低額であるため、運用の実態に鑑み必要な場合には速やかに改正すること。
- 7 次期の動物愛護管理法の改正においては、販売用の犬・猫以外の全ての犬・猫等について、マイクロチップの装着・登録を義務化すること。

#### 【別記15】

令和4年2月1日ほか

衆議院議員 牧原秀樹 様  
自由民主党 獣医師問題議員連盟 会長 麻生太郎 様  
公明党動物愛護管理推進委員会ヒアリング

公益社団法人 日本獣医師会  
日 本 獣 医 師 連 盟

#### 「愛玩動物看護師法」の全部施行に向けた課題について（要請）

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につきご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和4年5月1日に施行される愛玩動物看護師法により、獣医療における新たな国家資格専門職としての愛玩動物看護師が、獣医師の指示の下で診療補助業務を行うことが可能となります。

日本獣医師会では、愛玩動物看護師と獣医師が適切な役割分担と連携に基づくチーム獣医療を提供することにより、動物診療業務に留まらず、地域における人と動物の共生社会の実現に尽力したいと考えております。

つきましては、今後の円滑な法の運用と愛玩動物看護師の幅広い活躍のため、下記のとおり要請いたしますので、特段のご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### 記

- 1 地域における人と動物の共生社会の実現に向け、愛玩動物看護師による動物飼育高齢者世帯等への訪問看護において、診療補助や看護、動物飼育支援等の業務が効果的かつ円滑に実施できるよう指導及び支援を行うこと。
- 2 愛玩動物看護師法第42条の規定に基づく名称の使用制限について、獣医療の実態を踏まえ、適切な指導を行うこと。

【別記16】

3日獣発第313号  
令和4年2月16日ほか

内閣総理大臣 岸田文雄 様  
外務大臣 林 芳正 様  
自由民主党 獣医師問題議員連盟 会長 麻生太郎 様

公益社団法人 日本獣医師会  
会 長 藏 内 勇 夫

第21回アジア獣医師会連合（FAVA）大会へのご支援及び  
ご臨席の要請について

貴職におかれましては、我が国の社会活動と国民生活を支える獣医師及び日本獣医師会の事業運営に対して平素からご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本獣医師会は我が国を代表する獣医師団体として国際貢献を果たすため、世界獣医師会（World Veterinary Association: WVA）、アジア獣医師会連合（Federation of Asian Veterinary Associations: FAVA）等の国際団体に加入して情報交換、学術交流等を行っております。特に、新型コロナウイルス感染症のような越境性の新興・再興人獣共通感染症の発生が将来においても懸念される中、本会はワンヘルスの実践活動の推進により、感染症の発生予防やまん延防止に尽力しています。

このような中、第21回アジア獣医師会連合（FAVA）大会が「アジアからのワンヘルスアプローチ：人と動物の健康は一つ、それは地球の願い」をテーマに、本会及びFAVAの会長である藏内勇夫が主催者となり、令和4年11月11日（金）～13日（日）に福岡県福岡市において別紙（略）のとおり開催することといたしました。

FAVAは、アジア・オセアニア地域における獣医師の連携を図り、獣医学教育及び獣医学研究の改善に協力することにより獣医業の地位を向上させることを目的として1978年に設立されました。FAVAは日本を含む23カ国によって組織され、2年に一度FAVA大会を開催し、本大会はアジアのみならず世界的な獣医師及び関係者の情報交換と交流の場となっています。

本大会のテーマとされているワンヘルスは、「人と動物の健康及び環境の保全を促進するためには、それぞれに関係する医師、獣医師及び環境保全に関する研究者等の関係分野の専門家が緊密な協力関係を構築し、一体となって取り組む必要がある。」とする理念です。本会は、このワンヘルスの理念がWith Corona・Post Corona社会において人と動物の健康そして環境の保全に対応する施策を講じる上でのキーワードとなるものと考えています。

一方、現状においては我が国及び世界における新型コロナウイルス感染症は未だ収束のめどがたわず、本大会の開催準備を行う上で、国内外の招待講演者及び参加登録者の会場での出席の確保、関係企業からの協賛金の確保等の様々な困難に直面しているところです。

貴職におかれましては、ワンヘルスの理念の重要性を我が国から世界に発信する意義ある第21回アジア獣医師会連合（FAVA）大会の開催及び成功に向けて、その開催運営に対してご支援を賜りますようお願い申し上げます。

また、下記のとおり本大会の開会式（のプログラムにおいてFAVAガラディナー）を開催いたしま

すので、ご臨席の上、ご祝辞をいただきたく、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

- 1 行事の名称：第21回アジア獣医師会連合（FAVA）大会 開会式
- 2 行事の主催者、役職及び氏名：
  - ・公益社団法人 日本獣医師会  
代表者役職・氏名：会長・藏内勇夫
  - ・アジア獣医師会連合（Federation of Asian Veterinary Associations (FAVA)）  
代表者役職・氏名：President・Isao Kurauchi
- 3 期日及び場所：  
期日：令和4年11月11日（金）午前10時  
場所：ヒルトン福岡シーホーク アルゴス（D,E,F）  
（〒810-8650 福岡県福岡市中央区地行浜 2-2-3、Tel. 092-744-8111）
- 4 共 催：福岡県、福岡市
- 5 後援名義使用承認予定：  
外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省、日本学会会議、  
公益社団法人日本医師会、公益社団法人日本獣医学学会、世界獣医師会（WVA）

## 【別記17】

令和4年2月ほか

内閣総理大臣 岸田文雄 様  
衆議院議員 河野太郎 様

公益社団法人 日本獣医師会  
日 本 獣 医 師 連 盟

### 新型コロナウイルス感染症等動物由来の人と動物の共通感染症に対する 「ワンヘルス」の実践に関する要請

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につきご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は瞬く間に全世界にまん延し、パンデミックとして人類を恐怖に陥れており、我が国の国民生活や経済活動にも多大なる影響を及ぼしています。本感染症は、人から人への感染ばかりでなく、人から猫などの愛玩動物にも感染が見られる動物由来の人と動物の共通感染症（以下「人獣共通感染症」という。）とされています。同様に、SFTS(重症熱性血小板減少症候群)、MERS(中東呼吸器症候群)、SARS（重症急性呼吸器症候群）、新型インフルエンザ、狂犬病、牛海綿状脳症(BSE)、エボラ出血熱等の新興・再興感染症はいずれも動物由来の人獣共通感染症であり、その予防やまん延防止のためには人の医療と動物の医療の両側からのアプローチが必要とされています。

日本医師会と日本獣医師会は、人の健康、動物の健康、野生動物を含む環境の保全の三つの分野の関係者が一体となり連携して対応する「ワンヘルス」の概念が世界的に普及していることを踏ま



え、平成 25 年 11 月に「ワンヘルスに基づく学術協力の推進に関する協定」を締結しました。更にこれを契機に、全国の医師会と獣医師会も同様の協定を締結し、全国的な「ワンヘルス」の実践体制が構築されました。このような「ワンヘルス」の実践体制を基盤として、平成 28 年 11 月には「第 2 回世界獣医師会－世界医師会ワンヘルスに関する国際会議」を開催し、世界における「ワンヘルス」の実践の礎となる「福岡宣言」を採択しました。

その開催地となった福岡県は、「福岡宣言」発祥の地として、令和 4 年 1 月に日本国内はもとより世界的に類を見ない「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を公布・施行し、「福岡県ワンヘルス国際フォーラム」の開催など県民一体となって「ワンヘルス」の実践活動を推進しています。さらに同県は、「ワンヘルス」実践の中核的拠点として「ワンヘルスセンター」を全国に先駆けて整備するとともに、アジア諸国由来の人獣共通感染症や薬剤耐性菌の対策を担う「アジア新興・人獣共通感染症センター（仮称）」の九州設置について、九州地方知事会及び全国知事会にも要請を行っております。

一方、近年の新興・再興感染症の多くは動物由来の人獣共通感染症であるにもかかわらず、現在の国及び地方自治体における「ワンヘルス」の実践体制は不十分と言わざるを得ません。即ち、動物から人への感染症は厚生労働省の所管、動物から家畜・家禽への感染症は農林水産省の所管という縦割りとなっています。しかも、犬や猫などの愛玩動物及び野生動物の感染症についての研究やサーベイランスについては、両省の所管事項に関係しない限り、担当する国の機関は存在しない空白領域となっています。このような国の危機管理体制が不備な状況の下では、動物由来の新興・再興感染症の発生を事前に察知することは困難であり、必要な感染症対策が後手に回り、再び今回の新型コロナウイルス感染症のような甚大な被害を招くことが強く懸念されます。

つきましては、動物由来の人獣共通感染症等に適切に対処し、安全・安心な人と動物の共生社会を構築するため、感染症に対する危機管理施策の整備・充実及び「ワンヘルス」の実践体制の構築について下記のとおり要請いたしますので、特段のご高配を賜りますようお願いいたします。

#### 記

- 1 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」の「感染症対策を一元的に担う危機管理組織の在り方（日本版 CDC 等の設置）を検討する」に当たって、人の感染症研究を担う国立感染症研究所と動物の感染症を担う国の機関が連携・協力し、人と動物の健康及び野生動物を含めた環境保全等の「ワンヘルス」を実践するための体制の構築
- 2 特に、日本のみならずアジアを中心とした海外の公衆衛生や福祉の推進に寄与するため、新興・再興感染症等の発生予防及びまん延防止や薬剤耐性菌対策に加え、人と動物の健康、環境保全などを含めた「ワンヘルス」の推進
- 3 1 の具体的な体制構築として、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門を動物検疫所及び動物医薬品検査所と一括統合して動物の感染症を担う国の機関として位置付け、現行の家畜・家禽にとどまらず、愛玩動物及び野生動物を含む全ての動物の感染症等の調査研究、医薬品開発、水際防疫等を実施する体制の確立
- 4 緊急事態における地方での人と動物の医療機関、大学の医学部と獣医学部等関係機関の感染症防疫に係る連携・協力による情報共有、早期診断、医療資材の提供等の緊急事態措置の実施体制の強化を図るため、国の機関としての「アジア新興・人獣共通感染症センター（仮称）」の九州への設置及び地方公共団体における動物保健衛生所等「ワンヘルスセンター」の設置への支援

3日獣発第318号  
令和4年2月24日

福岡県知事  
服部 誠太郎 様

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内 勇夫

### アジア獣医師会連合 (FAVA) 日本事務所の設置について (依頼)

貴県におかれては、地方行政の立場から、獣医師及び獣医療施策の推進につきご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本会及びアジア獣医師会連合（以下「FAVA」という。）は、第21回アジア獣医師会連合 (FAVA) 大会（以下「FAVA 大会」という。）を第40回日本獣医師会獣医学術学会年次大会との連携により、令和4年11月11日（金）～13日（日）の3日間、福岡市内のヒルトン福岡シーホークで開催することとし、鋭意準備を進めています。貴県におかれては、FAVA 大会の共催をお引き受けいただくとともに、福岡県ワンヘルス国際フォーラムの同時開催をはじめ FAVA 大会の成功に向けて全面的なご支援を賜り、重ねてお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は瞬く間に全世界にまん延し、パンデミックとして人類を恐怖に陥れました。特にアジア地域は、本感染症をはじめ、新型インフルエンザ、SARS、MERS、SFTS などの動物由来の新興・再興感染症の発生源となっていることから、アジア各国が連携・協力して早急にワンヘルスの実践体制を構築しなければなりません。このような状況を踏まえ、FAVA は「FAVA 戦略プラン 2021-2025」を策定するとともに、具体的な活動方針として6分野に関する5年間のアクションプランを策定し公表しました。このうち、ワンヘルス、薬剤耐性対策、獣医学教育、食の安全・安心の4分野は、日本の専門家が主導して推進しています。

FAVA 大会は、新型コロナウイルス感染症を克服しポストコロナ時代の幕開けとして通常の日常生活や経済活動の再出発を期す記念すべき国際大会であり、「アジアからのワンヘルスアプローチ」をテーマに開催されます。貴県においては、平成28年11月に「第2回世界獣医師会-世界医師会”One Health”に関する国際会議」が開催され、世界におけるワンヘルス実践の礎となる「福岡宣言」が採択・発信されました。更に貴県は、令和3年1月に「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を公布・施行し、県民一丸となってワンヘルスの実践活動に取り組んでおられます。

私は、FAVA 大会を主催する日本獣医師会及び FAVA の会長として、ワンヘルスの先進地である貴県において開催される本大会の成果を踏まえ、「FAVA 戦略プラン 2021-2025」に基づくワンヘルスアプローチを一層発展させ、その具体的な実践活動をアジアから世界に向けて発信し続けることにより、今後のアジア及び世界におけるワンヘルス実践活動をリードしていく所存です。そして、このワンヘルス等の FAVA 活動を継続的に推進していくためには、現在、FAVA 大会の準備を主目的として期限付きで設置されている FAVA 日本事務所（本会及び福岡県獣医師会内に設置）を常設のものとして引き続き我が国に設置することが不可欠となっています。

つきましては、「福岡宣言」誕生の地としてワンヘルス対策に県民を挙げて先進的に取り組み、FAVA 大会の成功に向けてご尽力いただいている貴県におかれても、FAVA 日本事務所の誘致に向け、県民一体となってご検討いただきますよう、よろしく願いいたします。

## B 個別事業報告

### I 公益目的事業

獣医師道の高揚、獣医事の向上、獣医学術の振興・普及及び獣医師人材の育成を図ることにより、動物に関する保健衛生の向上、動物の福祉及び愛護の増進並びに自然環境の保全に寄与し、もって人と動物が共存する豊かで健全な社会の形成に貢献する事業

#### 1 部会委員会等運営事業

##### (1) 職域別の部会委員会の運営

各職域に係る諸課題については次のとおり対応した。

①令和元年度に定められた検討テーマについて、協議検討結果を報告書として整理取りまとめの上、各部会長が理事会において報告した。報告内容については、理事会において協議の上、日本獣医師会及び地方獣医師会の事務・事業活動に反映させるとともに、獣医療の質の向上をはじめとする獣医療提供体制の整備等の政策課題については、関係省庁・団体・機関に対する要請活動に努めた。

②令和3年度については、前期委員会委員の任期満了に伴い、三役及び7つの部会を統括する職域理事である部会長が各委員会の検討テーマを別記のとおり決定した。今期の部会委員会の委員については、日本獣医師会職域別部会運営規程に基づき、職域理事候補者の推薦母体である地区獣医師会連合会及び特定団体から推薦された委員候補者及び学識経験を有する者の中から、各委員会の検討課題に相応しい人材を会長と部会長で選考の上、委嘱した。

部会委員会の運営に当たっては、各部会の委員会において地方獣医師会の部会組織等とも連携を確保しつつ、協議・検討を行った。

なお、令和4年2月24日、第12回職域別部会関係部会長会議を開催し、本会の令和4年度事業計画書(案)について説明して意見交換を行い、各部会長が事業計画を踏まえた部会での取組みの推進を確認した。

##### 【別記】

#### 部会委員会（常設委員会・個別委員会）の構成と検討課題

##### 1 常設委員会

部 会	委 員 会	検 討 テ ー マ
獣 医 学 術 部 会	学 術 ・ 教 育 ・ 研 究 委 員 会	①新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた獣医学術学会年次大会の開催及び獣医学術地区学会との連携のあり方 ②認定・専門獣医師制度における日本獣医師会の認定資格・プログラム等のあり方（専門獣医師協議会との連携及び獣医師生涯研修事業運営委員会と合同） ③日本獣医師会における国際交流推進への取組みのあり方（獣医師国際交流推進検討委員会で検討）

産業動物臨床部会	産業動物臨床・家畜共済委員会	①都道府県における新たな獣医療を提供する体制の整備を図るための計画の策定のあり方（教育機関としての診療施設の取組みを含む） ②地域獣医療体制の整備・充実（ア 農場への農場管理獣医師の定着促進、イ 離島・僻地等に対する獣医療提供のあり方を含む）
小動物臨床部会	小動物臨床委員会	①愛玩動物看護師法の円滑な施行に向けた対応 ②地域におけるかかりつけ動物病院の役割 ③マイクロチップ装着・登録義務化によるワンストップサービスへの対応
家畜衛生部会 公衆衛生部会	家畜衛生・公衆衛生委員会	公務員獣医師の「One Health=One Vet」への取組み ー人事及び業務の一本化と処遇改善のあり方等ー
動物福祉・愛護部会	動物福祉・愛護委員会 VMAT 養成カリキュラム等 検討小委員会	①動物愛護管理法の下での獣医師の役割 ②緊急災害時の獣医療提供体制確保と地域社会への貢献 災害対応認定・専門獣医師としての VMAT 養成カリキュラムの平準化に向けた検討（モデルカリキュラムの策定及び養成テキストの編集等）
職域総合部会	総務委員会	地方獣医師会会員組織率の向上対策について

## 2 個別委員会

部会	委員会	検討テーマ
獣医学術部会	獣医師生涯研修事業運営委員会	獣医師生涯研修事業の企画・運営
	獣医師国際交流推進検討委員会	国際交流の推進と本会の役割
動物福祉・愛護部会	学校動物飼育支援対策検討委員会	学校動物飼育支援対策の確立と推進
	日本動物児童文学賞審査委員会	日本獣医師会日本動物児童文学賞の選考及び審査など
職域総合部会	女性獣医師活躍推進委員会	女性獣医師の活躍推進に関する対応
	日本獣医師会雑誌編集委員会	日本獣医師会雑誌（日獣会誌）の企画及び編集

### ア 各部会の委員会の開催と検討状況

#### (ア) 獣医学術部会

##### a 学術・教育・研究委員会

学術・教育・研究委員会〔委員長：佐藤れえ子（日本獣医師会理事）〕では、取りまとめた報告書「獣医学術活動・獣医学教育の整備充実に向けて」を令和3年5月26日に開催した令和3年度第1回理事会で報告した。

また、第26回委員会を令和3年10月4日にオンラインで開催し、①新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた今後の獣医学術学会年次大会の開催については、令和6年度以降の獣

医学術学会年次大会の開催形式や参加費用等について今後引き続き検討を進めること、②認定・専門獣医師制度及び国際交流の推進についてはそれぞれ専門の委員会等で検討を行った結果を本委員会に報告することとした。

b 獣医師生涯研修事業運営委員会

獣医学術部会個別委員会である「獣医師生涯研修事業運営委員会」〔委員長：佐藤れえ子（日本獣医師会理事）〕では、中間答申「獣医師生涯研修事業の整備・充実について」を令和3年6月23日に開催した令和3年度第2回理事会で報告した。

また、第13回委員会を令和3年5月17日にオンラインで開催した。委員会では、①事業実施状況の確認・研修カリキュラムの見直し、②「生涯研修事業のページ Q&A」の執筆担当者の選定、③「生涯研修事業のページ Q&A」の取りまとめ（冊子化）のHP掲載対応、④認定・専門獣医師制度との連携の在り方、⑤今期委員会の取りまとめ、⑥新型コロナウイルス感染症影響下における救済対応（申告なしでも継続認可）、⑦プログラム認定実施組織の認定要件について意見交換が行われた。

c 獣医師国際交流推進検討委員会

獣医師国際交流推進検討委員会〔委員長：佐藤れえ子（日本獣医師会理事）〕は、取りまとめた報告書「日本獣医師会における国際交流の在り方とその推進」を令和3年5月26日に開催した令和3年度第1回理事会で報告した。

(イ) 産業動物臨床部会

産業動物臨床・家畜共済委員会

産業動物臨床・家畜共済委員会〔委員長：西川治彦（日本獣医師会理事）〕では、取りまとめた報告書「産業動物獣医療提供体制の整備・充実について」を令和3年5月26日に開催した令和3年度第1回理事会で報告した。

また、第33回委員会を令和3年10月21日にオンラインを併用して開催した。まず農林水産省担当官から「都道府県における新たな獣医療を提供する体制整備のための計画策定のあり方」について説明がなされた後、今期委員会の報告書骨子（案）の各事項に対して意見交換が行われ、報告書取りまとめの方向が確認された。次回は本会議での意見を踏まえ、正副委員長及び事務局で報告書（素案）を取りまとめ、次回委員会で検討することとした。

令和4年2月9日に第34回委員会を開催（Web 併用）し、令和4年度における診療参加型臨床実習（産業動物）への取組み、農場管理認定・専門獣医師等の制度化、家畜における遠隔診療の活用促進、産業動物獣医師の確保に係る課題等について説明がなされた後、報告書（素案）について意見交換がなされた。次回は本委員会での意見を踏まえ、さらに報告書（案）として取りまとめ、委員に送付した上で次回委員会を開催し、検討することとした。

(ウ) 小動物臨床部会

小動物臨床委員会

小動物臨床委員会〔委員長：大林清幸（日本獣医師会理事）〕では、第26回委員会を令和3年4月15日に開催し、報告書の取りまとめに向けた検討を行った。委員会における検討を踏まえ、報告書「新しい時代に向けた小動物獣医療提供体制の構築」を取りまとめた。

新たな任期の小動物臨床委員会〔委員長：大林清幸（日本獣医師会理事）〕は、第27回委員会を令和3年9月30日に開催し、①愛玩動物看護師法の円滑な施行に向けた対応、②地域におけるかかりつけ動物病院の役割、及び③マイクロチップ装着・登録義務化によるワンストップサービスへの対応をテーマに検討を開始した。また、小動物診療におけるオンライン診療の在り方について検討することとし、準備を開始した。

令和3年12月9日に開催した第28回委員会では、小動物診療におけるオンライン診療の在り方について、ガイドライン素案の取りまとめに向けた検討を行うとともに、地域獣医療における「かかりつけ獣医師」の役割と認定・専門獣医師制度への位置づけについて検討した。

## (エ) 家畜衛生部会・公衆衛生部会

家畜衛生委員会・公衆衛生委員会（家畜衛生・公衆衛生委員会）

家畜衛生・公衆衛生委員会〔加地祥文(日本獣医師会理事)〕では、第8回委員会を令和3年5月12日に開催し、令和元年度から議論した検討テーマを取りまとめた報告書「公務員獣医師の処遇改善の推進及び家畜衛生・公衆衛生実習の支援の在り方」について検討し、委員会での意見を踏まえて正副委員長で取りまとめを行った後、令和3年5月26日に開催した令和3年度第1回理事会で報告を行った。

第9回委員会は新たな任期〔委員長：加地祥文(日本獣医師会理事)〕として令和3年9月27日に開催し、今期の検討テーマを「公務員獣医師の「One Health = One Vet」の取組み - 人事及び業務の一本化と処遇改善のあり方等-」とした。

第10回委員会を令和4年2月18日に開催し、家畜衛生・公衆衛生分野に関係する個別課題について報告がなされた後、今期委員会の報告書骨子（案）の各事項に対して意見交換が行われた。本会議での意見を踏まえて正副委員長及び事務局で取りまとめ、次回委員会では骨子の確認と各項目の検討を行うこととした。

## (オ) 動物福祉・愛護部会

### a 動物福祉・愛護委員会

動物福祉・愛護委員会〔委員長：佐伯潤（日本獣医師会理事）〕は、今期検討テーマ「①動物愛護管理法の下での獣医師の役割、②緊急災害時の獣医療提供体制確保と地域社会への貢献」について検討を行った。令和3年9月28日に第5回委員会を開催し、①マイクロチップ義務化への対応、②虐待通報の義務化への対応、③認定・専門獣医師制度における災害対応認定・専門獣医師の創設、④地域包括ケアシステムとかかりつけ動物病院の役割、⑤災害対策としての日本獣医師会による指定公共機関の申請について協議を行った。

令和3年12月7日に第6回委員会を開催し、①マイクロチップ義務化への対応、②虐待通報の義務化への対応、③動物取扱業者に対する規制強化への対応について協議を行った。

### b VMAT 養成カリキュラム等検討小委員会

VMAT 養成カリキュラム等検討小委員会〔委員長：佐伯潤（日本獣医師会理事）〕は、令和3年4月26日に第2回小委員会を開催し、地方獣医師会の災害対応状況に係るアンケート調査結果中間報告の説明後、日本獣医師会のVMAT 養成のあり方について協議を行った。

新たな任期のVMAT 養成カリキュラム等検討小委員会〔委員長：佐伯潤（日本獣医師会理事）〕は、令和3年9月8日に第3回小委員会を開催し、今後のVMAT 養成カリキュラムを認定・専門獣医師制度の枠組で作成していくことが確認され、具体的なカリキュラム内容について検討を行った。

また、令和4年3月16日に開催した第4回小委員会では、テキストの編集及び講習会の開催方法について検討を行った。

### c 学校動物飼育支援対策検討委員会

学校動物飼育支援対策検討委員会〔委員長：處愛美（福岡県獣医師会理事）〕では、報告書「学校動物飼育支援対策の確立と推進」を取りまとめ、令和3年6月23日に開催した令和3年度第2回理事会で報告した。

新たな任期の学校動物飼育支援対策検討委員会〔委員長：處愛美（福岡県獣医師会理事）〕では、令和3年10月22日に第9回委員会を開催し、今期委員会の検討テーマ、地方会アンケートの実施、がっこう動物新聞の発行、意見交換会の開催について検討を行った。

令和4年3月11日から令和4年3月31日まで学校動物飼育支援対策シンポジウムをオンデマンド配信にて行った。講演内容は次のとおり。

### シンポジウム「子どもたちの心を育てる学校動物飼育」

	講演テーマ	講演者氏名	所属等
1	学校動物飼育について	齋藤 博信	文部科省初等中等教育局教育課程課 教科調査官
2	学校における動物飼育環境の現状と 将来展望	處 愛美	福岡県獣医師会理事
3	学校動物飼育の充実のための福岡県 教育委員会の取組	松永 千景	福岡県教育庁教育振興部義務教育課 指導班 指導主事
4	地域における活動事例の紹介と獣医 師の役割	中川 清志	東京都獣医師会副会長

総合討論座長：鳩貝 太郎（全国学校飼育動物研究会 会長）

また、学校における適正な動物飼育活動の推進のため、小学校等への掲示を目的とした壁新聞を「がっこう動物新聞」として発行した。

#### d 日本動物児童文学賞審査委員会

日本動物児童文学賞審査委員会〔委員長：佐伯潤（日本獣医師会理事）〕では、第33回の応募作品 124 作品から、一次審査を一般社団法人日本児童文芸家協会に委託して選出された15 作品について、二次審査として令和3年7月20日に第33回日本動物児童文学賞審査委員会を開催し、日本動物児童文学大賞 1 作品及び同優秀賞 2 作品並びに同奨励賞 4 作品を決定した。

#### (カ) 職域総合部会

##### a 総務委員会

総務委員会〔委員長：境政人（日本獣医師会副会長兼専務理事）〕では、令和3年5月11日に開催（Web 併用）した第24回委員会において、今期検討課題に対する委員会報告書素案を基に今期委員会の取りまとめについて協議し、報告書を取りまとめ、令和3年9月22日開催の令和3年度第4回理事会に報告した。

新たな任期の総務委員会〔委員長：境政人（日本獣医師会副会長兼専務理事）〕は、令和3年10月27日に第25回総務委員会を開催（Web 併用）し、①今村和彦委員を副委員長に選任し、②前期委員会報告書を説明後、③「地方獣医師会会員組織率の向上対策について」をテーマとして検討を開始した。

続いて、第26回総務委員会を令和4年3月3日に開催（Web 併用）し、①前回委員会の協議結果の確認、及び②組織率推移や休会の取扱い等の各種関係資料の説明後、③今期検討課題「地方獣医師会会員組織率の向上対策について」を基に、「各地方獣医師会が取り組むべき対応の方向について」及び「日本獣医師会が取り組むべき対応の方向」について、協議を行った。

##### b 女性獣医師活躍推進委員会

女性獣医師活躍推進委員会〔委員長：栗本まさ子（日本獣医師会特任理事）〕では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言の発出等に伴い、第2回委員会を令和3年5月14日（書面）、第3回委員会を令和3年10月15日（web 併用）に開催し、獣医学系大学における女性教員数等の調査及び男女共同参画に対する取組みの調査並びに地方獣医師会における女性役員就任教等について調査を行い、結果を女性獣医師応援ポータルサイトに公表した。

また、令和3年6月に報告書「獣医師の働き方改革への取組み - すべての獣医師が活躍できる環境づくりのために -」を取りまとめ、令和3年5月26日に開催した令和3年度第1回理事会で報告した。

令和3年度獣医療提供体制整備推進総合対策事業の実施計画をもとに、①女性獣医師等の復職に係る理解を醸成するための講習会をオンラインにて開催、②女性獣医師等の就業について考える獣医学生向けのセミナーを現地、オンライン及びオンデマンド配信にて開催した。さらに女性獣医師応援ポータルサイトにおいてeラーニングコンテンツの充実を図った。

c 日本獣医師会雑誌編集委員会

日本獣医師会雑誌編集委員会においては、本年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言の発出等に伴い、対面及び Web または Web 併用により、第72回委員会を令和3年4月13日（Web 併用）、第73回委員会を6月8日（Web 併用）、第74回委員会を8月10日（Web）、第75回委員会を10月12日（Web 併用）、第76回委員会を12月14日（Web 併用）、第77回委員会を令和4年2月9日（Web 併用）に開催し、日本獣医師会雑誌会報部分の編集企画の検討、投稿原稿等の審査等を行った。

## (2) 個別課題への対応

### ア 事業推進特別委員会の運営

本会の課題のうち、重要かつ今後の活動推進において特別に考慮すべき課題を検討するため、平成25年度から設置された特別委員会については、令和元年度に「“One Health”推進検討委員会」、「薬剤耐性(AMR)対策推進検討委員会」、「総合獣医療・専門獣医療提供体制整備検討委員会」及び「マイクロチップ普及推進検討委員会」の4つの事業推進特別委員会に再編して検討を開始し、それぞれ検討結果を報告書等として取りまとめ、理事会において報告を行った。報告書等の内容は、本会及び地方獣医師会の事業に反映させるとともに、関係機関等への要請活動に努めた。

令和3年度は、新たに「ワンヘルス推進検討委員会」、「薬剤耐性(AMR)対策推進検討委員会」及び「マイクロチップ普及推進検討委員会」の3つの事業推進特別委員会に再編して、検討を開始した。

#### (ア) ワンヘルス推進検討委員会（“One Health”推進検討委員会）

“One Health”推進検討委員会〔委員長：草場治雄（福岡県獣医師会会長）〕では、取りまとめた報告書「“One Health”推進に向けて－地方獣医師会の最優先課題－」を令和3年6月23日に開催した令和3年度第2回理事会で報告した。

ワンヘルス推進検討委員会〔委員長：草場治雄（福岡県獣医師会会長）〕では、第1回委員会を令和3年9月24日に開催し、これまでの委員会における検討経過と報告書の取りまとめ等について報告され、今期の検討テーマについて協議した。

また、第2回委員会を令和3年12月23日に開催し、今期委員会の検討テーマを「地方獣医師会におけるワンヘルス実践の推進支援」に決定したほか、①感染症に関する委員会が設置されていない都道府県においては委員会の設置及び委員会への積極的な参加を地方獣医師会から行政に要請すること、②自治体への働きかけ方、医師会との連携協定の活用方法、一般市民への普及啓発活動等、準備段階から支援できるような具体的なアプローチ方法を示すこと、③既に感染症に関する委員会が設置されている都道府県においては、委員会に獣医師が参加し、適切かつ積極的に委員会に貢献するべく地方獣医師会からの働きかけを行うよう努めること、④各都道府県における感染症に関する委員会のワンヘルス推進委員会への発展の方策等について検討を行った。

#### (イ) 薬剤耐性(AMR)対策推進検討委員会

薬剤耐性(AMR)対策推進検討委員会〔委員長：西間久高（北九州市獣医師会元会長）〕は、第6回委員会を令和3年9月29日に開催し、「次期薬剤耐性(AMR)対策行動計画への対応（普及啓発、モニタリング調査等への協力、特に小動物獣医臨床現場における抗菌性物質の慎重使用の推進等のための具体的な対応等）」をテーマとして、薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン、「小動物臨床獣医師の抗菌薬の使用に対する意識調査」及び「小動物診療施設における人用・輸入抗菌薬の使用実態調査」の実施等について意見交換が行われた。

#### (ウ) 総合獣医療・専門獣医療提供体制整備検討委員会

総合獣医療・専門獣医療提供体制整備検討委員会〔委員長：境政人（日本獣医師会副会長）〕



兼専務理事)は、令和3年9月10日に第3回委員会を開催し、今期委員会中間報告の取りまとめ、認定・専門獣医師協議会の設立等について検討を行い、認定・専門獣医師協議会は令和3年9月10日をもって設立された。また、中間報告については9月中を目途に修正を行い、後日メールにて委員に確認を得て取りまとめることとされ、「獣医療提供体制整備の一環としての専門獣医師制度の構築と広告規制の緩和について（中間報告）」を取りまとめ、令和3年9月22日に開催した令和3年度第4回理事会で報告した。

(エ) マイクロチップ普及推進検討委員会

マイクロチップ普及推進検討委員会〔委員長：鳥海弘（神奈川県獣医師会会長）〕は、第3回委員会を令和3年5月18日に開催し、指定登録機関の申請について報告後、今期報告書の取りまとめに向けた検討を行った。委員会における検討を踏まえ、「マイクロチップ普及推進検討委員会報告書」として取りまとめ、9月22日に開催した令和3年度第4回理事会で報告した。

新たな任期のマイクロチップ普及推進検討委員会〔委員長：鳥海弘（神奈川県獣医師会会長）〕は、第4回委員会を令和3年9月27日に開催し、「「動物の愛護及び管理に関する法律」（動物愛護管理法）の改正によるすべての犬・猫等家庭動物に対するマイクロチップ装着・登録の義務化に向けた本会、地方獣医師会及び構成獣医師の連携体制の構築、個人情報適正な取扱い等獣医師会全体の情報ネットワーク管理体制の構築等の施策展開並びに狂犬病予防事業との一体的な運用体制の整備について検討する」をテーマとして、マイクロチップ指定登録機関としての業務、飼育者向けの付加価値サービス、今後の AIPO 業務の実施等についての検討を行った。

イ 地区獣医師大会における決議要望事項及び決議要望事項に対する対応

令和3年度地区獣医師大会において採択された決議要望事項等は別記1のとおりであるが、これら決議要望事項への対応については令和3年度第10回業務運営幹部会（令和4年1月26日）において協議の上、別記2のとおり対応方針等が了承され、第12回職域別部会関係部会長会議（令和4年2月24日）における検討を経て、令和3年度第6回理事会（令和4年3月23日）に報告された。

【別記1】

《 令和3年度 地区獣医師大会における決議要望事項等 》

【北海道地区】

提出なし

【東北地区】

- 1 災害時の動物救護広域連携即応体制の整備・構築
- 2 自治体における災害時のペット同行避難者の支援体制整備推進

【関東・東京地区】

- 1 獣医師会活動の拡充のため、会員加入率の向上に取り組もう
- 2 海外悪性伝染病におけるワクチン製造を強化しよう
- 3 社会のニーズに応え得る「良質かつ高度な獣医療供給体制」を確立しよう
- 4 人と動物との共通感染症についての正しい知識の普及啓発（“One Health”の理念の推進）

【中部地区】

- 1 豚熱等家畜伝染病対策検討委員会の設置について
- 2 愛玩動物診療分野における遠隔診療ガイドラインについて
- 3 人獣共通感染症への研修強化について
- 4 「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正に伴う、動物虐待発見時の届け出について
- 5 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく狂犬病湯尾坊法の特例に係る対応について

- 6 愛玩動物看護師法施行に向けて
- 7 狂犬病予防注射接種率向上のための戦略的広報の実施について
- 8 学校動物飼育について
- 9 医療従事者とは
- 10 産業動物獣医師及び公務員獣医師の確保対策の充実

#### 【近畿地区】

- 1 大阪府立大学における獣医学教育の充実と獣医学部および獣医学研究科の設置について
- 2 勤務獣医師、特に公務員獣医師の処遇改善について

#### 【中国地区】

- 1 「動物の愛護及び管理に関する法律」における獣医師の位置づけの改正について（継続）
- 2 獣医師養成確保修学資金給付事業の広範活用について（継続）
- 3 「獣医療法」第17条（広告の制限）及びその適正化のための監視指導に関する指針（獣医療広告ガイドライン）の見直しについて（継続）
- 4 伴侶動物における重症熱性血小板減少症候群（SFTS）のサーベイランスの実施と検査・診断体制の整備（継続）

#### 【四国地区】

- 1 地方自治体等勤務獣医師の待遇の改善について

#### 【九州地区】

- 1 動物愛護法に基づくマイクロチップ装着、登録の体制強化について
- 2 VMAT の体制強化と大災害時の会員派遣に関する体制構築
- 3 産業動物獣医師、公務員獣医師の人材確保に向けた処遇改善と取組み

#### 【全国家畜衛生職員会】

- 1 CSF（豚熱）や HPAI（高病原性鳥インフルエンザ）の発生などによる、畜産の危機的状況に対処している家畜衛生関係獣医師職員の社会的重要性に配慮した人員の確保と、それにつなげるための処遇の改善
- 2 家畜伝染病や人獣共通感染症対策等のワンワールド・ワンヘルスに的確に対応できる予算支援
- 3 バイオセキュリティを考慮した施設・機器の整備及び精度管理を確保するための予算的措置の拡充
- 4 獣医系大学における家畜衛生分野の教育の充実

#### 【別記2】

### 《 令和3年度 地区獣医師大会決議要望事項等に対する対応 》

#### 1 獣医界をめぐる情勢と日本獣医師会の対応

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、医療や社会経済に多大なる影響をもたらした。本会も感染防御を第一に考え、各種会議や学会・シンポジウム等を中止し、またウェブ開催とした。この新型コロナウイルス感染症も動物由来の人獣共通感染症と言われており、その対策を講じるうえで、人と動物の健康及び環境保全を一体的に推進するワンヘルスの実践の重要性が一層高まっている。
- (2) 日本獣医師会では、国境を超えて広範な地域にまん延する人獣共通感染症や薬剤耐性（AMR）問題の拡大が懸念される中、平成22年に「動物と人の健康はひとつ。そして、それは地球の願い。」という活動指針を採択して、ワンヘルスの考え方を取り入れ、平成25年には日本医師会との学術協定を締結するとともに、地域における医師会と獣医師会も同様の協定を締結して連携活動を推進する等、関係者の情報共有を促進してきた。
- (3) 一方、国内における豚熱の発生が継続するとともに、中国をはじめ韓国等アジア地域の近隣諸国ではアフリカ豚熱の発生も拡大して我が国への侵入が懸念されている。
- (4) 令和元年に成立した動物愛護管理法の改正による販売用の犬・猫へのマイクロチップの装

着・登録の義務化により、本会が環境大臣指定登録機関として指定され、令和4年6月の施行に向けてシステムの構築の準備を進めているところである。また同じく令和元年に新規制定された愛玩動物看護師法についても、動物看護師統一認定機構等の関係者の間で国家試験等の実施に向けて準備が進められている。今後は、これらの二つの新制度が円滑に実施され、人と動物の共生社会の構築に向けて国民全体の利益向上に繋がるよう、尽力していく必要がある。

- (5) 一方、令和4年11月に福岡市での開催が予定されている第21回アジア獣医師会連合（FAVA）大会については鋭意開催準備が進められており、また、令和2年にFAVA副会長に就任した本会蔵内会長は、ワンヘルス、薬剤耐性（AMR）対策等のFAVA活動に積極的に取り組んでいるところである。
- (6) アジア地域臨床獣医師等総合研修事業、東アジア3カ国獣医師会の交流活動については、新型コロナウイルス感染症による入国制限等が継続しているため今後の事業運営は不透明な状況にある。
- (7) また、本会の組織強化のため、地方獣医師会における組織率の向上を図るとともに、一般市民向け及び地方獣医師会・会員構成獣医師向けの広報を強化し、情報提供体制の充実を図っていく。また、本会の財政基盤の強化のために収益事業にも積極的に取り組むこととしている。
- (8) このような状況の中で、令和3年度においても地区獣医師会連合から多数の決議要望事項等が提出された。これらの課題については、「2 令和3年度地区獣医師大会における決議要望事項等への対応の考え方」のとおり対応することとしたい。

## 2 令和3年度地区獣医師大会における決議要望事項等への対応の考え方

- (1) 人と動物の共通感染症（人獣共通感染症）対策等のワンヘルスの実践
  - ・ 人と動物の共通感染症についての正しい知識の普及啓発：“One Health”の理念の推進（関東・東京地区）
  - ・ 人獣共通感染症への研修強化（中部地区）
  - ・ 医療従事者の範囲（中部地区）
  - ・ 伴侶動物における重症熱性血小板減少症候群（SFTS）のサーベイランスの実施と検査・診断体制の整備（中国地区）

### 〔考え方・対応等〕

ア 人獣共通感染症対策等ワンヘルスの実践については、日本医師会と連携しつつ本会の最優先事項として取り組んできたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一層重要かつ緊急な課題となっている。

イ 関係行政機関に対しては、獣医師と医師の連携体制の強化への支援を要請し、本会、日本医師会、農林水産省、厚生労働省が連携した人獣共通感染症、薬剤耐性（AMR）対策等に関するシンポジウムを開催してきた。特に、薬剤耐性（AMR）対策において、抗菌剤等の動物用医薬品としての承認促進に向けた具体策を国に提案し、支援要請を行った。

ウ 人獣共通感染症対策として、家庭動物、野生動物等の疾病に関する調査と検査・診断体制の確立、獣医師を含む関係者を対象とする研修の実施について検討を行っている。

エ また、我が国及びアジア地域における人獣共通感染症対策の強化のため、農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門を動物検疫所及び動物医薬品検査所と一括統合して国の機関として位置付け、現行の家畜・家禽にとどまらず、愛玩動物及び野生動物を含む全ての動物の感染症等の調査研究、医薬品開発、水際防疫等の実施体制を確立するとともに、地方においてもワンヘルス推進機関としての広域感染症防疫センターを国の機関として設置するよう要請している。

オ すでに全国55地方獣医師会すべてにおいて地域の医師会との連携協定の締結がなされたところであり、今後は協定に基づく具体的な活動の発展をめざし、地方自治体を含めた連携体制の構築等の活動を支援する。

カ 令和4年11月11日から13日まで、福岡県福岡市ヒルトン福岡シーホークにおいて、「アジアからのワンヘルスアプローチ」をテーマとして第21回アジア獣医師会連合（FAVA）大会を開催し、

本会の主導によりアジアにおけるワンヘルスの実践を一層推進することとしている。

キ また、FAVA においては、本会蔵内会長が副会長としてアジア各国におけるワンヘルスの推進に尽力しており、ワンヘルスに関連したアクションプランの策定や FAO と連携した薬剤耐性 (AMR) 対策に関する国際 Web シンポジウムの開催等に取り組んでいる。

ク ワンヘルスの推進に向けた獣医師の役割は今後一層多岐にわたり、重要性が増すものと考えられる。その対応については、今後もワンヘルス推進検討委員会のほか関係する部会委員会等において検討を行い、その結果を本会の要請活動等に反映させることとする。

## (2) 家畜伝染病への防疫対応、畜産振興、食品の安全性の確保等

- ・ 海外悪性伝染病におけるワクチン製造の強化 (関東・東京地区)
- ・ 豚熱等家畜伝染病対策検討委員会の設置 (中部地区)
- ・ ①家畜衛生関係獣医師職員の社会的重要性に配慮した人員確保と処遇改善、②家畜伝染病や共通感染症対策等のワンヘルスに的確に対応できる予算支援、③バイオセキュリティを考慮した施設・機器整備と精度管理のための予算措置、④獣医学系大学における家畜衛生分野の教育の充実 (全国家畜衛生職員会)

### [ 考え方・対応等 ]

ア 家畜伝染病への防疫対応、畜産振興、食品の安全性の確保等については、本会として、産業動物臨床・家畜共済委員会、家畜衛生・公衆衛生委員会等において具体的課題の検討を行い、その結果に基づいて、関係行政機関等に対し適宜要請活動を行ってきた。

イ 特に、農場ごとの家畜衛生管理業務 (①飼養衛生管理の向上、家畜伝染病等の侵入防止、早期発見・通報等 (豚熱ワクチン接種業務を含む。)、②高品質で安全な畜産物の安定供給、③要指示医薬品の一元管理と薬剤耐性 (AMR) 対策の推進、④人及び動物の健康と野生動物を含む環境の保全を図る「ワンヘルス」への配慮等) を農場管理獣医師に一元化する等、家畜伝染病予防法の有効かつ適正な運用を図るとともに、飼養衛生管理基準 (①飼養衛生管理者の選任及び管理の実施、②飼養衛生管理マニュアルの作成、③衛生管理区域の設定及び病原体の侵入防止措置、④放牧制限時の避難用設備、死体の埋却用地等の確保、⑤人、物品、車両等の消毒設備の設置、⑥野生動物の侵入防止措置等) の遵守体制確立のため、家畜の所有者等に対する有効な支援措置を講じるよう要請した。

ウ 本会及び獣医療関係団体は、平成22年度以降、国の支援を得て獣医療提供体制整備推進総合対策進事業を実施し、飼養衛生管理基準の普及啓発や農場から食卓までの食の安全を担うための高度な技術を有する農場管理獣医師の養成・確保に努めてきた。今後は、社会のニーズに応える認定・専門獣医師制度を構築する中で、農場管理獣医師を制度上の専門獣医師に位置付け、高度獣医療提供体制の強化を図りたい。

エ 豚熱、アフリカ豚熱等の特定家畜伝染病対策については、本会に豚熱等家畜伝染病対策検討委員会を設置し、第2回委員会以降、本会関係委員会委員、豚熱発生地域関係者に加えて生産者団体、学識経験者等にも参画していただき、新たな家畜伝染病の侵入対策等をはじめとした各種疾病への対応について検討を行うとともに、「豚熱ワクチン接種支援可能獣医師リスト」を作成し、豚熱ワクチンの接種体制の構築を図ることとしている。

オ また、海外悪性伝染病等に対するワクチンの開発製造を含む検査・研究体制の整備・充実については、上記 (1) エで述べた関係機関を一括統合した国の機関において対応していくべきと考える。

カ 本件については、今後も産業動物臨床・家畜共済委員会、家畜衛生・公衆衛生委員会等において検討を行い、その結果を本会及び関係組織の活動に反映させることとする。

## (3) 狂犬病対策の充実・強化

- ・ 狂犬病予防注射接種率向上のための戦略的広報の実施 (中部地区)

### [ 考え方・対応等 ]

ア 狂犬病リスク管理対策の整備・充実については、狂犬病予防体制整備検討委員会等の検討を

踏まえ、厚生労働省等に対し、①検疫対象動物の密輸入等を防止するための国境検疫措置の強化、②動物愛護管理法の改正を踏まえ、マイクロチップ（MC）を鑑札の代替として活用する効率的な犬の登録制度の推進、国内の犬飼育頭数の把握及び MC を予防注射済票の代替とするワンストップサービスの実現による犬の飼育者の一層の利便性の向上、③狂犬病ワクチンの在庫数量の把握及び狂犬病発生時の緊急ワクチン接種を想定したワクチンの確保、④野生動物における狂犬病サーベイランス体制の整備・充実、⑤獣医師への狂犬病診断技術研修の実施及び迅速で確実な確定診断が可能な体制の整備、⑥狂犬病予防注射率向上のための国民への普及啓発等について要請を行った。

イ 狂犬病予防注射接種率向上のための広報については、小動物臨床委員会、総務委員会等において IT ツールを含む様々な媒体を用いた効果的な方法について意見を聞くこととしたい。

ウ 地方獣医師会に対しては、狂犬病対策に係る地方自治体事務（犬の登録、定期予防注射の実施、狂犬病予防注射済票の交付等）を一括受託するなど地方自治体と獣医師会との連携の下で狂犬病予防事業が組織的・効果的に円滑に推進されるとともに、MC 登録事業と一体化したワンストップサービスの実施体制を構築し、犬の飼育者の利便性向上に取り組むこととしている。

#### （4）獣医師需給対策の推進、就業環境の改善

- ・ 産業動物獣医師及び公務員獣医師の確保対策の充実（中部地区）
- ・ 勤務獣医師、特に公務員獣医師の処遇改善（近畿地区）
- ・ 獣医師養成確保修学資金給付事業の広範活用（中国地区）
- ・ 地方自治体等勤務獣医師の待遇の改善（四国地区）
- ・ 産業動物獣医師、公務員獣医師の人材確保に向けた処遇改善と取組み（九州地区）

#### 〔考え方・対応等〕

ア 獣医師の需給対策については、産業動物臨床・家畜共済委員会、家畜衛生・公衆衛生委員会等の検討結果を踏まえて、本会として関係機関に対し、獣医師不足領域における勤務獣医師の処遇改善、また大学における産業動物臨床、家畜衛生・公衆衛生学等の教育の充実、修学資金の活用範囲の拡大等について、また、産業動物獣医療の基盤となる家畜共済組合家畜診療所の収入源の多元化による処遇改善等についても要請活動を行ってきたところである。

イ なお、文部科学省に対しては、①各大学で行う参加型臨床実習及び体験型家畜衛生・公衆衛生実習に対する農業共済組合・連合会等の家畜診療施設、家畜保健衛生所・食肉衛生検査所等の行政関係機関等の協力体制の構築、②国公立獣医学系大学における特別選抜入試（地域枠）の導入への支援を要請したところである。

ウ 農林水産省の支援を得て実施している獣医療提供体制整備推進総合対策事業においては、①卒後間もない産業動物診療獣医師、公務員獣医師等への獣医師倫理及び法令に関する講習、実習、②中堅臨床獣医師に対する管理獣医師及び高度獣医療に関する講習、実習を実施して、産業動物診療獣医師、公務員獣医師の職域への定着を図ってきた。

エ また、獣医師の職域・地域偏在の問題解決を図るための一方策でもある女性獣医師の活躍推進については、職域総合部会に設置した「女性獣医師活躍推進委員会」等でその対応を検討するとともに、各種の研修会及び普及啓発事業並びにインターネットによる情報提供等の具体的な施策を継続的に実施している。

オ 公務員獣医師の処遇改善については、本会と地方獣医師会が連携して関係各所へ働きかけを行った結果、平成29年度には福岡県において、令和3年度から徳島県において「特定獣医師職給料表」が施行される等、各地域で成果が見られる。

本会としては、このような先進事例を参考にしながら、獣医師独自の給料表の創設及び初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善措置として本俸の一律月額 50,000 円以上増額を要請する等、今後とも活動の強化に努める所存であり、地方獣医師会においても関係各所への要請活動に今後一層尽力いただきたい。

(5) 動物福祉・管理対策、野生動物対策、動物飼育環境の改善

ア 動物福祉・管理対策の推進

- ・ 「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正に伴う、動物虐待発見時の届け出（中部地区）
- ・ 「動物の愛護及び管理に関する法律」における獣医師の位置づけの改正（中国地区）

イ マイクロチップの普及推進

- ・ 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく狂犬病予防法の特例に係る対応（中部地区）
- ・ 動物愛護法に基づくマイクロチップ装着、登録の体制強化について（九州地区）

ウ 災害時の動物救護対応の充実・強化

- ・ 災害時の動物救護広域連携即応体制の整備・構築（東北地区）
- ・ 自治体における災害時のペット同行避難者の支援体制整備推進（東北地区）
- ・ VMAT の体制強化と大災害時の会員派遣に関する体制構築（九州地区）

エ 学校動物飼育支援対策の推進

- ・ 学校動物飼育の支援（中部地区）

[ 考え方・対応等 ]

ア 動物福祉管理対策については、これまでマイクロチップ（MC）装着・登録のすべての犬猫における義務化を中心として、災害時動物救護体制の充実、学校獣医師の設置と学校動物飼育の支援等について関係機関に要請を行ってきた。

イ 動物の愛護及び管理に関する法律における動物の虐待については、環境省に対してその具体例の例示、獣医師に対する研修の実施等について要望したところであり、獣医師の対応については、動物福祉・愛護委員会において検討を進めている。また、動物取扱責任者研修に関する獣医師の取扱いについては、現在動物取扱責任者研修の受講対象となっている獣医師を受講対象から外すことについて環境省に申し入れたが、環境省としては、法令の改正内容や社会状況の変化に応じた対応等について獣医師に対しても随時情報提供の必要があるとのことであった。

ウ 動物の愛護及び管理に関する法律の改正により義務化された販売用の犬・猫への MC の装着・登録については、本会が環境大臣指定登録機関に指定され、令和4年6月の施行に向けてシステムの構築等を行っているところである。なお、次期の法改正においては、販売用に限らず全ての犬・猫への MC の装着・登録を義務付けるよう要請したところである。

エ また、MC を鑑札の代替として活用する犬の登録制度の推進を図るとともに、更に MC を予防注射済票の代替とするなど、飼育者の一層の利便性の向上を図るワンストップサービスの実現についても要請している。

オ 災害時動物救護活動については、本会から環境省に要請を行った結果、環境省が策定した「人とペットの災害対策ガイドライン」において、飼い主の役割として同行避難が明記され、獣医師会の役割、行政との連携についても解説されている。

本会では、各地方獣医師会の活動に関する「災害時動物救護の地域活動ガイドライン」を作成するとともに、日本獣医師会としての対応を含めた新たな体制整備のための「日本獣医師会災害対策マニュアル」を策定した。今後はこれらのガイドライン、マニュアル等に基づき、広域的な緊急災害時の動物救護活動における対応についてさらに論議を深め、VMAT の養成、災害時の派遣等に関する対応等具体的な対策を講じていくこととしている。

カ 学校動物飼育支援活動については、獣医学術学会年次大会の場で関係者の意見交換の場を設けてきた。本件については、今後も学校動物飼育支援対策検討委員会において各地区からの要望を踏まえて検討を進め、その結果に基づいて、地方獣医師会等における具体的な活動を支援することとしている。また、本件に関して環境省、文部科学省に対して支援を要望しているところである。

キ 野生動物対策については、本会の野生動物対策検討委員会の報告書として「保全医学の観点を踏まえた野生動物対策の在り方」が提出され、その内容について野生動物医学会等の関係学術団体及び野生動物対応の関係者間においても理解が進んでいる。今後、関係学術団体等と連携しながら、引き続き本会提言内容の普及と実践に向けた支援を継続することとしている。

また関係省庁には、我が国における豚熱の流行、台湾における狂犬病の流行における野生動物の関わりを重要視し、平時から適切な検査体制を整備するよう要請したところである。

ク 今後、実効性ある動物福祉・愛護活動、野生動物対策及び家庭動物飼育の普及対策を円滑かつ適切に展開するためには、国民の理解・支援を得ることが重要であり、動物感謝デー in JAPAN 等の機会を活用して、本会・地方獣医師会の活動等を介して普及・広報活動を行いながら、関係機関等に提言を行っていくこととしている。

#### (6) 獣医学教育体制の整備・充実

- ・ 大阪府立大学における獣医学教育の充実と獣医学部および獣医学研究科の設置（近畿地区）

#### [ 考え方・対応等 ]

ア 獣医学教育体制の整備・充実に向けての本会の考え方は、国際水準を目指した獣医学教育の改善と充実である。これまで、大学設置基準における専任教員数と施設・設備要件を引き上げた上で、現行の獣医学系大学の獣医師養成課程を学部体制に整備するよう要請活動を実施してきたところであり、大阪府立大学における獣医学部及び獣医学研究科への整備についても支援する立場にある。

イ 平成29年度から開始された参加型臨床実習及び体験型家畜衛生・公衆衛生実習については、関係者で構成される「獣医学実践教育推進協議会」を通じて実習環境の整備等に積極的に協力し、調整・支援することにより、我が国獣医学教育の整備・充実に向けた取組みを促進することとしており、本件については文部科学省に対して支援を要請している。

#### (7) 獣医療提供体制の整備・確保等

- ・ 社会のニーズに応え得る「良質かつ高度な獣医療供給体制」の確立（関東・東京地区）
- ・ 愛玩動物診療分野における遠隔診療ガイドラインの策定（中部地区）
- ・ 愛玩動物看護師法施行に向けて（中部地区）
- ・ 「獣医療法」第17条（広告の制限）及びその適正化のための監視指導に関する指針（獣医療広告ガイドライン）の見直しについて（中国地区）

#### [ 考え方・対応等 ]

ア 獣医療提供の質の確保対策については、関係機関に対し、チーム獣医療提供体制の整備の推進、農業共済制度の改善、生産獣医療及び農場 HACCP の普及等に関する知識・技術を備えた農場管理獣医師の養成等について要請を行ってきた。

イ 具体的には、農林水産省から獣医療提供体制整備推進総合対策事業を受託し、飼養衛生管理基準に関する普及啓発、管理獣医師の育成・確保等行ってきたところである。なお、遠隔地診療については、平成31年度から本事業において、広域獣医療体制整備対策事業を実施し、モデル地域を設けて情報通信機器を用いた診療（遠隔診療）の試行を行ったところである。併せて、小動物臨床委員会において愛玩動物における遠隔診療ガイドラインについて検討を行っている。

ウ 新型コロナウイルス感染症への対応については、本会に「新型コロナウイルス感染症等緊急対策本部」を設置して検討の上、「愛玩動物と新型コロナウイルス感染症について」及び「新型コロナウイルス感染症に対する小動物診療施設等の対応について」等の見解及び対応方策を公表し、地方獣医師会、会員構成獣医師及び一般への情報普及に努めているところである。また、新型コロナウイルスへの感染が疑われる飼育動物の全国的な検査体制の確立に向けて、国立感染症研究所及び大学等研究機関と協力して対応策の検討を行っている。

本件については、今後も対策本部及び関係部会委員会において検討を行い必要な措置を講じることとしている。

エ 動物飼育者が求める高度で多様な獣医療提供体制を整備するためには、かかりつけ獣医師等のいわゆる総合的獣医療、各分野の専門的獣医療の提供について具体的な検討を行う必要があり、令和3年9月、本会に認定・専門獣医師協議会を設置し、認定専門獣医師制度の構築や獣

医療法第17条に定める広告制限の一部緩和による専門獣医師であることの広告も可能となるよう対応を進めているところである。

オ さらに、愛玩動物看護師の国家資格化については、動物看護師統一認定機構等において国家試験等の実施に向けて準備が進められている。本会としては、会員及び会員構成獣医師に必要な情報提供を行うとともに、愛玩動物看護師が積極的に雇用されることによる獣医師と愛玩動物看護師の適切な連携によるチーム獣医療及び地域獣医療の提供体制の構築について関係部会で検討を行い、必要に応じて要請活動等を行うこととしている。

カ 獣医療広告違反等については、すでに農林水産省に要請済みであるが、農林水産省においては、令和2年5月に公表された「獣医療を提供する体制整備を図るための基本方針」において「獣医師の専門性を国民が適切に認知できるような獣医療広告のあり方について検討を進める。」と明記されており、その検討の一環として検討が進められるものと理解している。

#### (8) 日本獣医師会の組織体制及び運営

- ・ 獣医師会活動の拡充のための会員加入率の向上（関東・東京地区）

#### 〔考え方・対応等〕

ア 本会としては、地方獣医師会における会員加入率の向上のため、会員構成獣医師への魅力ある事業運営及び適切な情報提供等を目的として事業のスクラップアンドビルドを行ってきたところである。

イ この度の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、様々な分野で Web による会議、セミナー等が行われているところであり、本会としても Web の利用は少ない負担で魅力ある情報を会員構成獣医師に提供できるものと考えている。地方獣医師会においても Web を利用し、地域の特色を取り入れた情報提供の実施を考慮いただきたい。なお、Web 会議・セミナーの導入、実施方法等については、ご質問いただければ本会事務局から情報提供を行うことが可能である。

ウ また、本会と地方獣医師会の収支の改善を念頭におきながら、マイクロチップ登録事業を堅実に運営する一方、狂犬病予防事業の一括受託等地方獣医師会における円滑な業務運営を支援しつつ、公益事業の拡大を図るための対策を検討したい。

#### ウ 狂犬病等共通感染症対策

##### (ア) 狂犬病予防対策

##### a 普及・啓発対策

(a) 令和3年4月、令和3年度の厚生労働省の狂犬病予防注射施策推進に協力するため、同省と本会の連名表記による狂犬病予防注射普及・啓発ポスターを作製し、地方獣医師会を通じて小動物診療施設を介しての広報活動を実施した。

##### b 新型コロナウイルスの感染拡大状況下における狂犬病予防接種推進対策

(a) 令和4年1月11日付け3日獣発第280号「狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令の公布について」をもって、狂犬病予防法第4条第1項及び第2項の規定により登録を受けた犬について、①その犬又はその犬の所有者の所在が判明しない場合、②その犬が本邦以外の地域に所在することが明らかな場合、③特別の事情のため、その犬の登録を削除することが適当であると認める場合の上記いずれかに該当する際は市町村長がその犬の登録を削除できるとする首題の政令が公布されたことを都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長あてに通知された旨、地方獣医師会会長あて周知を依頼した。

(b) 令和4年1月13日付け3日獣発第283号「令和4年度狂犬病予防接種の円滑な実施について（要請）」をもって、令和4年度の狂犬病予防注射の実施にあたり、狂犬病予防法に基づき実施する狂犬病の予防注射の期間について、地域の実情に鑑み柔軟な対応が可能となるよう、令和4年12月31日までの間、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延の影響によるやむを得ない事情により、狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号）第11条第1項又は第2項において規定する期間内に狂犬病の予防注射を受けさせることができな



った犬の所有者又は管理者について、当該事情が消滅した後速やかにその犬について狂犬病の予防注射を受けさせたときは、当該期間内に注射を受けさせたものとみなすよう厚生労働省健康局長あて要請した。

- (c) 令和4年1月27日付け事務連絡「令和4年度の狂犬病予防法に基づく狂犬病の予防注射の時期について」をもって、①狂犬病予防法第5条及び狂犬病予防法施行規則第11条第1項の規定に基づき、4月1日から6月30日までとされている予防注射期間について、昨年度と同様に、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から令和4年12月末までに受けることも差し支えないとする方向で検討を進めていること、及び②市町村における集合注射の実施の可否についても、各地域での感染症の発生状況を踏まえ柔軟に検討するとともに、実施する場合は感染防御対策を徹底することについて、都道府県等の衛生主管部局あてに通知された旨、地方獣医師会会長あて周知を依頼した。
- (d) 令和4年3月15日付け3日獣発第328号「狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の公布について」をもって、令和4年2月24日付けで狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第24号）が公布され、狂犬病予防法第4条第1項及び第2項の規定により登録を受けた犬について、当該犬が生後25年以上であって、かつ、死亡したものと推定される場合には、令和4年4月1日に改正される狂犬病予防法施行令第2条第2項第3号に規定する「特別の事情」に該当するものとするよう改正される旨、地方獣医師会会長あて周知を依頼した。
- (e) 令和4年3月15日付け3日獣発第329号「狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行について」をもって、令和4年2月25日付けで狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第26号）が公布され、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第5条第1項により規定されている年一回の狂犬病の予防注射の実施について、令和4年3月2日から同年12月31日までの間、新型コロナウイルス感染症又はまん延の影響によるやむを得ない事情により、狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号）第11条第1項又は第2項（これらの規定を同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において規定する期間内に、狂犬病の予防注射を受けさせることができなかった犬の所有者又は管理者について、当該事情が消滅した後速やかにその犬について狂犬病の予防注射を受けさせたときは、当該期間内に注射を受けさせたものとみなすよう改正される旨、地方獣医師会会長あて周知を依頼した。

#### (イ) 共通感染症対策及び薬剤耐性（AMR）対策

##### a 鳥インフルエンザ等の共通感染症対策

- (a) 11月1日、韓国忠清南道天安市で捕獲された野鳥からH5N1亜型高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されたことについて、農林水産省からのプレスリリース、防疫対策の再徹底依頼等を逐次、地方獣医師会あてに情報提供した。
- (b) 11月9日、韓国忠清北道陰城郡にあるウズラ農場（約77万羽飼育）で高病原性鳥インフルエンザの疑い例が確認されたことを受け、地方獣医師会あてに情報提供した。
- (c) 日本国内における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の発生について、逐次地方獣医師会あてに情報提供を行った（11月10日：秋田県横手市、11月13、15日：鹿児島県出水市、11月17日：兵庫県姫路市、12月3日：熊本県南関町、12月4日：千葉県市川市、12月6日：埼玉県美里町、広島県福山市、12月12日：青森県三戸町、12月31日、1月4日：愛媛県西条市、1月13日：鹿児島県長島町、1月19日：千葉県八街市、1月26日：千葉県匝瑳市、2月12日：岩手県久慈市、3月25日：宮城県石巻市）。
- (d) 日本国内において、野鳥からA型鳥インフルエンザウイルス遺伝子及び高病原性鳥インフルエンザが検出された事例について、採取地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化するとともに、野鳥サーベイランスの対応レベル引き上げ等について逐次地方獣医師会あてに情報提供を行った（令和3年10月26日～令和4年3月31日の間、1道1府5県において64件発生）。

- (e) 農林水産省消費・安全局長からの通知を受けて、令和3年11月17日付け3日獣発第175号「令和3年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について」を地方獣医師会会長あてに通知した。
- (f) 農林水産省消費・安全局動物衛生課長からの通知を受けて、令和3年11月25日付け3日獣発第231号「鹿児島県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜確認に伴う監視体制強化の徹底について」を地方獣医師会会長あてに通知し、鹿児島県内における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の発生に伴い、①早期発見・早期通報の徹底のため、日頃から綿密な臨床観察の実施等の再指導、②家きん飼養関係者へ全国的な警戒が必要である旨の周知、③迅速な防疫措置の実施のための体制確認を行うよう都道府県畜産主務部長あてに通知したることについて、周知を依頼した。
- (g) 農林水産省消費・安全局長からの通知を受けて、令和3年12月22日付け3日獣発第257号「年末年始に向けたアフリカ豚熱、豚熱、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等に関する防疫対策の徹底について」を地方獣医師会会長あてに通知し、年末年始等を迎え人の往来の増加や、渡り鳥の飛来・滞在が見込まれることから、①早期発見・通報及び農場への病原体侵入防止の再徹底等、②緊急時における連絡体制の確保及び周知、③疾病発生時の円滑な防疫措置に必要な埋却地・人員及び防疫資材等の事前確保、④病性鑑定に必要な検査試薬・人員の確保及び検査機器の整備点検、⑤技能実習生等の外国人の従業員を受け入れている畜産農家への注意喚起、⑥畜産関係者等の海外渡航の自粛等の指導徹底を、都道府県知事あてに通知した旨周知を依頼した。
- (h) 農林水産省消費・安全局動物衛生課長からの通知を受けて、令和4年2月7日付け3日獣発第309号「千葉県のあひる農場における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う防疫対策の徹底について」を地方獣医師会会長あてに通知し、千葉県内のあひる農場における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の発生に伴い、あらためて、鶏、あひる等の家きん飼養者に対して日頃の飼養衛生管理徹底への取組や綿密な健康観察を実施するとともに、死亡の増加が無い場合でも産卵率の低下や食欲不振等の普段とは異なる症状が認められた場合には、速やかに家畜保健衛生所に報告するよう指導を依頼された旨、周知を依頼した。

b 薬剤耐性（AMR）対策

令和3年5月25日付け事務連絡「健康な愛がん動物由来の薬剤耐性菌モニタリング調査について（協力依頼）」をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課から協力依頼があった健康な伴侶動物由来の薬剤耐性菌モニタリング調査について、地方獣医師会からの協力施設の推薦を依頼した。推薦された施設については、取りまとめて農林水産省に情報提供した。

c 関連シンポジウムの開催

- (a) 令和3年11月30日、オンライン配信により、日本医師会と日本獣医師会による連携シンポジウム「“One Health”アプローチで取り組む薬剤耐性対策～薬剤耐性（AMR）対策アクションプランの成果と次期展望～」を開催した（参加者のべ326名）。講演の内容は次のとおり。

日本医師会・日本獣医師会による連携シンポジウム  
 「“One Health”アプローチで取り組む薬剤耐性対策～  
 薬剤耐性（AMR）対策アクションプランの成果と次期展望～」

**第一部：特別講演「薬剤耐性（AMR）対策アクションプランの成果と今後の課題」**

No.	講演テーマ	講演者氏名	所属等
1	医師側の提言：医療分野における薬剤耐性菌の現状と課題	矢野寿一	奈良県立医科大学医学部教授
2	獣医師側の提言：動物分野における薬剤耐性	浅井鉄夫	岐阜大学大学院連合獣医学

	菌の対策と課題		研究科教授
--	---------	--	-------

**第二部：医療、獣医療及び環境分野における薬剤耐性対策等の紹介**  
**〔医療、獣医療及び環境における薬剤耐性対策の取組みなど〕**

No.	講演テーマ	講演者氏名	所属等
1	愛玩動物診療現場における抗菌剤の慎重使用の取組	伊従慶太	株式会社VDT 最高技術責任者
2	こども病院と地域の抗菌薬適正使用の取組み	荘司貴代	静岡県立こども病院 総合診療科／小児感染症科 感染対策室長
3	医療排水中における抗菌薬及び薬剤耐性菌の実態と不活化法の開発	東 剛志	大阪医科薬科大学大学院薬学 研究科 助教
4	茨城県の養豚場における AMR 関連調査成績	藤井勇紀	茨城県県北家畜保健衛生所 農研機構 動物衛生研究部門
5	養豚場における抗菌剤の慎重使用推進に資する研究	小林創太	人獣共通感染症研究領域 腸管病原菌グループ グループ長補佐

**〔医療、獣医療及び環境分野における薬剤耐性対策の現状と対策〕**

No.	講演テーマ	講演者氏名	所属等
1	薬剤耐性（AMR）に対する環境省の取組	小沼信之	環境省水・大気環境局 総務課 課長補佐
2	国内の医療分野における AMR 対策の現状と対策	長江翔平	厚生労働省 健康局 結核感染症課 エイズ対策推進室 室長補佐
3	国内の動物分野における AMR 対策の現状と対策	川西路子	農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 課長補佐

(b) 令和4年1月21日～2月6日の間、令和3年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会における科学研究費助成事業プログラムとして、本会と公益社団法人日本医師会及び厚生労働省によるオンライン連携シンポジウム「ここまでわかった、人と動物における新型コロナウイルス感染症ーコロナ禍におけるペットとの付き合い方ー」が開催され、医師と獣医師の連携による共通感染症対策に関する最新の知見が紹介された。講演の内容は次のとおり。

**令和3年度獣医学術学会年次大会オンラインセミナー**  
**日本医師会・日本獣医師会・厚生労働省による連携シンポジウム**  
**「ここまでわかった、人と動物における新型コロナウイルス感染症**  
**ーコロナ禍におけるペットとの付き合い方ー」**

No.	講演テーマ	講演者氏名	所属等
1	COVID-19 の現在及び今後の動向	松本哲哉	国際医療福祉大学医学部 感染症学講座主任教授
2	COVID-19 ワクチンの効果と安全性	岩田 敏	国立がん研究センター 中央病院感染症部長
3	ペットと COVID-19 感染症の実態	桃井康行	東京大学大学院 農学生命科学研究科教授
4	小動物臨床の現場における COVID-19 に関連した取組み	中川清志	公益社団法人 東京都獣医師会副会長

## エ 勤務獣医師の処遇改善対策

これまでの処遇改善に向けた取組みの結果、獣医師職員の初任給、初任給調整手当、調整額等の処遇や獣医師職員の職場環境改善が図られる一方、獣医学教育6年制を修了した獣医師職員と他の6年制教育専門職との処遇面の格差は依然として大きいことから、関係委員会における検討及びその改善に向けた要請活動等を行った。

家畜衛生及び公衆衛生の現場において重責を担う公務員獣医師の役割は著しく重要となっており、また、全国家畜衛生職員会からの依頼を受けたことから、令和3年10月5日付け3日獣発第52号により所管の都道府県知事及び全国知事会会長に対して公務員獣医師の確保及び処遇改善対策について要請した。

日本獣医師連盟と本会の連名で令和3年12月自由民主党獣医師問題議員連盟会長あて、さらに本会から令和3年12月22日付け3日獣発第259号により農林水産省消費・安全局長あて、同日付け3日獣発第261号により環境省自然環境局長あて、同日付け3日獣発第260号により厚生労働省健康局長及び生活衛生・食品安全審議官あて、同日付け3日獣発第262号により財務大臣あてに、獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実等として、医師等に準じた獣医師独自の給料表の創設、期限付きの初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善措置等による公務員獣医師等の処遇改善を要請した。

## オ 獣医学教育の整備・充実

(ア) 本会における獣医学教育の整備・充実に向けた取組み支援のあり方等については、学術・教育・研究委員会において、獣医学教育の整備充実に向けた支援の方策をテーマとして、検討を行い、報告書の取りまとめを行った。

(イ) 令和3年11月29日、獣医学系大学関係団体、獣医師職域団体、獣医学術団体及び本会によって構成される、獣医学実践教育推進協議会の第6回目の会議を開催し、令和4年度の診療参加型臨床実習希望学生の受入調査等、令和4年度の診療参加型臨床実習及び体験型家畜衛生・公衆衛生実習、NOSAI 家畜診療所と大学間との協定書モデル（案）について検討が行われた。体験型家畜衛生・公衆衛生実習の研修プログラム項目立てについては、全国大学獣医学関係代表者協議会が主体となって本会と調整のうえ次回会議に提示し、自治体の実習受入窓口の調査については、全国公衆衛生獣医師協議会が意見聴取を行い、次回会議に報告を行うこととされた。令和4年3月17日、同協議会の第7回目の会議を開催し、令和4年度の体験型家畜衛生・公衆衛生実習の受入調整について検討を行った。

(ウ) 令和3年12月22日付け3日獣発第263号「獣医学教育の整備・充実について（要請）」により、文部科学省高等教育局長あてに、①「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」報告のフォローアップ、②参加型実習の実施における外部機関と獣医学系大学との連携推進、③獣医師養成確保就学資金貸与事業（地域枠）と連携する産業動物特別入試の拡充、④学校動物飼育の支援の連携推進に関する要請を行った。また、中央畜産会会長、全国農業共済協会会長と本会会長との連名による令和3年9月2日付け「国公立獣医学系大学の地域枠入試に係る要請書」により、文部科学省高等教育局長あてに、①地域枠入試を令和5年度実施に向けて調整を進めている大学、及びその他の国立獣医学系大学において、その実施に係る指導・支援をお願いしたいこと、②獣医学系大学における地域枠入試の実施について、改めて全国の高等学校、都道府県担当部局等に対し周知をお願いしたい旨の依頼文書が発出された。

(エ) 令和3年9月1日に開催された第115回全国大学獣医学関係代表者協議会、及び令和4年3月31日に開催された第117回全国大学獣医学関係代表者協議会に境政人副会長兼専務理事と本会職員が出席した。

## (3) 事業の推進に係る諸会議の開催

本会の公益目的事業の運営に関する連絡及び調整並びに情報交換、意見交換を行い、もって事業の円滑な運営を図ることを目的に、以下の関係会議を開催した。

ア 全国獣医師会会長会議

- (ア) 日 時：令和3年10月1日（金）（書面開催）  
(イ) 議長：高橋三男（埼玉県獣医師会会長）  
副議長：玉井公宏（和歌山県獣医師会会長）  
(ウ) 議事：

[説明・報告事項]

- a 全国獣医師会会長会議の常設議長及び副議長に関する件
- b 新型コロナウイルス感染症への対応に関する件
- c 2021 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”に関する件
- d 獣医学術学会年次大会に関する件
- e 獣医学術地区学会に関する件
- f 日本獣医師会獣医学術学会誌の電子化に関する件
- g 豚熱等家畜伝染病予防対策に関する件
- h マイクロチップ指定登録機関に関する件
- i 愛玩動物看護師法の施行に向けた対応に関する件
- j 第21回アジア獣医師会連合（FAVA）大会の開催に関する件
- k 政策提言活動等に関する件
- l 特別委員会及び部会委員会に関する件
- m 当面の課題への対応方針（ロードマップの策定）に関する件
- n 獣医師賠償責任保険の改定に関する件

[連絡事項]

- a 当面の主要会議等の開催計画に関する件

イ 全国獣医師会事務・事業推進会議

- (ア) 日 時：令和3年7月30日（金）（書面開催）  
(イ) 議事：

[日本獣医師会説明事項]

- a 新型コロナウイルス感染症等対策
  - (a) 本会における対応の経過等
  - (b) 小動物診療施設等における新型コロナウイルス感染症対策
- b 豚熱等家畜伝染病予防対策
- c 総務委員会報告
- d 獣医学術学会事業
  - (a) 獣医学術学会年次大会・同地区学会の開催
  - (b) 学会組織と事業運営について（地区学会の今後の在り方等）
- e 日本獣医師会雑誌の誌面充実と獣医学術学会誌の電子化
- f 第21回アジア獣医師会連合（FAVA）大会の開催
- g 改正動物愛護管理法の概要と販売用犬猫へのマイクロチップ装着・登録の義務化  
（狂犬病予防法における犬の登録とのいわゆるワンストップサービスのあり方等）
- h 愛玩動物看護師法の施行に向けて
- i 認定・専門獣医師制度の実現に向けた本会の取組と農場管理専門獣医師等認定・活動支援事業の実施
- j 獣医事対策等普及啓発事業
  - (a) 令和3年度動物愛護週間中央行事及び2021 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” の開催
  - (b) 日本獣医師会動物愛護週間関連行事褒賞事業
- k 獣医学術講習会研修会事業及び獣医療提供体制整備推進総合対策事業
- l 各種調査協力をお願い
- m 獣医師生涯研修事業

- n 獣医療証明様式提供事業
- o 日本獣医師会獣医師福祉共済事業
  - (a) 生命共済保険事業
  - (b) 獣医師賠償共済事業

[照会事項に対する回答]

- a 地方獣医師会からの照会事項に対する回答
  - (a) 【照会-1】 富山県獣医師会（狂犬病予防注射以外の収入源対策について）
  - (b) 【照会-2】 沖縄県獣医師会（ワクチンの離島への発送状況について）
- b 日本獣医師会からの照会事項に対する回答
  - (a) 【照会-3】 オンラインによる会議や研修会への対応について
  - (b) 【照会-4】 令和3年度狂犬病予防注射の実施対応について
  - (c) 【照会-5】 女性獣医師における課題及び課題に対する対応状況について
  - (d) 【照会-6】 日本獣医師会雑誌獣医学術学会誌の電子化(オンラインジャーナル化)等について
  - (e) 【照会-7】 豚熱ワクチン接種支援等について

## 2 獣医師・獣医療倫理向上対策事業

### (1) 獣医師職業倫理の向上対策

- ア 高度専門職業人である獣医師として、法令遵守をはじめとするコンプライアンスの確保等職業倫理対策の推進に資することとして定めた「獣医師倫理綱領」に加え、獣医師が獣医師会活動を推進するに当たり、その指標とする理念等と獣医療に係る国際動向等を併せ踏まえて平成22年に定めた「獣医師会活動指針」の普及・啓発に努めた。また、獣医師倫理に係る資料を集大成した「獣医師倫理関係規程集」を獣医学系大学等に配布し、獣医師倫理教育における活用を推進した。さらに、「獣医師倫理関係規程集」については、令和4年5月1日に施行される愛玩動物看護師法を掲載するために改訂を行った。
- イ 獣医師法、獣医療法、医薬品・医療機器等法等の関係法令に係る情報等について、地方獣医師会会長あて通知、日本獣医師会雑誌やインターネットホームページへの掲載等を行い、情報の逐次提供と法令遵守の徹底を要請した。
- ウ 令和3年度においては、2名の獣医師が道路交通法違反、刑法第197条第1項違反で罰金以上の刑罰に処せられ、獣医師法第8条第2項の規定に基づく行政処分が行われた。

### (2) 適正獣医療提供の確保対策

適正獣医療の提供を確保するため、獣医師法等の関係法令に基づく法定事項証明様式（予防接種証明書(A様式・B様式)、動物用医薬品指示書、出荷制限期間指示書等）を作成し提供した。

## 3 熊本地震動物救援施設整備事業

平成28年4月に発生した熊本地震に際し、犬猫等を飼養する被災飼い主の方々の復旧・復興活動を支援するため、そのペット（犬・猫）を緊急に一定期間預かることとして設置した「熊本地震ペット救援センター」は、「九州災害時動物救援センター」と改称したが、災害時に、被災飼い主からの犬猫の一時預かり及び預かった犬猫への獣医療提供等を行い、平常時においては、使役犬（災害救助犬）の育成又は終生預かり、また、被災時動物救護ボランティア、動物看護師等の養成活動等を行うための支援事業を実施している。本施設の運営・管理状況を、令和3年11月4日に職員が現地にて確認するとともに、本会が当センターの運営・管理に係る業務を一般社団法人九州動物福祉協会に委託し、適正な運営・管理等に努めた。

## 4 災害対策事業

### (1) 令和2年豪雨における対応

「第1 事務報告 B 会務（個別）報告 2 緊急災害時対応 （1）令和2年豪雨における対応」を参照。

## 5 動物福祉適正管理施策支援事業

### (1) 動物適正管理個体識別登録等普及推進事業

動物愛護管理法の趣旨を踏まえ、動物の所有者の意識向上等を通じての動物の適正な飼育管理の徹底や、飼育動物の逃走・盗難及び災害被災時の飼育者への復帰を容易にすること等を目的に、所有明示のための個体識別措置としてのマイクロチップの装着の普及と、装着したマイクロチップに基づく動物個体情報の登録やその登録情報照会対応等の動物適正管理個体識別登録等普及推進事業を実施した。令和3年度における動物個体識別登録システムへの登録数は335,250件（前年度295,617件）であり、累計登録数は2,862,125件となった。

地方獣医師会が飼育者の代理でマイクロチップの登録申請をする「地方会方式」を推進し、参画地方獣医師会は累計で24地方獣医師会となった。さらに、マイクロチップ普及推進事業に係る支援を希望する27地方会に対して合計で2,625本のマイクロチップの手配を行うとともに、関連企業等の寄付金により、50台のマイクロチップリーダーを購入し、環境省の協力を得て、自治体等に配布し活用を願った。

本会と動物愛護公益3団体（日本動物愛護協会、日本動物福祉協会、日本愛玩動物協会）とで構成する動物ID普及推進会議（AIPO）〔幹事長代理：藏内勇夫日本獣医師会会長〕幹事会を事務局として書面開催し、マイクロチップの普及啓発方法について検討した。

### (2) 犬猫マイクロチップ指定登録機関事業

令和3年6月15日、「動物の愛護及び管理に関する法律に基づく指定登録機関の指定に係る決定について（通知）」（環自総発第2106151号）により動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の10第1項に基づく指定登録機関に日本獣医師会が指定され、令和4年6月の施行に向けて準備を開始した。

#### ア 「犬と猫のマイクロチップ情報登録」システムの開発

「環境省指定登録機関公募要領」に係る要件定義書に基づき、「犬と猫のマイクロチップ情報登録」システムの開発を行った。令和3年7月30日及び8月30日に総合業務確認を実施し、関係業界からヒアリングを行って課題を整理した。8月20日付で日本電気株式会社と契約を締結して、システムの要件を確定し、基本設計書・詳細設計書を取りまとめ、システムの開発を開始した。

#### イ 既存マイクロチップデータに係る既存登録団体との移行調整

現在マイクロチップに係る登録制度を運用している機関に対し、管理されている犬又は猫の所有者情報等の移行について調整を行った。日本獣医師会が移行登録サイトを構築し、取りまとめた情報について指定登録機関が登録を行うことで整理され、令和4年2月3日から移行登録の受付を開始した。

#### ウ 行政アカウントの取りまとめ

都道府県を通じて、47の都道府県及び1,725の基礎自治体がシステムを利用するためのアカウント情報について取りまとめを行い、IDとパスワードの整備を行った。

#### エ 関係規定等の整備

指定登録機関が定めるべき、設計・開発実施計画書、設計・開発実施要領、登録関係事務規程、各種帳簿様式について策定・整備を行った。

#### オ 普及啓発

啓発用のポスター4万枚、リーフレット25万枚を作成し、行政機関や関係団体を通じて配布を行った。指定登録機関の準備サイトを構築し、必要な情報の発信を行った。令和3年11月18

日及び11月24日に地方獣医師会向け説明会、令和4年2月9日に自治体向け説明会を開催し、改正法の概要やシステムの説明を行った。2月18日に全国ペット協会の主催する説明会に参画し、説明を行った。システムの操作マニュアルを作成し、マイクロチップの装着・読取りガイドラインの取りまとめを行った。

カ コールセンターの設置

コールセンター業務の準備として、「パーソルテンプスタッフ株式会社」への業務委託を決定し、構築体制の整備を進めた。

キ マイクロチップの登録等に係る紙申請対応

マイクロチップの登録等に係る紙申請対応の準備として、「安田システムサービス株式会社」への業務委託を決定し、構築体制の整備を進めた。

### (3) 日本動物児童文学賞事業

本年度は、第33回としての作品募集を行った結果124作品の応募があり、一次審査を経て、二次審査として、令和3年7月20日開催の第33回日本動物児童文学賞審査委員会〔委員長：佐伯潤（日本獣医師会理事）〕において、日本動物児童文学大賞1点及び同優秀賞2点並びに同奨励賞4点を決定し、例年であれば動物愛護週間中央行事屋内行事の場において大賞及び優秀賞受賞者に対する表彰式を行っていたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となり、代替企画として行われた動物愛護週間中央行事2021どうぶつ愛護オンラインシンポジウムにて、受賞者と受賞作品について紹介を行った。また、受賞者氏名等を本会ホームページ上で公表し、日本獣医師会雑誌第74巻第11号に掲載した。また、「第33回日本動物児童文学賞受賞作品集」を作成し、地方獣医師会を通じ小学校、図書館等に無償配布した。

【日本動物児童文学大賞】

「おまんじゅうとクッキーと、わたし」 みたに さくら（千葉県）

【日本動物児童文学優秀賞】

「ごめんね、ジュン」 感王寺 美智子（福岡県）

「声が聞こえる」 伊 東 菫 花（茨城県）

【日本動物児童文学奨励賞】

「ゆみこさんとみーこ」 工 藤 直 子（茨城県）

「ハウス」 北 岡 克 子（大阪府）

「セナとベアリーののおはなし」 渡 邊 夏 葉（岐阜県）

「三人の子猫」 卯 野 雅 文（北海道）

## 6 獣医事対策等普及啓発・助言相談・情報提供対応事業

### (1) 普及啓発活動事業

ア 動物感謝デー in JAPAN の開催

令和3年10月2日(土)に開催予定であった2021動物感謝デーin JAPAN “World Veterinary Day”は、新型コロナウイルス感染症拡大予防対策のため開催が中止された。

このことを受け、例年動物感謝デーに運営協力している日本獣医学生協会(JAVS)から、2021動物感謝デーの代替関連企画として、獣医学生及び獣医師を目指す中学生・高校生を対象とするオンライン配信「のぞいてみよう！獣医師の世界！～獣医師になりたいあなたへのラブレター～」の開催が提案され、本会が共催して開催された。

令和3年12月18日(土)～令和4年1月8日(土)のオンライン配信では、「先輩獣医師の話を聞こう」という企画の中で、古谷ゆかり氏（農林水産省動物医薬品検査所）による、小動物臨床分野以外の獣医師の業務内容の紹介や、仕事のやりがい、苦労等のご講演をいただいた。また、併せて獣医学生の生活を紹介する冊子や動画を作成し、コロナ下で学校見学等が思うように進められない中高生向けに、より具体的な獣医学生の姿を紹介しながら獣医学系大学への興味・関心を引き出す取組を行った。



## イ 動物愛護週間中央行事の開催

本年度も、国及び東京都、台東区並びに動物愛護団体等で構成する中央行事実行委員会に構成団体として参画し、東京都内で開催された「動物愛護週間中央行事」を実施した。

### 《 令和3年度動物愛護週間中央行事の開催状況 》

#### 1 開催テーマ

〔テーマ〕 “私たちがつくるペットとのこれから”

#### 2 開催概要

(1) 屋外行事：開催中止

(2) 屋内行事：令和3年9月25日(土)午後1時～午後4時10分

台東区生涯学習センター ミレニアムホール

以下の2部構成で実施され、YouTube を用いたライブ配信が行われた。リアルタイムでの視聴者は約 200 人であった。第1部では環境省をはじめとする実行委員会構成団体による、各コンクールの受賞作品が紹介された。「第33回日本動物児童文学賞」を主催する本会は、大賞、優秀賞及び奨励賞に入賞した7作品を紹介した。大賞受賞者であるみたにさくら氏には、環境大臣賞及び損害保険ジャパンから副賞が、優秀賞受賞者である感王子美智子氏、伊東葎花氏には損害保険ジャパン及びアニコム損害保険から副賞が送られた。第2部では、3名の有識者による講演会が行われたのち、「私たちがつくるペットとのこれから」をテーマとするパネルディスカッションが行われた。

#### ア 第33回日本動物児童文学賞表彰式

本年度の大賞、優秀賞及び奨励賞受賞作品が紹介された。表彰式は開催が中止された。

#### イ 動物愛護講演・パネルディスカッション

(ア) 講演「ペットとの関係-世界の犬猫-」

講師：柿沼美紀氏（日本獣医生命科学大学獣医学部教授）

(イ) 講演「適度な距離を！-ペットを守り、自分を守るために-」

講師：前田健氏（国立感染症研究所獣医科学部長）

(ウ) 講演「動物との暮らし方」

講師：久世明香氏（麻布大学獣医学部講師）

(エ) パネルディスカッション「私たちがつくるペットとのこれから」

コーディネーター：佐伯潤氏（帝京科学大学生命環境学部准教授）

パネリスト：久世明香氏（麻布大学獣医学部講師）

片野ゆか氏（ノンフィクション作家）

みやぞん氏（タレント）

#### ウ インターペットへの参加

令和4年3月31日から4月3日までの4日間、東京ビッグサイトにおいて、一般社団法人ペットフード協会、一般社団法人日本ペット用品工業会及びメッセフランクフルトジャパン株式会社主催により開催された「第11回インターペット～人とペットの豊かな暮らしフェア～」に参加した。

ブース出展のほか、本会主催ステージ企画及びアリーナにおけるキッズ獣医師体験を実施した。開催状況は次のとおり。

## 《 第11回インターペット～人とペットの豊かな暮らしフェア～の開催概要 》

令和4年3月31日から4月3日までの4日間、東京ビッグサイトにおいて、(一社) ペットフード協会、(一社) 日本ペット用品工業会及びメッセフランクフルトジャパン(株)主催による「第11回インターペット ～人とペットの豊かな暮らしフェア～」が開催された。8つの国と地域から445の出展者を集めた同イベント4日間の来場者は43,755人、犬や猫等のペットも18,513頭が飼い主とともに訪れ、会場は大いに賑わった。本会として8回目の参加となる今回は、昨年に引き続き、4月2日(土)には、本会主催のステージ企画とアリーナ企画であるキッズ獣医師体験が行われた。

ステージ企画「ワンヘルスからはじまる未来」では、本会の村中志朗副会長を座長・進行役として、ワンヘルスの理念を紹介しつつ、先進的な福岡県での取組事例が紹介された。パネリストとして4名が登壇し、戸川温氏(福岡大学病院感染制御部長)からは「医師の視点から見たワンヘルスの実践」、草場治雄氏(福岡県獣医師会会長)からは「獣医師の視点から見たワンヘルスの実践と福岡県獣医師会の取組」、左藤秀樹氏(福岡県保健医療介護部保健医療介護総務課ワンヘルス総合推進室長)からは「福岡県におけるワンヘルスの取組」をテーマに講演され、全員によるパネルディスカッションが行われた。

「キッズ獣医師体験」では、東京都獣医師会、家庭動物愛護協会及び同協会を通じて犬の派遣をいただいたSJD ドッググルーミングスクールの協力により、子どもたちを対象とした動物診療の模擬体験企画を開催し、42名の参加者が小動物診療獣医師の仕事の雰囲気味わった。

### (2) 助言相談対応事業

市民、動物関連産業界、マスメディア、その他関係機関・団体等からの電話、書面等で寄せられる獣医療、獣医学術・教育、家畜衛生、公衆衛生、動物薬事などの獣医事、動物福祉・愛護等に関する質問に対し、内容に応じて、専門家による助言、回答、地方獣医師会、大学、他団体、関係省庁等の紹介を行った。

令和3年度の記録件数の内訳は、相談・照会96件、苦情12件の合計108件であった。

### (3) 情報等提供対応事業

#### ア インターネットを活用した情報提供

日本獣医師会ホームページについて、近年一般化したバナーなどを活用してアクセシビリティの向上を図った。トップページは「トピックス」、「新着情報」、「学会・セミナー」、「人材募集」を中心とした情報提供を行い、特に、コロナ禍で増加したオンラインにより開催する講習会やセミナーの情報など、トピックスへの情報掲載は非常に有効な運用がなされた。

また、本会ホームページの利便性向上と情報提供の拡充を目的として構築を進めているホームページのリニューアルについては令和3年度も継続して検討を行い、令和4年度の公開を目指して作業を進めている。

さらに、令和3年度農林水産省補助事業においては、女性獣医師の就業支援のための総合的な情報プラットフォームである「女性獣医師応援ポータルサイト」(平成27年度開設)において、利用者のニーズが高い獣医師国家試験問題のコンテンツをクイズ形式にする等の改修を行う等、eラーニングコンテンツの充実による学術的情報の提供をより効果的なものとした。

平成16年5月に発刊した日本獣医師会メールマガジン(略称:メルマ日獣)は、継続して会員構成獣医師に対する配信申込の呼び掛けを行い、令和3年度末までに205号を発刊した。メルマ日獣では、会長短信「春夏秋冬」を掲載して会長からのメッセージを毎月配信するとともに、本

会ホームページにも同内容を掲載した。また、日本獣医師会雑誌の掲載記事やホームページの内容等、会員に有用と思われる情報をわかりやすくコンパクトな内容で紹介した。なお、一部の地方獣医師会では、構成獣医師に対してインターネット経由でメルマガの内容の配信を行った。

イ 動物関連映画との広報タイアップ

新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策により、令和3年度において広報タイアップ等が行われなかった。

ウ 情報セキュリティ対策の強化

本会ファイルサーバー等の社内ネットワークデータ、マイクロチップによる個体登録データ及び構成獣医師異動処理システムデータ等のセキュリティ確保対策として、標的型攻撃対策ソフト、通信管理ソフト及び端末管理ソフトの運用によるセキュリティ対策を図った。

JISQ15001 個人情報保護マネジメントシステムに基づくプライバシーマークの関係規程に基づく個人情報保護に関する取組みを行った。プライバシーマークについては、2年毎に更新のための審査を受けることとされていることから、令和4年3月29日付により、プライバシーマーク付与適格性審査申請書を一般財団法人日本情報経済社会推進協会に提出した。

新型コロナウイルス感染症のまん延防止としてテレワークを実施、また、遠隔通信による会議開催のため、Web会議システムの管理運用を行った。

エ 獣医事等に係る関係情報の提供

令和3年度における獣医事等に係る関係通知の発出状況は、次のとおり。

《 令和3年度 獣医事関係通知の発出状況 》

通 知 件 名	文 書 番 号 等
特定家畜伝染病防疫指針の一部改正及び特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項の一部改正について（牛疫等3疾病） （特定家畜伝染病防疫指針の一部改正及び特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項の一部改正について（牛疫等3疾病））	令和3年4月13日付け 3日獣発第18号 （令和3年3月31日付け 2消安第6488号）
豚熱の予防的ワクチン接種に係る知事認定獣医師の活用についての協力をお願い （豚熱の予防的ワクチン接種に係る知事認定獣医師の活用についての協力をお願い）	令和3年4月13日付け 3日獣発第19号 （令和3年3月31日付け 2消安第6492号）
魚病対策の的確な実施に向けた取組等について （魚病対策の的確な実施に向けた取組等について）	令和3年4月22日付け 3日獣発第25号 （令和3年3月26日付け 2消安第6383号）
魚病の予防及びまん延防止における遠隔診療の積極的な活用について （魚病の予防及びまん延防止における遠隔診療の積極的な活用について）	令和3年4月22日付け 3日獣発第26号 （令和3年3月26日付け 2消安第6384号）
豚熱ワクチン接種農場における豚熱の続発に伴う飼養衛生管理の再徹底等について （豚熱ワクチン接種農場における豚熱の続発に伴う飼養衛生管理の再徹底等について）	令和3年4月30日付け 3日獣発第39号 （令和3年4月17日付け 3消安第536号）

ゲノム編集飼料及び飼料添加物の飼料安全上の取扱要領及び留意事項について (ゲノム編集飼料及び飼料添加物の飼料安全上の取扱要領について) (ゲノム編集飼料及び飼料添加物の取扱いに関する留意事項について)	令和3年5月12日付け 3日獣発第46号 (令和3年4月20日付け 3消安第49号) (令和3年4月20日付け 3消安第55号)
「国際スポーツイベントのために来日する馬術競技団体のために我が国に持ち込まれる動物用医薬品等の輸入監視について(依頼)」の発出について (「国際スポーツイベントのために来日する馬術競技団体のために我が国に持ち込まれる動物用医薬品等の輸入監視について(依頼)」の発出について)	令和3年5月13日付け 3日獣発第47号 (令和3年4月30日付け 3消安第834号)
食品、添加物の規格基準の一部を改正する件について (食品、添加物の規格基準の一部を改正する件について)	令和3年6月17日付け 事務連絡 (令和3年6月1日付け 事務連絡)
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正について(施行通知) (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知))	令和3年6月25日付け 事務連絡 (令和3年6月18日付け 事務連絡)
家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の遵守状況に関する自己点検の実施及び報告について(依頼) (家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の遵守状況に関する自己点検の実施及び報告について(依頼))	令和3年6月29日付け 3日獣発第93号 (令和3年5月31日付け 3生畜第395号)
家畜人工授精用精液、家畜体内受精卵及び家畜体外受精卵の適切な処理等のための家畜人工授精所に対する指導について (家畜人工授精用精液、家畜体内受精卵及び家畜体外受精卵の適切な処理等のための家畜人工授精所に対する指導について)	令和3年7月8日付け 3日獣発第96号 (令和3年6月22日付け 3生畜第541号)
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について (飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について)	令和3年7月15日付け 3日獣発第110号 (令和3年4月15日付け 2消安第6153号)
「家畜改良増殖法の一部を改正する法律の運用について」の一部改正と獣医師の診断時の検査の変更について (「家畜改良増殖法の一部を改正する法律の運用について」の一部改正について) (家畜改良増殖法第4条に基づく検査及び第9条の2に基づく獣医師の診断時の検査の変更について)	令和3年8月19日付け 3日獣発第129号 (令和3年8月2日付け 3畜産第420号) (令和3年8月2日付け 3畜産第421号)
子牛登記取扱方法の改正について (子牛登記取扱方法の改正について)	令和3年9月9日付け 3日獣発第137号 (令和3年8月12日付け 全和登発第791号)
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正について(施行通知) (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知))	令和3年9月9日付け 事務連絡 (令和3年8月25日付け 事務連絡)

<p>麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令の公布について（通知）</p> <p>（麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令の公布について（通知））</p>	<p>令和3年9月17日付け 事務連絡</p> <p>（令和3年9月8日付け 薬生監麻発0908第1号）</p>
<p>家畜衛生関係獣医師職員の確保及び処遇改善対策について（要請）</p> <p>（家畜衛生関係獣医師職員の確保及び処遇改善等に関する要請について）</p>	<p>令和3年10月5日付け 3日獣発第52号</p> <p>（令和3年5月12日付け 3全家衛職第9号）</p>
<p>食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について</p> <p>（食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について）</p>	<p>令和3年10月7日付け 事務連絡</p> <p>（令和3年9月3日付け 事務連絡）</p>
<p>特定家畜伝染病防疫指針の一部改正及び特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について（口蹄疫等4疾病）</p> <p>（特定家畜伝染病防疫指針の一部改正及び特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について（口蹄疫等4疾病））</p>	<p>令和3年10月13日付け 3日獣発第191号</p> <p>（令和3年10月1日付け 3消安第3495号）</p>
<p>動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について</p> <p>（動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について）</p>	<p>令和3年10月13日付け 事務連絡</p> <p>（令和3年9月16日付け 事務連絡）</p>
<p>家畜人工授精用精液等の不正流通の防止について</p> <p>（家畜人工授精用精液等の不正流通の防止について）</p>	<p>令和3年10月25日付け 3日獣発第203号</p> <p>（令和3年10月11日付け 3畜産第838号）</p>
<p>食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について</p> <p>（食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について）</p>	<p>令和3年10月28日付け 事務連絡</p> <p>（令和3年10月21日付け 事務連絡）</p>
<p>偶蹄類の特定家畜伝染病に関する防疫作業マニュアル及び家きんの高病原性鳥インフルエンザに関する防疫作業マニュアルについて</p> <p>（偶蹄類の特定家畜伝染病に関する防疫作業マニュアル及び家きんの高病原性鳥インフルエンザに関する防疫作業マニュアルについて）</p>	<p>令和3年11月15日付け 3日獣発第229号</p> <p>（令和3年11月5日付け 3消安第3913号）</p>
<p>令和3年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について</p> <p>（令和3年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について）</p>	<p>令和3年11月17日付け 3日獣発第175号</p> <p>（令和3年9月10日付け 3消安第3060号）</p>
<p>国内における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う監視体制の強化の再徹底について</p> <p>（国内における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う監視体制の強化の再徹底について）</p>	<p>令和3年11月25日付け 3日獣発第230号</p> <p>（令和3年11月11日付け 3消安第4306号）</p>
<p>鹿児島県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患者確認に伴う監視体制強化の徹底について</p> <p>（鹿児島県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患者確認（今シーズン鹿児島県内2例目、国内3例目）に伴う監視体制強化の徹底について）</p>	<p>令和3年11月25日付け 3日獣発第231号</p> <p>（令和3年11月15日付け 3消安第4364号）</p>
<p>マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申込の促進並びに業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について（依頼）</p> <p>（マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申込の促進並びに業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について（依頼））</p>	<p>令和3年12月2日付け 事務連絡</p> <p>（令和3年12月1日付け 事務連絡）</p>

牛豚等疾病小委員会・拡大豚熱疫学調査チームの提言を踏まえた防疫対策の周知及び飼養衛生管理基準等の指導の徹底等について (牛豚等疾病小委員会・拡大豚熱疫学調査チームの提言を踏まえた防疫対策の周知及び飼養衛生管理基準等の指導の徹底等について)	令和3年12月20日付け 3日獣発第249号 (令和3年12月8日付け 3消安第4798号)
異常家きんを発見した場合の早期通報及び都道府県から動物衛生課への早期通報の徹底について (異常家きんを発見した場合の早期通報及び都道府県から動物衛生課への早期報告の徹底について)	令和3年12月22日付け 3日獣発第252号 (令和3年12月12日付け 3消安第4846号)
年末年始に向けたアフリカ豚熱、豚熱、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等に関する防疫対策の徹底について (年末年始に向けたアフリカ豚熱、豚熱、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等に関する防疫対策の徹底について)	令和3年12月22日付け 3日獣発第257号 (令和3年12月17日付け 3消安第4985号)
令和3年度における高病原性鳥インフルエンザの発生に係る第1回疫学調査チーム検討会の概要について (令和3年度における高病原性鳥インフルエンザの発生に係る第1回疫学調査チーム検討会の概要について)	令和4年1月7日付け 3日獣発第268号 (令和3年12月24日付け 3消安第5084号)
食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について (食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について)	令和4年1月7日付け 事務連絡 (令和3年12月20日付け 事務連絡)
類鼻疽に関する周知啓発について (類鼻疽に関する周知啓発について)	令和4年1月7日付け 事務連絡 (令和3年12月27日付け 事務連絡)
狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令の公布について (狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令の公布について)	令和4年1月11日付け 3日獣発第280号 (令和3年12月22日付け 健発1222第3号)
家畜における遠隔診療の積極的な活用について (家畜における遠隔診療の積極的な活用について(通知))	令和4年1月12日付け 3日獣発第275号 (令和3年12月15日付け 3消安第4800号)
令和4年度の狂犬病予防法に基づく狂犬病の予防注射の時期について (令和4年度の狂犬病予防法に基づく狂犬病の予防注射の時期について(情報提供))	令和4年1月27日付け 事務連絡 (令和4年1月24日付け 事務連絡)
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について (飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について)	令和4年2月1日付け 3日獣発第304号 (令和4年1月21日付け 3消安第4925号)
千葉県のある農場における高病原性鳥インフルエンザの疑似患者の確認に伴う防疫対策の徹底について (千葉県のある農場における高病原性鳥インフルエンザの疑似患者の確認に伴う防疫対策の徹底について)	令和4年2月7日付け 3日獣発第309号 (令和4年1月26日付け 3消安第5760号)
動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について (動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について)	令和4年2月22日付け 事務連絡 (令和4年2月15日付け 事務連絡)

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の公布について (狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の公布について (公布通知))	令和4年3月15日付け 3日獣発第328号 (令和4年2月24日付け 健発0224第9号)
狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行について (狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行について)	令和4年3月15日付け 3日獣発第329号 (令和4年2月25日付け 健発0225第7号)
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について (通知) (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について (通知))	令和4年3月22日付け 事務連絡 (令和4年3月9日付け 事務連絡)
食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について (食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について)	令和4年3月24日付け 事務連絡 (令和4年2月28日付け 事務連絡)

注：( )内は省庁・団体・機関からの通知の件名、文書番号等

#### オ 研修用教材等の作成・提供

農林水産省からの補助を受けて実施した「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」及び、全国競馬・畜産振興会からの助成を受けて実施した「農場管理専門獣医師等認定・活動支援事業」における研修教材として、テキスト及び動画を作成した。

## 7 獣医事対策等国内外連携交流推進事業

### (1) 国内関係団体との交流 (医師会との連携交流を含む)

#### ア 医師会との連携交流

(ア) 令和3年11月30日、日本医師会と連携したシンポジウム「“One Health”アプローチで取り組む薬剤耐性対策～薬剤耐性 (AMR) 対策アクションプランの成果と次期展望～」をオンライン動画配信により開催した。シンポジウムでは、中川俊男日本医師会会長及び藏内勇夫日本獣医師会会長から挨拶が行われた。以下、「第2 事業報告 B 個別事業報告 1 部会委員会等運営事業 (2) 個別課題への対応 ウ 狂犬病等共通感染症対策 (イ) 共通感染症対策及び薬剤耐性 (AMR) 対策 c 関連シンポジウムの開催 (a)」を参照。

(イ) 令和4年1月21日～2月6日にオンラインで開催した令和3年度獣医学術学会年次大会では、日本医師会、厚生労働省と連携したシンポジウム「ここまでわかった、人と動物における新型コロナウイルス感染症ーコロナ禍におけるペットとの付き合い方ー」を、科学研究費助成事業として開催した。以下、「第2 事業報告 B 個別事業報告 1 部会委員会等運営事業 (2) 個別課題への対応 ウ 狂犬病等共通感染症対策 (イ) 共通感染症対策及び薬剤耐性 (AMR) 対策 c 関連シンポジウムの開催 (b)」を参照。

### (2) 連携推進会議等の開催

ア 令和3年9月1日、及び令和4年3月31日に開催された全国大学獣医学関係代表者協議会に本会役職員が出席し、協議・意見交換を行った。

イ 各地区を構成する地方獣医師会が開催する関係会議等に本会役職員が出席し、事業推進協議・意見交換等を行った。

- ウ その他、関係機関・団体・企業等が開催する会議・行事等に本会役職員が出席し、事業推進協議・意見交換等を行った。

### (3) 獣医事・獣医学術国際交流

令和2年10月藏内会長がアジア獣医師会連合(FAVA)副会長(次期会長)に就任した。副会長就任以降は、活動方針、FAO-FAVA 共同事業等の FAVA 運営に係る重要事項を協議するべく、毎月開催される FAVA 執行部会議へ出席した。令和3年度の FAVA 代表者会議は、10月16日に Web で開催され、FAVA 戦略計画 2021-2025 に基づくアクションプランが承認された。本アクションプランを立案した6つの常設委員会に日本から8名の有識者が参加しており、今後更に日本がリーダーシップを発揮することが期待されている。

また、令和4年11月に開催を予定している第21回アジア獣医師会連合(FAVA)大会において、藏内会長が FAVA 会長に就任することが決定しており、大会の PR とともに、大会のテーマであるワンヘルス分野等について、SNS 等を通じて普及啓発活動を行った。

第21回 FAVA 大会関係者(本会、福岡県獣医師会、福岡県、福岡市等)の相互連携を図るため、第21回アジア(FAVA)大会準備室(東京に青山事務所、福岡に赤坂事務所)を設置し、開催に向けて準備を進めた。また、組織委員会を8月10日、11月17日、12月20日及び2月3日、プログラム委員会を10月28日(書面)、交流/財務委員会を10月1日に開催した。各委員会で協議・承認された事項に基づき、12月下旬に招待講演者への講演依頼を发出、2月中旬に第21回 FAVA 大会特設 WEB ページに大会参加登録フォームを開設した。

世界獣医師会(WVA)の一員として、WVA が実施する政策提言決定への協力(調査への協力)を行った。

また WVA が毎月発行するニューズレターを翻訳し、本会ウェブサイトや会報誌に掲載し、国外情報を発信した。

2022年 WVA 総会は、令和4年3月29日に対面とオンラインを併用して開催され、各種報告等が行われた。また、新旧役員が交代し、ラファエル・ガンス会長(スペイン)をはじめとする新役員が就任した。

### (4) その他の後援・協賛・賛助等支援活動

獣医事対策等を推進するに当たって、関係団体等から申請のあった以下の公益目的事業等に対し、本会の後援名義の使用承認及び協賛・賛助等を行った。

#### ア 後援名義等

本会の後援名義等の使用について、団体等からの申請があった以下の行事について後援名義等の使用を許可した。

#### (ア) 後援名義

- a 一般社団法人札幌市小動物獣医師会主催「児童動物画コンクール」(公益社団法人北海道獣医師会)
- b WJVF ONLINE 第12回大会(一般社団法人日本臨床獣医学フォーラム)
- c 第23回全国学校飼育動物研究大会(全国学校飼育動物研究会)
- d 動物愛護フェスティバル2021オンライン(動物愛護フェスティバル2021オンライン実行委員会(長野県動物愛護センター内))
- e 第18回日本獣医内科学アカデミー学術大会(JCVIM2022)(一般社団法人日本獣医内科学アカデミー)
- f ヤマザキ動物看護大学 絆祭 愛玩動物看護師法制化記念第11回公開講座「愛玩動物看護師国家試験に向けて」(学校法人ヤマザキ学園)
- g 第62回全国牛削蹄競技大会(公益社団法人日本装削蹄協会)
- h 日本身体障害者補助犬学会第13回学術大会(日本身体障害者補助犬学会)
- i ちよだ猫まつり2022(一般財団法人ちよだニャンとなる会)
- j 第23回Dogs Walk For Keep Clean 全国一斉!クリーン作戦(特定非営利活動法人ワンワンパーティクラブ)
- k JAHA 年次大会2022~人とどうぶつの健康で幸せな未来を、動物病院と共に創造する~(公益社団法人日本動物病院協会)
- l 狂犬病セミナー2022「あなたの街で狂犬病が発生したら」(狂犬病臨床研究会)

#### (イ) 協力名義

オンライン学習スライド「マイクロチップのしくみと効用」(公益社団法人日本愛玩動物協会)



## イ 協賛・賛助等

本会への協賛、賛助等の依頼があった団体に対して以下のとおり支援を行った。

### (ア) 賛助会員等

- a 公益社団法人日本動物用医薬品協会
- b 公益社団法人全国和牛登録協会
- c 一般社団法人酪農ヘルパー全国協会
- d 一般社団法人日本動物看護職協会
- e 特定非営利活動法人獣医系大学間獣医学教育支援機構
- f 全国家畜保健衛生業績発表会協賛会
- g 全国学校飼育動物研究会
- h 鶏病研究会
- i 日本獣医史学会
- j 日本獣医学生協会 (JAVS)

### (イ) 行事等への賛助

- a 「ヒナを拾わないで！」キャンペーンポスター制作(特定非営利活動法人野生動物救護獣医師協会)
- b 農林水産祭実施経費(公益財団法人日本農林漁業振興会)
- c 第11回動物看護大会(一般社団法人日本動物看護職協会)

## 8 獣医学術学会事業

### (1) 獣医学術学会年次大会の開催

わが国における新型コロナウイルス感染症の急激な拡大に伴い、全土に「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」が発出され、密閉・密集・密接した場所における集会の開催や他都道府県への移動を含む不要不急の外出自粛が講じられたものの、収束が見えない状況であったことから、令和3年度の獣医学術学会年次大会は対面での開催を取りやめ、オンデマンド配信によるオンライン開催とした。

### (2) 獣医学術賞の選考・審査

ア 本会では、わが国獣医学術の一層の発展を図ることを目的として「日本獣医師会獣医学術賞」を設置し、毎年、獣医学術の振興・普及並びに調査研究に著しく貢献した者に授与することとしている。

令和3年度は、獣医学術功績者選考委員会による選考・審査の結果、日本獣医師会長から本賞(賞状)を、動物関連産業界等協賛会社(産業動物部門：日本全薬工業株式会社、小動物部門：共立製薬株式会社、公衆衛生部門：日本ハム株式会社)から副賞(研究奨励費)をそれぞれ授与した。

また、新型コロナウイルス感染症の影響によって令和2年度獣医学術学会年次大会の対面開催が中止となり、これにより令和2年度の「獣医学術奨励賞」と「獣医学術功労賞」の授賞式が行われなかったことから、令和3年度大会のオンライン開催に併せて、令和2年度と同賞受賞業績の紹介が行われた。

(ア) 獣医学術功績者選考委員会〔委員長：佐藤れえ子(日本獣医師会理事)〕は、第1回委員会を令和3年10月24日にオンラインにて開催し、「獣医学術奨励賞」は学会学術誌(日本獣医師会雑誌：令和元年8月号～令和3年7月号の原著・短報)に掲載された研究論文の中から、「獣医学術功労賞」は所定の手続きを経て推薦のあった業績の中からそれぞれ審査・選考を行った。

(イ) また、第2回委員会を令和4年1月17日にオンラインにて開催し、獣医学術学会年次大会において発表された地区学会長賞受賞講演の中から「獣医学術学会賞」の選考を行った。

《 令和3年度 日本獣医師会獣医学術賞受賞研究業績及び受賞者氏名 》

〔産業動物部門〕

獣医学術奨励賞：全身皮下気腫を呈し死亡した子牛からの *Paeniclostridium sordellii* の分離（第74巻第6号掲載）

大橋郁代（山形県中央家畜保健衛生所）、他

獣医学術学会賞：CSF ワクチン接種適齢期推定法の構築と実用

桑田桂輔（岐阜県中央家畜保健衛生所）、他

獣医学術功労賞：乳牛の代謝プロファイルテストを主体とする生産獣医療技術の確立ならびに臨床現場への普及

木田克弥（帯広畜産大学・客員教授）

〔小動物部門〕

獣医学術奨励賞：小動物整形外科用骨プレートを用いて外科的矯正術を行った漏斗胸の猫5例（第72巻第11号掲載）

草場祥雄（室見動物病院）、他

獣医学術学会賞：DMD 遺伝子におけるフレームシフト変異が同定されたトイ・プードルの筋ジストロフィーの1例

酒居幸生（大阪府立大学）、他

獣医学術功労賞：伴侶動物がん医療における基礎及び臨床研究

中山裕之（東京大学・名誉教授）

〔公衆衛生部門〕

獣医学術奨励賞：山形県内マダニのマダニ媒介感染症病原体調査（第73巻第9号掲載）

瀬戸順次（山形県衛生研究所）、他

獣医学術学会賞：SFTS 感染ネコの周辺環境におけるマダニ相とウイルス叢の調査並びに植生マダニの駆除とその効力評価

木村俊也（愛媛県食肉衛生検査センター）、他

獣医学術功労賞：動物の常在細菌とその農場での生態および食肉への汚染に関する研究

関崎 勉（東京大学・名誉教授）

（3）獣医学術地区学会の開催

令和3年度に地区単位で開催された獣医学術地区学会と相互連携を行い、令和3年度獣医学術学会年次大会（オンデマンド配信）において、各地区学会で優秀演題として選出された地区学会長賞受賞演題を対象に地区学会長賞受賞講演として発表が行われた。

《 令和3年度 獣医学術地区学会開催状況 》

開催地区 (担当地方会)	開催場所	開催期日	獣医学術地区学会発表演題数							
			産業動物		小動物		公衆衛生		計	
北海道 (北海道)	オンライン開催	9月2日(木) ～16日(日)	44	3	23	2	10	1	77	6
東北 (仙台市)	オンライン開催	10月11日(月) ～31日(日)	27	2	37	2	13	1	77	5
関東・東京 (栃木県)	オンライン開催	9月12日(日)	16	1	43	2	10	1	69	4

中部 (石川県 福井県)	オンライン開催	9月5日(日)	18	1	17	1	15	1	50	3
近畿 (神戸市)	オンライン開催	9月27日(月) ～10月3日(月)	24	2	31	2	11	1	66	5
中国 (広島県)	オンライン開催	10月17日(日)～	38	2	45	3	25	2	108	7
四国 (愛媛県)	オンライン開催	9月12日(日)	13	1	9	1	7	1	29	3
九州 (宮崎県)	オンライン開催	10月22日(金) ～31日(日)	33	2	34	2	18	1	85	5
計(開催8カ所)			213	14	239	15	109	9	561	38

注：演題数の太ゴシック体の数字は、地区学会長賞受賞演題数

## 9 獣医学術振興・人材育成事業

### (1) 日本獣医師会雑誌編集・提供事業

ア 日本獣医師会雑誌の編集・発刊(イの日本獣医師会雑誌学会学術(獣医学術学会)誌部分を除く。)

(ア) 獣医学術の振興・普及とともに獣医事及び動物福祉等に関する専門情報の提供、さらには獣医師専門職をはじめ広く獣医療従事者の人材養成を担う獣医学術情報媒体として、獣医師専門職をはじめ、国内外関係者への獣医学術・獣医事情提供活動として日本獣医師会雑誌を毎月定期に発行した。

また、現在、本誌(学会学術(獣医学術学会)誌部分を含め)を従来の印刷媒体と並行して(独)科学技術振興機構が運用する学術誌電子化サービス「J-STAGE3」に電子ジャーナルとして掲載した。

(イ) 日獣会誌通巻900号記念号となる第74巻第10号(令和3年10月号)において、通巻900号発刊記念特別企画として座談会記事及び論説「各分野で活躍する獣医師のさらなる飛躍にむけて」を掲載した。

(ウ) 第75巻第1号(令和4年1月号)から、日本獣医師会獣医学術学会誌をオンラインジャーナル化し、日獣会誌誌面では論文のタイトル、著者名及び和文要約を掲載した。一方、会報において、新たな連載企画を掲載する等、誌面の充実に努めた。

(エ) 「獣医師生涯研修事業のページ」においては、「生涯研修のページQ&A」を毎号掲載の他、第75巻第2号(令和4年2月号)に令和2年度「証明書(獣医師生涯研修実績証明書)」「修了証(獣医師生涯研修プログラム修了証)」、認定証(獣医師生涯研修継続参加認定証)、取得者一覧を掲載して、同事業の広報並びに円滑な推進に努めた。

(オ) 令和3年度の各号(第74巻第4号～第75巻第3号)における記事の掲載状況は、次のとおり。

#### 《日本獣医師会雑誌の編集区分別掲載状況》

巻頭言(会長挨拶等)	3	診療室	0
論説	10	紀行・見聞	0
総説	0	行事等案内	12
提言・要請(指針等)	21	募 集	14
会議報告	9	紹 介	34

解 説・報 告	7	行事等(事務局日誌)	12
学 術・教 育	0	獣医師生涯研修事業のページ	12
行 政・獣医事	22	馬 耳 東 風	12
資 料	0	そ の 他	1
意 見	1	合 計	170

イ 日本獣医師会雑誌学会学術（獣医学術学会）誌部分の編集

(ア) 昨年に引き続き広く獣医師等から投稿された学術論文を獣医学術部門ごとに編集し、「学会関係情報」において、「日本獣医師会学会学術誌投稿規程」を継続して掲載、周知し、獣医学術の振興・普及と獣医学術の業績評価等を通じ獣医師専門職の人材育成に資するとともに、獣医学術情報の構成獣医師、国内外関係者への情報提供活動として、毎月発行した。

また、令和3年度(令和3年4月号～令和4年3月号)における日本獣医師会学会学術（獣医学術学会）誌の学術論文掲載状況は、次のとおり。

※1月号からはオンラインジャーナルでの公開数をカウント。

部 門 名	総 説	原 著	短 報	資 料	技術講座	合 計
産 業 動 物 臨 床 ・ 家 畜 衛 生 関 連 部 門	1	13	13	3	0	30
小 動 物 臨 床 関 連 部 門	0	4	9	0	0	13
獣医公衆衛生・野生動物・環境保全関連部門	1	6	8	3	1	19
計	2	23	30	6	1	62

(イ) 日本獣医師会獣医学術学会誌編集委員会（令和3年10月24日Web開催）において、日本獣医師会学会学術誌の編集及び審査状況等の報告、日本獣医師会学会学術（獣医学術学会）誌の編集企画、日本獣医師会学会学術誌投稿規程の一部改正について協議し、了承された。

なお、令和3年度（令和3年4月号～令和4年3月号）における投稿原稿の審査状況は、次のとおり。

部 門 名	審 査 原 稿 数			処 理 原 稿 数			次年度への繰越原稿数
	新規受付	前年度からの繰越	合計	採用	不採用	合計	
産 業 動 物 臨 床 ・ 家 畜 衛 生 関 連 部 門	31	8	39	17	13 (3)	30	9
小 動 物 臨 床 関 連 部 門	21	11	32	13	11 (4)	24	8
獣医公衆衛生・野生動物・環境保全関連部門	15	2	17	10	3 (1)	13	4
計	67	21	88	40	27	67	21

\*（ ）内は取下げ原稿数

(2) 獣医師生涯研修事業

獣医師専門職の人材育成及び質の確保に資するため、獣医療関係団体・大学等関係機関と連携し、地方獣医師会の協力の下で次のとおり実施した。

ア 令和3年度の「認定プログラム件数」及び令和3年度内に申告が行われた「令和2年度の取得ポイント申告者数、実績証明書・修了証・認定証交付者数」は、次のとおり。なお、令和2年度の実績申告に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響下により多くの研修プログラムが中止になりポイントの取得が困難になったことから、申告を行わない場合でも継続扱いとすることとされた。

(ア) 認定プログラム件数

獣医師会関係 78件・その他 27件 合計 105 件

(イ) 「取得ポイント申告者数」、「実績証明書交付者数」、「修了証交付者数」及び「認定証交付者数」

	産業動物	小動物	公衆衛生	計
取得ポイント申告者数	3 人	14 人	1 人	18 人
実績証明書交付者数	3 人	10 人	1 人	14 人
修了証交付者数	0 人	5 人	0 人	5 人
認定証交付者数	0 人	2 人	0 人	2 人

イ 獣医師生涯研修事業の広報

(ア) 獣医師生涯研修事業の対象として認定したプログラムについては、順次、日本獣医師会雑誌と日本獣医師会ホームページに掲載して、事業の広報に努めた。

### (3) 獣医学術講習会・研修会事業

ア 講習会・研修会事業

獣医学術講習会・研修会事業は、例年と同様、担当地方獣医師会の運営協力を得て、開催地区ごとに産業動物臨床・小動物臨床・獣医公衆衛生の3部門の中から最大2部門を選択して開催した。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により1地区を除きオンラインでの実施となった。

#### 《 令和3年度 獣医学術講習会・研修会事業の実施状況 》

地区	担当 獣医師会	区分	開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容 (講師：所属)	受講 者数
東北	秋田県	公衆衛生	イヤタカ (秋田市)	11月5日(金) 13:30~16:30	マイクロチップ装着義務化と愛玩動物看護師法の施行に向けた対応について (境 政人：日本獣医師会)	31
関東	千葉県	小動物	オンライン開催	11月21日(日) 13:30~15:45	猫の眼疾患“ヘルペスウイルスから虹彩メラノーマ、眼底出血まで” (小林義崇：アニマルアイケア・東京動物眼科醫院)	139
東京	東京都	小動物	オンライン開催	3月6日(日) 14:00~15:30	狂犬病対策会議並びに意見交換会 (中川清志：東京都獣医師会) (高藤典靖：東京都獣医師会) (宮田容太：宮田動物病院) (佐藤 克：佐藤獣医科医院) (瀬戸口健二：犬猫病院青山)	46
中国	岡山県	公衆衛生	オンライン開催	11月26日(金) 14:00~16:00	高病原性鳥インフルエンザ対策としてのバイオセキュリティ強化 (竹原一明：東京農工大学)	50
全国4地区4箇所				受講者合計：266名		

イ アジア地域臨床獣医師等総合研修事業

公益財団法人全国競馬・畜産振興会の助成を受けて、アジア地域臨床獣医師等総合研修及びネットワーク構築事業を実施した。新型コロナウイルス感染症の世界的流行のため、令和3年度においても研修生来日を中止せざるを得なかったが、下記のビデオ教材6本を制作し、過去の

研修修了者等を対象に令和4年3月25日及び3月28日にウェビナーを開催した。制作した動画は下記のとおり。また、事業推進委員会を7月と3月に開催し、各事業年度における研修生の選考、本事業の運営方針、具体的な事業内容等について検討を行った。令和4年4月来日に向けて、令和2年度及び令和3年度に来日予定であった研修生16名のうち13名を選出し、候補者13名のビザ発給手続きや、宿舍の手配等の準備を行った。

令和3年度アジア地域臨床獣医師等総合研修及びネットワーク構築事業研修ビデオ教材一覧

- ・To control FMD in the region  
坂本 研一（宮崎大学産業動物防疫リサーチセンター 特別教授）
- ・Control of avian influenza  
迫田 義博（北海道大学獣医学研究院獣医学部門病原制御学分野 教授）
- ・Introduction of Mizuho Farm Co.,Ltd Nasu branch
- ・Interview of Dr. Zu-Jyun Wang
- ・Interview of Dr. Shwe Thiri Maung Maung Khin
- ・Interview of Dr. Chia-Tang Ho

#### ウ 女性獣医師就業支援対策事業

農林水産省の令和3年度獣医療提供体制整備推進総合対策事業の一環として、女性獣医師等の復職に係る理解を醸成するための講習会「新型コロナウイルス感染症・動物の感染症と獣医師—獣医師の職場からの報告と獣医師全体のメンタルヘルスのために—」をオンラインにて開催した。また獣医学生向けに女性獣医師等の就業について考える「女性獣医師の就業を支援するための獣医学生向けセミナー」を現地、オンライン及びオンデマンド配信にて開催した。「女性獣医師就業支援研修」については新型コロナウイルス感染症の影響により今年度は現地開催がなかったが、女性獣医師応援ポータルサイト（女性獣医師等の就労環境等に関する幅広い情報を一元的に提供する総合情報プラットフォーム）の関連コンテンツ（eラーニング等）を追加掲載し、ポータルサイトの内容充実を図った。

## 10 獣医学術振興調査研究事業

### （1）獣医療提供体制整備推進総合対策事業

獣医療提供体制整備推進協議会（以下「協議会」という。）が農林水産省の補助を受けて実施した令和3年度食の安全・消費者の信頼確保対策事業のうち獣医療提供体制整備推進総合対策事業（新規獣医師臨床研修促進事業及び管理獣医師等育成支援事業・獣医師就業支援対策事業並びに広域獣医療体制整備対策事業）については、協議会の事務を行うとともに、本事業の一部を、協議会会員として分担実施した。

なお、事業の運営については、事業推進検討会を開催し、検討の上、円滑な実施に努めた。

#### ア 事業の実施状況

##### （ア）新規獣医師臨床研修促進事業

生産農家に信頼され、社会から必要とされる専門職としての獣医師の育成に資するため、現場経験豊かな獣医師や獣医関係法令に関する学識経験者を講師として、関係機関・団体等の協力を得て、新規獣医師を主に対象とした実践的な診断技術や臨床現場における基本的知識の修得、飼育者等とのコミュニケーション能力の養成、職業倫理意識の向上を目指した技術研修を実施した。

##### （イ）管理獣医師等育成支援・獣医師就業支援対策事業

関係機関・団体等の協力を得て、臨床獣医師が管理獣医師としての知識・技術を修得するための講習会及び実習、管理獣医師の業務とその重要性を広く普及・啓発する講習会、臨床獣医師が高度獣医療に係わる知識を身に付けるための技術研修、講習会を実施するとともに、関連教材を作成した。

さらに、女性獣医師等を対象とした職場復帰・再就職に必要な最新知識の習得と獣医療技術向

上のためのe-ラーニングを利用した研修、産業動物診療施設等の雇用者を対象とした理解醸成のための講習会、獣医学生を対象とした女性獣医師等の就業について考えるセミナーを開催した。

(ウ) 広域獣医療体制整備対策事業

島嶼部や山間地等の獣医療遠隔地を持つ対象地区において、情報機器等を用いた産業動物診療を試行的に導入した。対象農場において遠隔診療を実施するとともに、各実施農場における優良事例として映像教材の動画を作成した。

イ 事業の実施期間：令和3年5月26日～令和4年3月31日

ウ 事業の結果

「令和3年度獣医療提供体制整備推進総合対策事業実績報告書」として取りまとめ、協議会に提出した。

《 令和3年度「新規獣医師が基礎的な臨床技術を修得するための技術研修」開催状況 》

	開催担当	実施場所 (実施地)	実施日時	研修内容 (指導者：所属)	参加者数
1	北海道 農業共済 組合 連合会	北海道農業共済組合 連合会研修所を中心 としたオンライン開 催 (江別市新栄台 92)	10月27日(水) 13:00～16:30	簡単にできる馬の人工授精と受精卵移植 南保泰雄(帯広畜産大学)	47名
2	奈良県 農業共済 組合	奈良県農業共済組合 家畜診療所を中心と したオンライン開催 (橿原市十市町 877-1)	11月16日(火) 9:00～12:00	受精卵移植・移植技術の重要項目 山本広憲(山本動物ETクリニック)	19名
3	宮崎県 農業共済 組合	①宮崎県農業共済組 合生産獣医療センタ ー (児湯郡新富町新田 18802-3) ②宮崎大学農学部 (宮崎市学園木花台 西1-1) ①②を中心としたオ ンライン開催	9月27日(月) 10:00～ 10月1日(金) 12:00	①家畜共済の診療指針：下痢症 島本正平(NOSAI 宮崎) ②家畜共済の診療指針：呼吸器病 阿部信介(NOSAI 宮崎) ③抗生物質の基礎 辻 厚史(NOSAI 宮崎) 遠矢良平(NOSAI 宮崎) 峯 雄太(NOSAI 宮崎) ④補液の基礎 本田直史(NOSAI 宮崎) ⑤牛の臨床繁殖 大澤健司(宮崎大学) 北原 豪(宮崎大学) ⑥外科手術の基礎 佐藤礼一郎(宮崎大学) ⑦給与飼料の基礎 黒木睦夫(NOSAI 宮崎) ⑧産科の基礎 遠目塚安広(NOSAI 宮崎)	21名
全国3開催					87名

《 令和3年度「新規獣医師が職業倫理、関係法令、コミュニケーションスキル等を修得するための講習会」開催状況 》

	開催担当	開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容 (講師：所属)	参加者数
1	農場どない すんねん 研究会 (NDK)	Webセミナー (Zoom利用)	9月19日(日) 14:30～16:30	動物の飼育者への「悪い知らせ」の伝え方を 考える 金澤剛志(九州大学/健和会大手町病院) 伊藤優真(Pet clinic アニホス/帝京大学) 矢野 淳(次郎丸動物病院) 渡邊力生(梅花女子大学)	29名

2	宮城県 獣医師会	TKP 仙台 (仙台市青葉区本町 1-5-31 シエロ仙台ビル 4F)	2月20日(日) 13:00~15:00	①改正動物愛護管理法に係る説明 土井敬一(宮城県環境生活部) ②愛玩動物看護師法に係る説明 松岡 猛(日本獣医師会)	30名
全国2開催					59名

《令和3年度「管理獣医師を育成するための農場経営・飼養管理に関する実習」開催状況》

	実施担当	実施場所 (実施地)	実施日時	実習内容 (指導者：所属)	参加 者数
1	(有)サミット ベテリナリ ーサービス	(有)サミットベテリナ リーサービス(群馬 県前橋市茂木町 1276-2) 他	6月1日(火) ~ 2月28日(月) のうち 約180日間	養豚農場における 農場管理獣医師の実践的業務に関する研修 石川弘道 (有)サミットベテリナリ ーサービス	2名
2	(有)あかばね 動物クリ ニック	(有)あかばね動物クリ ニック(愛知県田原 市赤羽根町石添 55) 他	6月1日(火) ~ 2月28日(月) のうち 約140日間	養豚農場における 農場管理獣医師の実践的業務に関する研修 鈴木保宣 (有)あかばね動物クリ ニック	1名
全国2開催					3名

《令和3年度「管理獣医師の実践的な技術・知識を修得するための講習会」開催状況》

	開催担当	開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容 (講師：所属)	参加 者数
1	日本養豚 開業 獣医師 協会	つくば国際会議場及 びオンラインウェビ ナー形式	10月8日(木) 10:00~17:00	「豚熱の発生防止に向けて」 ①ワクチンを用いた豚熱の発生防止対策の基本 迫田 義博(北海道大学) ②疫学調査から読み解く今般の豚熱発生状況 山本健久(農研機構動物衛生研究部門) ③野生イノシシにおける豚熱の現状と対策 永田知史(農林水産省) ④豚熱発生事例64、65、67例目に関するJASV の検証と、これ以上養豚場で豚熱を発生させ ないための提言 呉 克昌(日本養豚開業獣医師協会) ⑤2020年の沖縄での豚熱発生後の防疫対応と 課題~養豚専門獣医師としての取り組み~ 大城 守(沖縄県食肉センター) ⑥豚熱発生農場の再建に向けた取り組み 水上佳大(有)あかばね動物クリニック ⑦最近の国内におけるPRRSウイルスおよび豚 サーコウイルスの遺伝的多様性について 高木道浩(農研機構 動物衛生研究部門) ⑧精液バックが原因とみられる極端な受胎率低 下事例 丸山哲也(インターファーム) ⑨浮腫病ワクチンの効果と抗菌剤使用量低減へ の期待 伊藤 貢(有)あかばね動物クリニック	89名



2	日本養豚 開業 獣医師 協会	オンライン開催	12月3日(金) 13:00~17:00	「2010年の宮崎での口蹄疫と東アジアでの口蹄疫発生現状について」 末松益雄(宮崎大学) 「イノシシの現状とこれからを考える」 伊藤 貢(南あかばね動物クリニック) 「豚熱における野生イノシシ対策について」 日比造之(農林水産省) 「野生イノシシ対策にどう取り組むか」 <コーディネーター> 呉 克昌(㈱バリューファーム・コンサルティング) <パネラー> 小倉弘明(中央畜産会、麻布獣医学園) 日比浩之(農林水産省) 平田滋樹(農研機構 畜産研究部門) 末吉益雄(宮崎大学大学院)	87名
3	鳥取県 獣医師会	鳥取県立米子コンベンションセンター (米子市末広町294)	1月17日(月) 13:00~16:00	酪農の近未来、経営及び観点から 菊地 実 (きくち酪農コンサルティング(株))	中止
4	宮城県 獣医師会	宮城県獣医師会 3階会議室 (WEB配信) (仙台市宮城野区安養寺3-7-2)	1月28日(金) 13:30~15:30	岩手大学における教育と研究 “特に乳牛のsaraに関する研究” 佐藤 繁(岩手大学)	18名
5	北海道 獣医師会	Anker web studio (WEB配信) (札幌市中央区北1条西10丁目北1条)	2月8日(火) 14:00~16:30	①生産者が求める農場経営、生産獣医療等に関する実践的な知識を持った管理獣医師の育成 池田哲平((株)BRAST) ②豚の管理獣医師がいない中で、臨床獣医師の飼養衛生管理基準等の農場指導ができる管理獣医師の育成 嶋田誠司(NOSAI 宮崎)	58名
全国4開催			252名		

《 令和3年度「管理獣医師の理解醸成のための講習会」開催状況 》

	開催担当	開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容 (講師：所属)	参加者数
1	日本 獣医師会	オンライン開催	1月21日(金) ~ 2月6日(日)	①但馬牛の歴史 野田昌伸(兵庫県立但馬牧場公園但馬牛博物館) ②但馬牛肥育における飼養技術の開発 正木達規(兵庫県立農林水産技術総合センター) ③新たな肉質評価技術を活用した但馬牛の改良 小浜菜美子(兵庫県立農林水産技術総合センター) ④但馬牛改良の変遷~血統・ゲノム情報の活用~ 大山憲二(神戸大学) ⑤神戸ビーフのブランドの歩みと取組み強化 谷元哲則(神戸肉流通推進協議会)	のべ 5,158 名
全国1開催			合計のべ5,158名		

※令和3年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会の一部として開催したため、人数は大会ののべ参加ユーザー数としている。

《 令和3年度「高度獣医療研修」開催状況 》

	協力機関	実施場所 (実施地)	実施日時	実習内容 (指導者：所属)	参加 者数
1	日本 獣医師会	オンライン開催 (ZOOM利用)	9月8日(水) 13:00~16:00 9月29日(水) 13:00~16:00 2月21日(水) 13:00~16:00	オンライン Hands-On 大動物実習 佐々木直樹(山口大学)	30名
全国1開催					30名

《 令和3年度「高度獣医療講習会」開催状況 》

	開催担当	開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容 (講師：所属)	参加 者数
1	福島県 獣医師会	ホテル福島 グリーンパレス 2階 孔雀の間	11月26日(金) 13:30~16:00	①県内で発生した嚙下障害事例(BTV及びEHDV 血清型7) 山本伸治(福島県中央家畜保健衛生所) ②複雑化する牛伝染性リンパ腫の分類法 今井直人(福島県中央家畜保健衛生所) ③薬剤耐性(AMR)の現状と抗菌薬の適正使用 について 西門秀人(福島県農林水産部) ④乳房炎に対する抗菌剤適正使用 ～オンファームカルチャーの活用～ 笠井 圭(日本全薬工業(株))	26名
2	栃木県 獣医師会	ホテルマイステイ ズ 宇都宮 11階 グランドボールルー ム	2月18日(金) 13:00~16:00	日常よく遭遇する子牛の外科 柄 武志(鳥取大学)	58名
3	兵庫県農業 共済組合	兵庫県農業共済組 合を中心としたオ ンライン開催	11月10日(水) 10:00~15:00	小牛の下肢骨折～診断と治療の原則・貫通固 定ピンキャスト法のメリットとデメリット～ 山岸則夫(大阪府立大学)	34名
4	日本 獣医師会	オンライン開催	1月21日(金)～ 2月6日(日)	「臨床家が解説する、現場で実践したい牛の 外科『マル秘』テクニック」 ①黒毛和種牛の骨折に対する即時重合レジ ンによる創外固定 久野尚之(NOSAI ひょうご) ②牛の第一胃慢性鼓脹症に対する注射器製フ ィステルを用いた第一胃瘻管形成術 近藤 直(ヴェックス・北海道) ③ユトレヒト変法による乳牛の第四胃左方変 位整復術 森田 稔(NOSAI 道央) ④肥育去勢牛の下部尿路閉塞に対する会陰部 尿道瘻形成術及び下腹部膀胱瘻設置術 内山健太郎(内山家畜診療サービス)	のべ 5,158 名
5	日本 獣医師会	オンライン開催	1月21日(金)～ 2月6日(日)	「獣医師の幹細胞治療について改めて考え る」 ①臨床現場における間葉系幹細胞の使用と課題 横山篤司(さくら動物病院) ②「動物再生医療技術研究組合」の取組みで 見えてきたもの 福田 威(動物再生医療センター病院)	のべ 5,158 名

				<p>③本邦初の動物用再生医療等製品「ステムキユア<sup>®</sup>」について 上田忠佳 (DS ファーマアニマルヘルス/池田動物細胞医薬センター)</p> <p>④獣医領域における再生医療等製品の法的位置付けと今後の課題 佐藤耕太 (農林水産省)</p> <p>⑤犬と猫で再生医療を実施する上で把握しておくべき指針と留意点 枝村一弥 (日本大学)</p>	
6	日本獣医師会	オンライン開催	1月21日(金)～ 2月6日(日)	<p>「注目すべき衛生害虫 ―その生態や防除について―」</p> <p>①保健所での相談事例から見たトコジラミ発生の実態と課題 矢口昇 (豊島区池袋保健所生活衛生課)</p> <p>②ヒアリ侵入の現状 ―高まる定着の危機― 橋本佳明 (兵庫県立大学)</p> <p>③感染症を媒介するマダニの生態と同定法 山内健生 (帯広畜産大学)</p> <p>④衛生害虫の殺虫剤抵抗性の現状とその機構 葛西真治 (国立感染症研究所)</p>	のべ 5,158 名
7	日本獣医師会	オンライン開催	1月21日(金)～ 2月6日(日)	<p>「人と動物のコロナウイルス感染症」</p> <p>①新型コロナウイルスの変異株はなぜ出現してくるのか 水谷哲也 (東京農工大学)</p> <p>②新型コロナウイルスの reverse zoonosis と伴侶動物のコロナウイルス 前田健 (国立感染症研究所)</p> <p>③家畜のコロナウイルス感染症 鈴木 亨 (農研機構動物衛生研究部門)</p> <p>④鶏のコロナウイルス感染症 (伝染性気管支炎) 真瀬昌司 (農研機構動物衛生研究部門)</p> <p>⑤日本のコウモリコロナウイルス 村上 晋 (東京大学)</p>	のべ 5,158 名
8	日本獣医師会	オンライン開催	1月21日(金)～ 2月6日(日)	<p>「希少鳥類における鳥インフルエンザウイルス感染対策の確立」</p> <p>①ヒト用抗インフルエンザ薬の希少鳥類における有効性について 迫田義博 (北海道大学)</p> <p>②希少鳥類の生息環境における鳥インフルエンザウイルスサーベイランス 笛吹達史 (鳥取大学)</p> <p>③HPAIV の希少鳥類への感染状況について 小澤 真 (鹿児島大学)</p> <p>④希少鳥類の培養細胞を活用した HPAIV 病原性の予測 大沼 学 (国立環境研究所)</p>	のべ 5,158 名
全国 8 開催				合計のべ 5,276 名	

※ 4～8は令和3年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会の一部として開催したため、人数は大会のべ参加ユーザー数としている。

《 令和3年度「高度獣医療講習会（中央）」開催状況 》

開催担当	開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容 (講師：所属)	参加者数
1 全国農業 共済協会	オンライン開催	2月21日(月) 10:30～ 2月22日(火) 12:30	令和3年度「家畜診療等技術全国研究集会」 ①研究発表(20題) ②講演 「牛伝染性リンパ腫の防疫戦略」 今内 覚 (北海道大学)	のべ 356名
のべ 356名				

《 令和3年度「女性獣医師等の就業環境に対する理解を醸成するための講習会」開催状況 》

開催担当	開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容 (講師：所属)	参加者数
1 日本 獣医師会	オンライン開催	1月21日(金) ～ 2月6日(日)	①新型コロナウイルス感染症と獣医師の関わり 白岩利恵子(岩手県獣医師会食鳥検査センター) ②動物の感染症対策を担う獣医師の今 佐藤則子(茨城県県南家畜保健衛生所) ③牛の健康から人の健康へー社会と健康の関係ー 金森万里子(東京大学) ④組織公正性の高い職場作りをー獣医師の職場 環境や仕事内容を再考するー 谷千賀子(畜ガールズ)	のべ 5,158 名
のべ 5,158名				

※令和3年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会の一部として開催したため、人数は大会ののべ参加ユーザー数としている。

《 令和3年度「女性獣医師就業支援学生向けセミナー」開催状況 》

開催担当	開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容 (講師：所属)	参加者数
1 日本 獣医師会	酪農学園大学 (オンライン開催)	7月16日(金) 13:00～14:30	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②女性獣医師の職場の実態や働き方の紹介 「産業動物診療分野」 上松瑞穂(NOSAI 宮崎) 「公務員(行政)分野」 池堂智信(大分県玖珠家畜保健衛生所)	245名
2 日本 獣医師会	北里大学 (オンライン開催)	7月6日(火) 10:30～12:00	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②女性獣医師の職場の実態や働き方の紹介 「産業動物診療分野」 上松瑞穂(NOSAI 宮崎) 「家庭動物診療分野」 福原美千加(みかん動物病院)	130名
3 日本 獣医師会	東京大学 (オンライン開催)	10月13日(水) 13:30～15:00	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②女性獣医師の職場の実態や働き方の紹介 「公務員(行政)分野」 池堂智信(大分県玖珠家畜保健衛生所) 「大学・研究展示施設」 湯澤菜穂子(秋田市大森山動物園)	30名

4	日本 獣医師会	岐阜大学	11月19日(金) 13:00~14:30	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②女性獣医師の職場の実態や働き方の紹介 「公務員(行政)分野」 池堂智信(大分県玖珠家畜保健衛生所) 「大学・研究展示施設」 湯澤菜穂子(秋田市大森山動物園)	32名
5	日本 獣医師会	鳥取大学 (オンライン開催)	12月8日(水) 15:00~16:30	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②女性獣医師の職場の実態や働き方の紹介 「家庭動物診療分野」 守口省悟(ぬくもり動物医療センター) 「大学・研究展示施設」 湯澤菜穂子(秋田市大森山動物園)	38名
6	日本 獣医師会	山口大学 (オンライン開催)	2月1日(火) 13:00~14:30	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②女性獣医師の職場の実態や働き方の紹介 「産業動物診療分野」 上松瑞穂(NOSAI 宮崎) 「公務員(行政)分野」 池堂智信(大分県玖珠家畜保健衛生所)	31名
7	日本 獣医師会	宮崎大学 (オンライン開催)	10月25日(月) 17:00~18:30	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②女性獣医師の職場の実態や働き方の紹介 「産業動物診療分野」 上松瑞穂(NOSAI 宮崎) 「大学・研究展示施設」 湯澤菜穂子(秋田市大森山動物園)	33名
8	日本 獣医師会	鹿児島大学 (オンライン開催)	7月27日(火) 7月30日(金) 13:00~15:00	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②女性獣医師の職場の実態や働き方の紹介 「家庭動物診療分野」 守口省悟(ぬくもり動物医療センター) 「大学・研究展示施設」 湯澤菜穂子(秋田市大森山動物園)	62名
9	日本 獣医師会	北海道大学 帯広畜産大学 岩手大学 東京農工大学 日本獣医生命科学大学 麻布大学 日本大学 大阪府立大学 (オンデマンド配信)	視聴期間: 9月22日~ 3月31日	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②女性獣医師の職場の実態や働き方の紹介 「家庭動物診療分野」 福原美千加(みかん動物病院) 守口省悟(ぬくもり動物医療センター) 「産業動物診療分野」 上松瑞穂(NOSAI 宮崎) 「公務員(行政)分野」 白岩利恵子(岩手県獣医師会) 池堂智信(大分県玖珠家畜保健衛生所) 「大学・研究展示施設」 湯澤菜穂子(秋田市大森山動物園)	のべ 1,013 名
のべ1,614名					

《 令和3年度広域獣医療体制整備対策事業「情報通信機器を用いた診療導入事業モデル事業」開催状況 》

	開催担当	開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容 (講師：所属)	参加 者数
1	富山県 獣医師会	くろべ牧場 まきばの風 (黒部市宇奈月栴屋字 広谷4)			
2	沖縄県 獣医師会	①八重山家畜診療所及 び管内の農場(西表 島) ②北部家畜診療所 ③中部出張所 ④中央家畜診療所及び 管内の農場(本島 南部)		対象農場において遠隔診療を実施するとともに、 各実施農場における優良事例として映像教材の動画を作成した。	

(2) 農場管理専門獣医師等認定・活動支援事業

公益財団法人全国競馬・畜産振興会の助成を受けて農場管理専門獣医師等認定・活動支援事業を実施し、令和3年度は以下の内容を実施した。

ア 農場管理専門獣医師等認定・活動支援推進委員会開催等事業

学識経験者等から成る農場管理専門獣医師等認定・活動支援推進委員会を令和3年7月19日に委員会を開催し、令和3年度事業の実施内容や達成目標の確認を行うとともに、委員からは「認定・専門獣医師」や「農場管理専門獣医師」等の名称により混乱が生じないように注意すべき等の意見が出された。

イ 専門獣医師協議会設置・検討事業

日本獣医学会、任意の学会、獣医学系大学、関係団体等で構成される「認定・専門獣医師協議会」を令和3年9月10日に設置した。

ウ 研修プログラム基準案作成・評価作業委員会事業

専門分野別の研修プログラム基準案、ガイドラインの作成を行うとともに、具体的な専門分野別研修プログラムの評価を行うため、令和4年3月30日に第1回委員会を開催し、研修プログラム基準案の作成等について検討を行った。

エ 研修会等開催・管理事業

専門分野別の認定研修プログラムに基づいた高度かつ専門的な研修会を、オンライン配信により令和4年1月21日(金)～2月6日(日)の間、下表のとおり開催した。

オ 認定・専門獣医師認定・登録・更新管理事業

(ア) 認定・登録管理システム検討委員会

専門分野別の認定獣医師及び専門獣医師の認定・登録管理を行うシステムの作成に向け、委員会を令和4年3月29日に開催し、システムの構築に向けた検討を行った。

(イ) 認定・専門獣医師認定・登録・更新管理

専門分野別の認定獣医師及び専門獣医師の認定・登録管理を行うシステムについて、令和3・4年度の2年度にかけて構築を進めている。なお、システムは令和4年10月の完成を目指しており、試用期間の後、正式な運用(令和5年3月予定)を開始する予定である。

(ウ) 認定・専門獣医師普及・啓発

認定・専門獣医師制度等についての普及・啓発を行うため、認定・専門獣医師制度等の普及・啓発用リーフレット及びボールペンを作成した。

カ 農場管理獣医師活動周知・普及推進事業

(ア) 農場管理獣医師活動周知・普及推進検討委員会

高品質で安全な畜産物の供給に携わる農場管理獣医師の活動が、広く一般市民等に対して周知されるための方策や農場管理獣医師が指導・管理を行う農場の認知度向上のため、第1

回委員会を令和4年1月6日に開催し、普及方策等の検討を行った。また、第2回委員会を令和4年2月22日に開催し、パンフレットや動画の内容等、具体的な普及方策内容についての確認・意見交換を行った。

(イ) 農場管理獣医師活動周知・普及推進事業

高品質で安全な畜産物の供給に携わる農場管理獣医師の指導・管理活動を周知させるため、普及・啓発用動画映像の作成及びパンフレット、普及啓発用ボールペンを作成した。

《令和3年度「農場管理専門獣医師等認定・活動支援事業研修会」開催状況》

開催方式	開催期間	講演内容、講演者（所属）	参加者数
Webによるオンデマンド配信 （令和3年度獣医学術学会年次大会の企画として開催）	1月21日（金） ～2月6日（日）	1 「認定・専門獣医師制度の構築と運用 ～日本獣医師会が担う役割」 境 政人（日本獣医師会） 2 「農場管理獣医師の役割」 大橋邦啓（農場管理獣医師協会）	5,158名*

※ 上記の参加者数は、令和3年度獣医学術学会年次大会全体の参加登録者数。

## II 収益事業

### 収益1 公益目的事業の推進に資するために行う不動産の貸付に関する事業

#### 不動産貸付事業

- （1）本会は、新青山ビル（昭和53年10月に三菱地所株が建設）の一部を区分所有（注：登記簿上の専有面積は1,097.14㎡、共有面積は204.55㎡）しており、そのうち約789㎡については三菱地所株との間の賃貸借契約に基づき、第三者に貸室として賃貸した。
- （2）一方、新青山ビルの維持管理については、三菱地所株との管理委託契約の下で対処しているが、新青山ビルの維持管理に伴う通常の営繕工事については、管理委託契約に基づき所要額の一定割合を負担した。  
新青山ビルは築後約44年を経過しており、資産価値の確保のため、三菱地所株との間で締結した確認書に基づく本会負担金について積立金の一部を取り崩して支払に充てた。  
なお、三菱地所株において策定した新青山ビルの新長期修繕計画の具体化に合わせ、工事負担金支払に備えて資金の積立を行った。
- （3）また、将来における新青山ビルの立替え資金の造成方法について、今後、三菱地所株と連携しながら対応を行う。

## III その他事業（相互扶助等の公益目的事業）

### その他（公益）1 公益目的事業の推進に資するために行う獣医師の福祉の向上等に関する事業

#### 1 獣医師福祉共済事業

##### （1）共済事業の運営状況

令和3年度における獣医師福祉共済事業の加入実績及び保険金の支払い状況は以下のとおり。

## ア 保険の加入状況

保険の種類	加入者数 (名)	加入 地方会数
生命共済保険	1,958	54
獣医師賠償責任保険	5,792	55
所得補償保険	1,214	55
新・団体医療保険	465	53
傷害総合保険等	691	49
年金保険	32	14
(注)所得補償保険には、団体長期所得補償保険が含まれる。 傷害総合保険等には、従業員補償、ショップオーナーズが含まれる。		

## イ 保険金の支払状況

保険の種類	事故件数 (件)	支払保険金額 (円)
生命共済保険	10	12,040,500
獣医師賠償責任保険	175	49,883,084
所得補償保険	55	29,121,667
新・団体医療保険	23	8,190,000
傷害総合保険等	17	1,302,243
年金保険	—	12,678,795
(注)所得補償保険には、団体長期所得補償保険が含まれる。 傷害総合保険等には、従業員補償、ショップオーナーズが含まれる。		

### (2) 共済事業の加入促進

未加入者への加入案内文書及びパンフレットの配布、日本獣医師会雑誌への継続的な広告掲載等引き続き加入推進に努めた。

## 2 褒賞・慶弔等事業等

公益目的事業の推進に資するため、獣医師その他獣医療従事者の福祉の向上並びに褒賞及び慶弔に関する事業を行った。

### (1) 褒賞事業

#### ア 日本獣医師会会長表彰状の授与

(ア) 獣医師会職員永年勤続表彰規程に基づき地方獣医師会会長等から推薦のあった者に会長表彰状を授与した。

(イ) 地区獣医師大会の場等において、日本獣医師会褒賞規程に基づき各地区から推薦のあった者に対し、会長表彰状を授与した。

(ウ) 動物愛護週間関連行事等において、日本獣医師会動物愛護週間関連行事褒賞規程に基づき各地方獣医師会から推薦のあった者に対し、会長表彰状を授与した。

#### イ 日本獣医師会会長感謝状の授与

地区獣医師大会の場等において、日本獣医師会褒賞規程に基づき各地区から推薦のあった者に対し、会長感謝状を授与した。

#### ウ 日本獣医師会会長特別感謝状の授与

本会役員として本会業務の執行に貢献し、本会監事を連続7期(平成13年7月1日から平成27年6月22日)、本会理事(近畿地区理事)を3期(平成27年6月22日から令和3年6月23日)、通算10期20年にわたり在任し、本年6月23日をもって本会理事を退任した玉井公宏氏に対し、会長特別感謝状を授与した。なお、特別感謝状は、第99回近畿地区連合獣医師大会の場において会長から授与した。

#### エ 日本獣医師会会長賞状の授与

(ア) 動物愛護週間関連行事等において、日本獣医師会動物愛護週間関連行事褒賞規程に基づき、各地方獣医師会から推薦のあった者に対し、会長賞状を授与した。

(イ) 各種の畜産共進会等において、畜産共進会における日本獣医師会会長表彰基準に基づき各地方獣医師会を通じて交付申請のあった優良家畜の出展者に対し、会長賞状を授与した。

(ウ) 日本獣医師会褒賞規程に基づき推薦のあった、各獣医学系大学(16大学)にて獣医学を修め、優秀な成績で卒業する者に対し、会長賞状及び記念品を授与した。



## (2) 慶弔事業

日本獣医師会慶弔等規程に基づき、対象となった者に対し、次の対応を行った。

- ア 慶 祝 叙勲・褒章を受けた会員構成獣医師等に対し、祝電の対応を行った。
- イ 弔 慰 逝去会員構成獣医師等に対し、供物の対応を行った。

## 3 災害見舞金制度

### (1) 令和2年豪雨における対応

「第1 事務報告 B 会務（個別）報告 2 緊急災害時対応 (1) 令和2年豪雨における対応」を参照。

## 4 その他

### 獣医師会会員襟章の作成・提供

獣医師会のシンボルとして、また、獣医師会会員であることの証としての獣医師会会員襟章を本年も引き続き提供した。

## 第3 事業報告の附属明細書

令和3年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和4年6月

公益社団法人 日本獣医師会